

淡路圏域 福祉関係情報

# 淡路の福祉

2024

淡路県民局洲本健康福祉事務所

洲本市福祉事務所

南あわじ市福祉事務所

淡路市福祉事務所

## はじめに

このたび「淡路の福祉 2024」が19回目の改訂版として発刊の運びとなりました。

令和6年版高齢社会白書によると、令和5年10月1日現在の我が国の総人口は1億2,435万人、そのうち65歳以上の高齢者人口は3,623万人となり、総人口に占める割合（高齢化率）は29.1%となりました。

ここ淡路圏域の高齢化率は、38.6%（令和6年2月1日現在）となり、全国平均を超える、県内でも高齢化率が高い地域となっています。

少子高齢化、単身世帯化、障害者の重度化・高齢化の進行は、家族関係や地域社会のあり方を変え、社会とのつながりを失った人の孤立や生活困窮者の増加、弱者に対する虐待などの新しい社会的リスクを増大させることが指摘されています。

このような状況に対応するため、住民が互いに手を取り合い協働して課題に向かえるよう「共生」をキーワードとした取り組みを各分野において推進していくことがこれから公的機関に期待されていると認識しています。

ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者、共働き世帯の増加が見込まれるなか、高齢者、障害者等の要援護者、子育て世代やその子どもたちなど誰もが健康で生き生きと安心して生活ができる地域づくりを継続していくことが必要です。

自然環境や食など豊富な地域の素材に恵まれた島の特長を生かし、健康で生き生きと活躍できる人材があふれる島になることを目標に地域間連携や世代間交流を促進しながら、福祉が地域創生、未来展開につながる種の事業となるよう、これまで以上に淡路3市と県民局の連携を深め、関係機関との時宜を得た連携調整を図ります。

この「淡路の福祉 2024」がその一助となり、また、福祉に携わる職員の参考書の一つとして活用されますことを期待しつつ、あらためて本冊子の編集にご尽力をいただきました関係者の皆様に感謝とお礼を申し上げ、発刊のごあいさつとさせていただきます。

令和7年3月

洲本健康福祉事務所長	鷺見 宏
洲本市福祉事務所長	立石 公寿
南あわじ市福祉事務所長	齋藤 浩二
淡路市福祉事務所長	久住 達哉

# 目 次

1 淡路地域の概要	1
2 地域福祉	
(1) 福祉コミュニティづくり	2
(2) 民生委員・児童委員	2
(3) 主任児童委員	3
(4) 民生・児童協力委員	3
(5) ボランティア・市民活動	3
ア ボランティア(市民活動)センター	
イ ボランティアコーディネーター	
ウ ボランティア・市民活動災害共済制度	
エ ボランティア・市民活動への支援	
(6) 社会福祉協議会	4
ア 市社会福祉協議会の主な活動	
イ 善意銀行	
ウ 心配ごと相談所等	
エ 共同募金	
(7) 日本赤十字社	7
3 高齢者福祉	
(1) 要援護高齢者等支援	8
ア 緊急通報システム	
イ 高齢者日常生活用具給付等事業	
ウ 家族介護慰労事業	
エ 在宅介護支援センター運営事業	
(2) 生きがいづくり	9
ア 老人クラブの活動助成	
イ 高齢者大学	
ウ 高齢者教室	
(3) 祝福事業	9
ア 長寿祝金の贈呈	
イ 100歳高齢者祝福事業	
(4) 高齢者福祉施設	10
ア 養護老人ホーム	
イ ケアハウス	

ウ	老人福祉センター	
エ	デイサービスセンター	
オ	生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)	
カ	地域福祉センター	
(5)	シルバー人材センター	13
(6)	介護保険制度の概要	14
ア	制度の開始	
イ	運営主体(保険者)	
ウ	介護保険料のしくみ	
エ	サービス利用の手続き	
オ	利用できるサービス	
カ	介護サービスの利用料	
キ	地域包括支援センター	
ク	介護保険に関する相談の窓口	

#### 4 母子父子寡婦福祉

(1)	相談指導体制	26
ア	母子父子自立支援員	
イ	母子等専門相談員(女性弁護士)	
(2)	子育て・生活支援、就業支援等	27
ア	日常生活支援事業	
イ	母子家庭等自立支援給付金事業	
(3)	自立支援策	28
ア	母子福祉資金	
イ	寡婦福祉資金	
ウ	父子福祉資金	
エ	母子家庭等医療制度	
(4)	母子父子寡婦福祉資金貸付制度のあらまし	28

#### 5 児童福祉

(1)	こども家庭福祉	30
	児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当	
(2)	こども家庭センター(児童相談所)	31
ア	相談の方法	
イ	診断、援助指針(援助方針)作成の方法	
ウ	援助の方法	
(3)	こども家庭センター(市)	33
(4)	子育て支援	34
ア	保育所等	

イ	認定こども園	
ウ	へき地保育所	
エ	まちの子育てひろば	
オ	放課後児童健全育成事業	
(5)	児童福祉施設	40
ア	児童養護施設	
イ	児童館	
ウ	助産施設	
(6)	その他の児童福祉施設	41
ア	乳児院	
イ	肢体不自由児施設	
ウ	重症心身障害児施設	
エ	児童心理治療施設	
オ	児童自立支援施設	
カ	盲ろうあ児施設	
キ	母子生活支援施設	

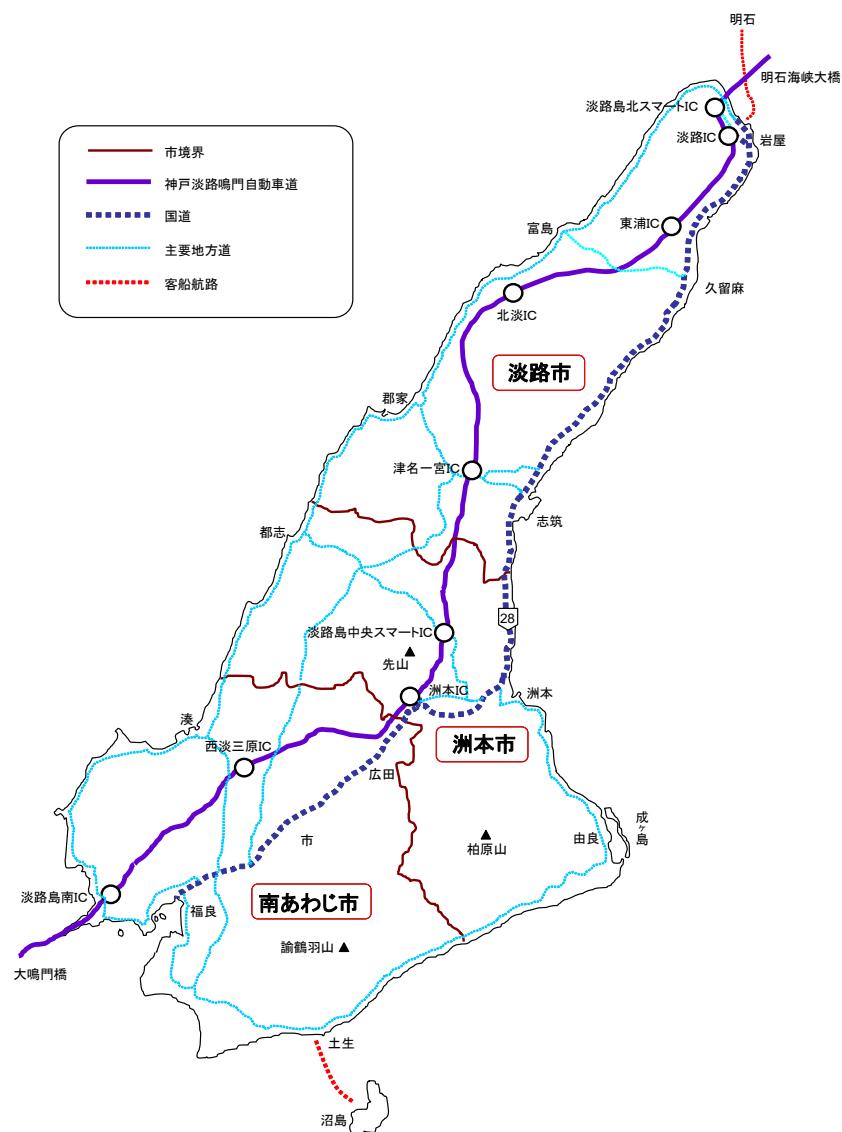
## 6 障害者(児)福祉

(1)	手帳の交付	42
ア	身体障害者手帳	
イ	療育手帳	
ウ	精神障害者保健福祉手帳	
(2)	経済的援護	42
ア	特別障害者手当・特別児童扶養手当等	
イ	心身障害者扶養共済制度	
(3)	相談員の活動	43
ア	身体障害者相談員	
イ	知的障害者相談員	
ウ	精神障害者相談員	
(4)	障害者総合支援法等の概要	43
ア	制度の開始	
イ	制度の窓口	
ウ	福祉サービスの体系=総合的な自立支援システム	
エ	障害福祉サービスの種類と内容	
オ	障害福祉サービス利用の手続き	
カ	利用者負担について	
キ	自立支援医療	
ク	補装具	
ケ	相談支援事業	

コ 基幹相談支援センター  
サ 指定障害福祉サービス  
シ 地域生活支援事業

<b>7 生 活 保 護</b>	
(1) 保 護 の し く み	64
(2) 保 護 の 種 類	64
(3) 保 護 の 基 準	64
(4) 生 活 保 護 率 の 推 移	65
<b>8 生活困窮者自立支援</b>	66
<b>9 後期高齢者医療・福祉医療等</b>	67
<b>10 人 権 啓 発</b>	
(1) 啓 発 事 業	71
(2) 隣 保 館 事 業	71
<b>11 ドメスティック・バイオレンス(DV)対策</b>	71
<b>12 災 害 救 助</b>	
(1) 災害弔慰金の支給(市)	72
(2) 災害援護金・死亡見舞金制度(県)	72
(3) 災害援護資金貸付、見舞金・弔慰金(市)	73
(4) 防 災 施 設	74
<b>資 料 編</b>	75

# 1 淡路地域の概要



## 管内の概況

〈資料 1.2.3〉

淡路島は、瀬戸内海の東端に位置し、南北 55km、東西 28km の細長い島です。

島の総面積は 595.63 k m<sup>2</sup>で県全体 (8,400.95 k m<sup>2</sup>) の 7.1%を占めています。

北部は津名山地が南北に、南部は諭鶴羽山地が東西に走り、中部から南西部にかけては三原平野が広がっています。

人口は、戦前は約 18~19 万人とほぼ一定していました。終戦直後 (昭和 22 年) には、帰省人口の増大などによって約 23 万人と急増しましたが、令和 6 年 2 月 1 日現在の淡路地域の推計人口は 122,384 人で、県人口 (5,359,108 人 (※推計人口ベース)) に占める割合は 2.3% (※推計人口ベース) となっています。

淡路地域における総生産額 (令和 3 年度市町内総生産の概要より) は 4,569 億円で、全県の 2.0% を占めています。産業別では、第 1 次産業が 4.4%、第 2 次産業が 21.9%、第 3 次産業が 74% となっており、第 1 次産業の割合が全県 (0.4%) を大きく上回っています。

淡路地域の高齢化率は、令和 6 年 2 月 1 日現在 38.6% で、全県 (29.5%) を大きく上回り、県内で最も高齢化が進んだ地域となっています。※人口等は兵庫県「高齢者保健福祉関係資料」より

## 2 地域福祉

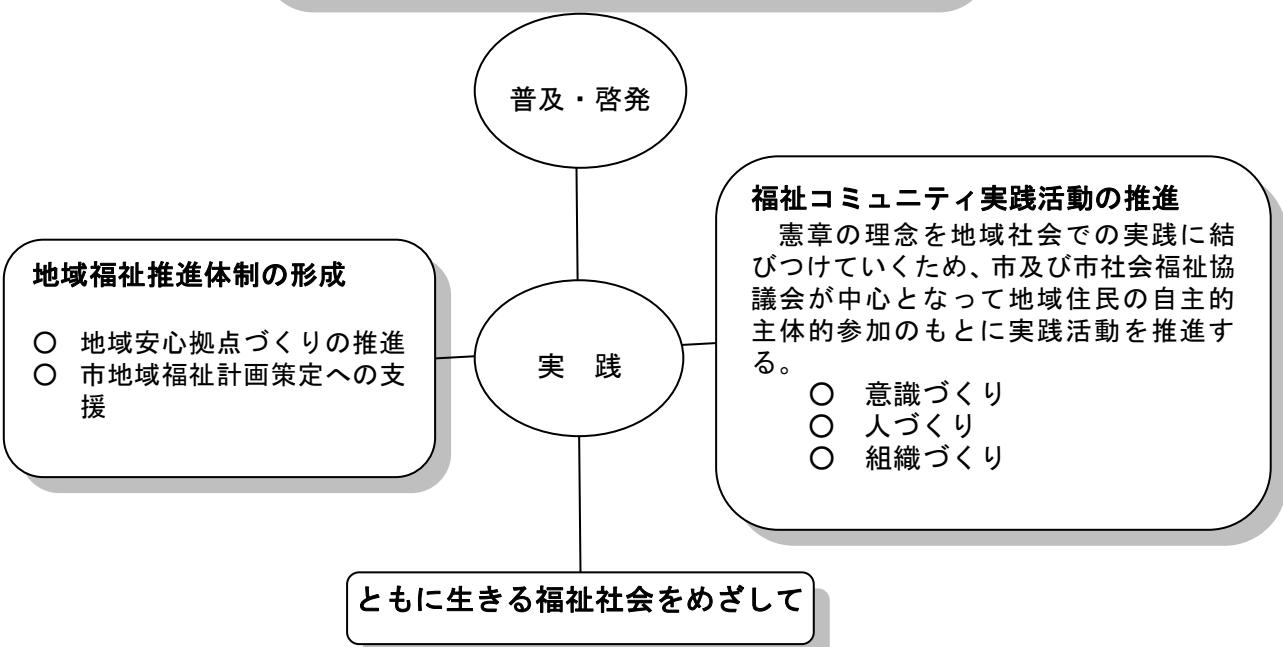
個人が人として尊厳をもって、家庭や地域のなかで、その人らしい自立した生活を送ることを支えるために、住民や社会福祉事業者等が協働し、地域に根ざしたそれぞれに個性のある地域福祉の推進を図るため、各種の施策を総合的に進めています。

### (1) 福祉コミュニティづくり

だれもが家庭や地域で安心して生活できる地域社会を実現するため、県の実施すべき地域福祉にかかる施策の方向性を示すとともに、県民、地域団体、事業者等が取り組む地域福祉活動の基本の方針とするために策定した「兵庫県地域福祉支援計画」(平成16年3月策定、令和6年3月改定)の推進を図り、併せて市の地域福祉計画に基づき事業展開します。

#### 兵庫県福祉コミュニティ憲章の制定 (昭和59年6月)

- 福祉の心を育てる
- 自立の心を培う
- 生きがいを育む家庭と地域社会を築く
- 英知と技術を福祉に生かす
- 参加と連帯の福祉コミュニティを創る



### (2) 民生委員・児童委員

〈資料 10.11〉

民生委員法に基づき、社会福祉の増進のために熱意ある人の中から推薦され、厚生労働大臣から委嘱された奉仕者で、福祉関係機関への協力をはじめ、各種調査事業、福祉相談など地域福祉活動のリーダーとして、常に住民の立場に立って相談に応じ及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めています。

なお、児童福祉法第16条により、民生委員は児童委員を兼務することになっています。

### (3) 主任児童委員

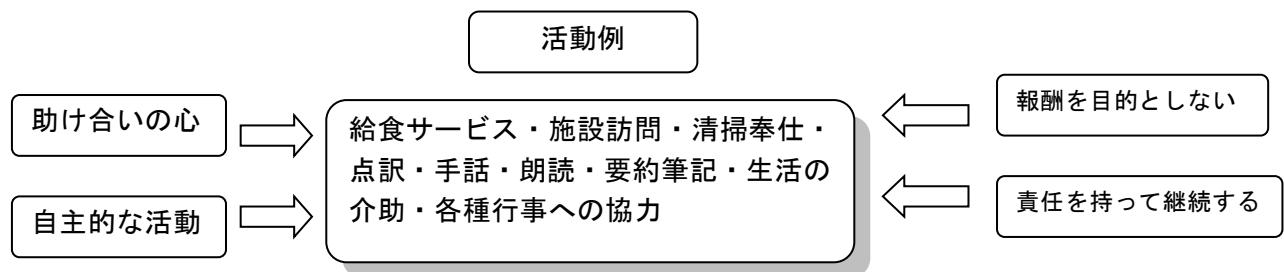
児童福祉に関する事項を専門的に担当する児童委員として主任児童委員を配置し、区域を担当する児童委員と一体となった活動を展開しています。（平成6年設置）

### (4) 民生・児童協力委員

ますます増大し、多様化する要援護者のニーズに応え、地域総合援護システムを推進するため、民生委員・児童委員の地域福祉活動に協力し、福祉情報の連絡や友愛訪問等の活動を行っています。（平成2年設置）

### (5) ボランティア・市民活動

住みよい地域社会づくりのため、住民自ら知恵を出し合い、労力、技術を提供し、社会福祉を高めていく日常的・自発的な活動です。



兵庫県では、高齢や病気になっても、いつまでも住みなれた家庭や地域で安心して暮らしていくすこやかな長寿社会づくりをめざして、「ひょうごたすけあい運動」を展開しており、毎年6月1日を中心に「善意の日」記念行事として県下各地で街頭啓発、善意の預託、施設の友愛訪問、その他各種ボランティア活動を実施しています。

#### ア ボランティア（市民活動）センター

市の社会福祉協議会に設置され、ボランティアの育成と活動の輪を広げるための事業を行っています。

登録ボランティア数

（令和6年4月1日現在）

地域別	登録数		個 人	合 計
	数	人 数		
洲 本 市	63	1,502人	41人	1,543人
南 あ わ ジ 市	71	1,214	117	1,331
淡 路 市	157	1,452	10	1,462
計	291	4,168	168	4,336

#### イ ボランティアコーディネーター

市ボランティア（市民活動）センターには、ボランティア活動の振興について、専門的に取り組むコーディネーターが設置され、地域のボランティア活動のあっせん・情報提供などを行っています。

## ウ ボランティア・市民活動災害共済制度

ボランティア活動中の事故に備えた共済制度です。

掛け金 市民活動災害共済プラン 一人年間 500 円

天災危険補償プラン 一人年間 600 円

申込み 市社会福祉協議会

給付内容 傷害給付・賠償責任給付・見舞金

## エ ボランティア・市民活動への支援

ボランティア・市民活動の振興を図るため、ボランティアグループに対し、ひょうごボランタリープラザではひょうごボランタリー基金を運用し活動費の助成を行っています。

また、県では、県民の参画と協働により地域社会の共同利益の実現を図るため、住民等のボランタリー活動を支援している市町ボランティア（市民活動）センターが行う支援活動や、地域ネットワークの拡充を促進するための補助を行っています。

この他関係団体からの助成制度もあります。

## (6) 社会福祉協議会

一人暮らしや寝たきりの高齢者、障害者や児童の問題などさまざまな福祉問題について、住民一人ひとりが自主的に参加し、行政や専門機関の協力を得て、問題解決を図ることが大事である、との観点から、公平な立場にたって、住民組織活動への参加促進や支援、問題解決のための関係機関・団体との連絡調整を行っている社会福祉法に規定された団体です。

(令和6年4月1日現在)

社会福祉協議会名・支部名	郵便番号	住 所	電話番号
洲本市社会福祉協議会	本部・洲本支部	656-0024 洲本市山手二丁目 2-26	0799-26-0022
	五色支部	656-1334 洲本市五色町 広石中 90-5	0799-35-1166
南あわじ市社会福祉協議会	本部・総務課・地域福祉課・ボランティアセンター・総合相談課	656-0122 南あわじ市広田 広田 1064	0799-44-3007
	居宅介護支援事業所		0799-44-2727
	訪問介護事業所		0799-44-3133
	相談支援事業所		0799-44-3711
	権利擁護センター		0799-44-3310
	なでしこデイサービスセンター		0799-45-1806
淡路市社会福祉協議会	本部・地域支えあいセンターつな	656-2132 淡路市志筑新島 5-1	0799-62-5214
	地域支えあいセンターいわや	656-2401 淡路市岩屋 1514-18	0799-72-0084
	地域支えあいセンターほくだん	656-1741 淡路市浅野南 2-40	0799-82-0922
	地域支えあいセンターいちのみや	656-1512 淡路市北山 712	0799-85-2040
	地域支えあいセンターひがしうら	656-2311 淡路市久留麻 239-1	0799-74-4877

## ア 市社会福祉協議会の主な活動

### ○ 小地域福祉活動の推進

小地域ごとに、実情に合った活動を展開しています。

給食・配食サービス、ふれあいきいきサロン、ミニディイサービス、調査活動などを行っています。

### ○ ボランティア活動の推進

ボランティアセンターを設置し、ボランティアを必要とする人、ボランティア活動をしたい人の窓口・活動拠点となっています。また、ボランティア養成講座の開催や、保育所、幼稚園、認定こども園、小・中・高校と協力し、福祉学習、世代間交流を推進しています。

### ○ 総合相談事業

心配ごと相談事業や介護相談事業を実施し、どんな相談にも気軽に応じています。

### ○ 日常生活自立支援事業

判断能力が十分でない高齢者、障害者を対象に、その人が安心して、住み慣れた地域で安心して暮らしていくように、福祉サービスの利用やその他の生活に関する情報提供、相談援助、日常的金銭管理等の契約を交わしてお手伝いしています。

### ○ 生活福祉資金貸付制度

低所得者・高齢者・身体障害者等に対し、資金の貸し付けと必要な援助指導を行い、その経済的自立及び生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営めるよう支援する事業です。実施主体は兵庫県社会福祉協議会です。窓口として、社会福祉協議会が民生委員児童委員と連携しながら、兵庫県社会福祉協議会に書類の取次ぎをします。

### ○ その他の事業

福祉車両貸出事業・善意銀行の運営・共同募金配分事業・まちの子育てひろば事業・福祉団体の活動支援等を行っています。

### ○ 介護保険事業

居宅介護支援事業や訪問介護事業、通所介護事業などを行っています。

### ○ 在宅高齢者支援事業

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、外出支援事業、配食サービス事業等を実施し、安否確認、生活の支援などを行っています。

### ○ その他の在宅サービス事業

精神障害者や知的障害者、身体障害者等を対象に、在宅生活を支援し、利用者及びその介助者等の負担の軽減と福祉の向上を図っています。

### ○ 生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業（洲本市、南あわじ市の相談窓口は市福祉課）

どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え具体的なプランを作成し、相談者や家族に寄り添いながら自立に向けた支援を行っています。

## 生活福祉資金の種類と貸付条件一覧

(令和6年10月1日現在)

		貸付使途	貸付限度額・期間	貸付利子	据置期間	償還期間
福祉資金	福祉費	低所得世帯、高齢者世帯、障害者世帯が、日常生活を送る上で、又は自立生活に資するため、一時的に必要であると見込まれる経費	580万円以内 ※使途（資金の目的）により、目安となる額・期間が定められています。	無利子 (但し連帯保証人を立てられない場合は年1.5%)	6ヶ月以内	据置期間経過後10年以内 ※使途により期間が定められています。
	※緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける費用	10万円以内	無利子	2ヶ月以内	据置期間経過後1年以内
教育支援資金	教育支援費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学（短大及び専修学校を含む）等に就学するのに必要な経費	(学校) (月額) 高校：3.5万円以内 短大等：6万円以内 大学：6.5万円以内	無利子	卒業後6ヶ月以内	据置期間経過後20年以内
	就学支度費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学（短大及び専修学校を含む）等への入学に際し必要な経費	50万円以内			
総合支援資金	※生活支援費	失業者等の低所得世帯で、日常生活全般に困難を抱えている方の生活再建に必要な費用	(世帯) (月額) 複数：20万円以内 単身：15万円以内	無利子 (但し連帯保証人を立てられない場合は年1.5%)	最終貸付日から6ヶ月以内	据置期間経過後10年以内
	※住宅入居費	同世帯の住宅の賃貸契約を結ぶための費用	40万円以内			
	※一時生活再建費	同世帯の生活を再建するために、一時的に必要な費用	60万円以内			
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	一定の居住用不動産を有する高齢者世帯に、当該不動産を担保として生活費を貸し付ける資金	土地評価額の7割、月額30万円以内	年3%または毎年4月1日時点の長期プライムレートのいずれか低い方	契約終了後3ヶ月以内	据置期間終了時
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	一定の居住用不動産を有する要保護高齢者世帯に、当該不動産を担保として生活費を貸し付ける資金	土地・建物評価額の7割（集合住宅は5割）			

※については生活困窮者自立支援制度の利用を原則とします。

詳細は、各市の市社会福祉協議会（洲本市、南あわじ市は市役所福祉課）へお問い合わせください。

### イ 善意銀行

善意銀行は、すべての住民が幸せな生活を送ることができる明るい豊かな地域社会づくりに活用するため、住民の善意による預託（金銭・物品）を受け、必要に応じて払い出す機関として社会福祉協議会内に設置されています。

## ウ 心配ごと相談所等

あらゆる悩みごとを解決する民間の相談窓口として相談に応じています。

(令和6年4月1日現在)

名 称	所 在 地	電話番号
さ わ や か 県 民 相 談	洲本市塩屋2-4-5 淡路県民局内	0120-36-7830
洲 本 市 社 会 福 祉 協 議 会	洲本市山手二丁目2-26 洲本市総合福祉会館	0799-26-0022
南 あ わ じ 市 社 会 福 祉 協 議 会	南あわじ市広田広田1064	0799-44-3007
淡 路 市 社 会 福 祉 协 議 会	淡路市志筑新島5-1	0799-62-5214

## エ 共同募金

共同募金は、赤い羽根をシンボルとし、共同募金ボランティアの協力により、都道府県共同募金会や市、地域に設置される共同募金支会分会によって運営されています。

集まった募金は、社会福祉施設や社会福祉協議会、福祉活動団体・ボランティアグループなどに配分され、民間の社会福祉事業の財源として活用されています。

## (7) 日本赤十字社

日本赤十字社法に基づく特殊法人で、明治10年の設立以来、国際活動と国内における災害救護活動を事業の大きな柱としています。

国際活動としては、国際赤十字の有力な一員として、自然災害や紛争による被災者の救援活動に取り組んでいます。国内においては、災害救護活動、血液事業、医療事業、救急法や家庭看護法等の普及活動などの社会福祉活動や奉仕の輪を広げる赤十字奉仕団・青少年赤十字活動等を行うとともに赤十字思想の普及にも力を入れています。

だれでも一定の赤十字活動資金を納めることにより会員になることができ、会員の納める活動資金により運営されています。

### 3 高齢者福祉

高齢者が健康で安心して生活できる新しい社会を目指して、高齢者保健福祉計画（老人福祉計画）に基づき、いろいろな福祉施策を総合的に進めています。

#### （1）要援護高齢者等支援

##### ア 緊急通報システム（平成元年度から）

一人暮らし高齢者などの事故や急病に対する不安を解消し、安全を確保するためのシステムで、利用者が小型の無線発信機（ペンダント）を押すと電話回線を通じて緊急事態が通報センターに伝達、近隣住民（近隣協力者）が、その援助者として即応するシステムです。

○実施主体 市

##### イ 高齢者日常生活用具給付等事業（昭和44年度から）

〈資料4〉

おおむね65歳以上で何らかの援助が必要な一人暮らし高齢者等に対して、火災警報器、自動消火器、電磁調理器、高齢者用電話などの日常生活用具を給付又は貸与しています。

○実施主体 市

##### ウ 家族介護慰労事業（平成21年度から）

介護保険サービス（年間1週間のショートステイの利用を除く。）を利用しない寝たきり高齢者など（65歳以上で居宅において常時臥床の状態にある者及び65歳以上で居宅において認知症の状態にある者で、日常生活において常時介護を要する者（要介護3以上、または要介護2かつ、認知症高齢者の日常生活自立度が2a以上））を介護している家族に対し、介護慰労金を支給することにより、家族の負担及び老人の精神的な負担を軽減し、在宅老人の福祉の向上を図っています。

○実施主体 市〔洲本市・淡路市は「家族介護手当支給事業」として要介護4以上の市民税非課税世帯を対象に実施〕

##### エ 在宅介護支援センター運営事業（平成2年度から）

身近なところで気軽に相談できる在宅介護の拠点として、介護に関する相談指導、在宅サービスの調整と手続きの代行等を行うことにより在宅介護を支援しています。平成18年度からは、地域包括支援センターのブランチとしての役割を果たしています。

（令和6年4月1日現在）

施設名	設置主体	郵便番号	所在地	電話番号
在宅介護支援センター 由良	社会福祉法人 洲本たちばな福祉会	656-2541	洲本市由良 一丁目6-7	0799-27-0146
在宅介護支援センター 加茂	医療法人 いちえ会	656-0014	洲本市桑間495-1	0799-26-0801
在宅介護支援センター 中川原	社会福祉法人 弘道福祉会	656-0004	洲本市中川原町 安坂988	0799-28-0321
緑風 在宅介護支援センター	社会福祉法人 緑風会	656-0131	南あわじ市広田 中筋1025-19	0799-45-1718
どんぐりの里 在宅介護支援センター	社会福祉法人 みかり会	656-0307	南あわじ市松帆 櫟田550	0799-36-5630
三原在宅介護支援 センター太陽の家	社会福祉法人 みはら福祉会	656-0443	南あわじ市八木 養宜上1018	0799-43-3803
三原在宅介護支援 センターやすらぎ	社会福祉法人 淡路島福祉会	656-0446	南あわじ市八木 寺内373-1	0799-42-7333

施設名	設置主体	郵便番号	所在地	電話番号
南淡在宅介護支援センターやすらぎ	社会福祉法人淡路島福祉会	656-0513	南あわじ市賀集野田764	0799-53-0030
千鳥会 在宅介護支援センター	社会福祉法人千鳥会	656-2131	淡路市志筑818-1	0799-62-7600
聖隸在宅介護支援センター淡路	社会福祉法人聖隸福祉事業団	656-2311	淡路市久留麻1863	0799-75-2100
かおりの丘 在宅介護支援センター	社会福祉法人幸仁会	656-1551	淡路市高山甲430-3	0799-86-0668

## (2) 生きがいづくり

### ア 老人クラブの活動助成

〈資料5〉

老人クラブは、地域の老人が自主的に集まり、会員の教養の向上、健康の増進、レクリエーション及び地域社会の交流等、地域福祉活動を通じて豊かな老後を目指す団体です。

このうち一定の要件（原則として30人以上であること、年間を通じて活動していること等）に適合した老人クラブに対し活動費を助成しています。

### イ 高齢者大学

高齢者が学習意欲を満たし、生きがいある充実した生活を送れるよう、県内各地域の拠点に高齢者大学を開設し、組織的な学習の場を提供しています。

#### 【高齢者大学開設状況】

（令和6年4月1日現在）

名称	開設場所	郵便番号	所在地	電話番号
淡路文化会館 「いざなぎ学園」	県立淡路文化会館	656-1521	淡路市多賀600	0799-85-1391

### ウ 高齢者教室（昭和46年度から）

市域又は、近隣地区（小学校区）を単位に、趣味、教養等に関する高齢者教室が開催されています。

## (3) 祝福事業

### ア 長寿祝金の贈呈（昭和32年度から）

〈資料4〉

各市において、祝金及び記念品を贈呈しています。

【洲本市】対象：9月15日現在、市内に住所を有する満88歳、満99歳以上の者（祝金）、市内男女最高齢者（記念品）

【南あわじ市】対象：9月15日現在、市内に住所を有する80歳、88歳及び99歳の者（祝金）、100歳高齢者・101歳以上高齢者・市内男女最高齢者・金婚夫婦（各祝状と記念品）

【淡路市】対象：9月15日現在、市内に住所を有する満77歳・88歳・99歳・市内最高齢者・合計190歳以上に達した高齢夫婦（記念品）

### イ 100歳高齢者祝福事業（昭和38年度から）

〈資料4〉

100歳を迎える高齢者に対し、内閣総理大臣の祝状及び知事の賛辞と記念品を贈り長寿を祝福するとともに、その高齢者を支えてきた家族に対し、知事の祝文を贈ります。

※令和6年度淡路島内の対象者数 94人（洲本市30人、南あわじ市39人、淡路市28人）

※このほか、各市においても、さまざまな高齢者長寿祝福事業を実施しています。

## (4) 高齢者福祉施設

### ア 養護老人ホーム

〈資料6〉

65歳以上で、環境上及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な高齢者を入所させ、健全な日常生活の確保を図るための施設です。

(令和6年4月1日現在)

施設名	設置主体	定員	許可年月日	郵便番号	所在地	電話番号
養護老人ホーム 由良荘	社会福祉法人 洲本たちばな福祉会	70	S25.3.22	656-2541	洲本市由良 一丁目6-7	0799 27-0146
養護盲老人ホーム 五色園	社会福祉法人 壱阪寺聚徳会	60	S48.4.1	656-1344	洲本市五色町 鳥飼浦2277-3	0799 34-0550
養護老人ホーム さくら苑	社会福祉法人 淡路島福祉会	100	H27.4.1	656-0503	南あわじ市福良 丙22-4	0799 54-0421
養護老人ホーム 北淡荘	社会福祉法人 千鳥会	168	H19.3.26	656-1602	淡路市育波 558-2	0799 84-1717

### イ ケアハウス

軽費老人ホームの一種であり、60歳以上（夫婦の場合どちらか一方が60歳以上）で、身体機能の低下又は高齢等のため独立して生活するには不安のある高齢者が、各種の在宅福祉サービスを活用しながら自立した生活ができるよう構造や設備が工夫された施設です。

(令和6年4月1日現在)

施設名	設置主体	定員	許可年月日	郵便番号	所在地	電話番号
あけぼの苑	社会福祉法人 洲本たちばな福祉会	30	H11.4.1	656-2541	洲本市由良 一丁目6-7	0799 27-0146
淡路エルベ	社会福祉法人 平成記念会	70	H10.8.10	656-0442	南あわじ市八木 養宜中172-13	0799 42-6822
東浦エルベ	社会福祉法人 平成記念会	80	H11.4.1	656-2311	淡路市久留麻 1877	0799 75-2275
津名やすらぎの里	社会福祉法人 のじぎく福祉会	50	H9.12.25	656-2156	淡路市大町下 65-1	0799 62-7400

### ウ 老人福祉センター

地域の高齢者に対して、各種の相談に応じたり、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与したりする施設であり、保健関係部門を強化した特A型、地域老人福祉活動の拠点となるA型、A型の機能を補完するための事業を実施するB型があります。

(令和6年4月1日現在)

施設名	設置主体	種類	許可年月日	郵便番号	所在地	電話番号
南あわじ市緑老人福祉センター	南あわじ市	A	S58.4.1	656-0122	南あわじ市広田 広田206-1	0799 45-0397
南あわじ市老人福祉センター湯の川荘	南あわじ市	B	S60.4.1	656-0651	南あわじ市伊加利 1181-1	0799 39-1126
南あわじ市老人福祉センター亀岡荘	南あわじ市 (シルバー人材センター)	A	S44.5.27	656-0541	南あわじ市阿万 上町2042	0799 55-0192
南あわじ市老人福祉センターあづま荘	南あわじ市 (東町地区自治会)	B	S54.1.20	656-0546	南あわじ市阿万 東町680	0799 55-2531

施設名	設置主体	種類	許可年月日	郵便番号	所在地	電話番号
南あわじ市老人福祉センター仁尾荘	南あわじ市(仁尾地区自治会)	B	S55.4.1	656-0503	南あわじ市福良丙92-43	0799 52-3017
南あわじ市老人福祉センターゆづるは荘	南あわじ市(牛内・東山地区自治会)	B	S57.4.1	656-0518	南あわじ市賀集牛内662-1	電話なし
南あわじ市老人福祉センター稻田荘	南あわじ市(稻田南地区自治会)	B	S60.4.1	656-0532	南あわじ市北阿万稻田南681-1	電話なし
淡路市生穂会館	淡路市	A	S57.4.1	656-2223	淡路市生穂2243-2	0799 64-1901
淡路市大町会館	淡路市	B	S58.1.1	656-2155	淡路市大町上485-1	0799 62-0316
淡路市柳沢老人福祉センター	淡路市	B	S54.3.2	656-1541	淡路市柳沢甲16-4	0799 86-0417
淡路市尾崎老人福祉センター	淡路市	B	S57.4.1	656-1503	淡路市遠田1547	0799 85-2277
淡路市久留麻老人福祉センター	淡路市	特A	S55.5.15	656-2311	淡路市久留麻1894-1	0799 74-3566
淡路市釜口老人福祉センター	淡路市	B	S58.4.1	656-2334	淡路市釜口1288-1	0799 74-5486

## エ デイサービスセンター（認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護は別掲）

在宅の要援護高齢者等に対し、通所により生活指導、日常動作訓練、健康チェック等を行い、在宅老人の生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能維持向上を図っています。

(令和6年4月1日現在)

施設名	設置主体	定員	郵便番号	所在地	電話番号
由良総合福祉センター	社会福祉法人洲本たちばな福祉会	30	656-2541	洲本市由良一丁目6-7	0799 27-0146
ラガールデイサービスセンター	社会福祉法人弘道福祉会	30	656-0004	洲本市中川原町安坂986	0799 25-8585
洲本市五色地域福祉センター	洲本市	30	656-1334	洲本市五色町広石中90-5	0799 35-1166
あべいすとリハビリセンター	株式会社あべいすと	35	656-0054	洲本市宇原484-1	0799 26-3370
デイサービスセンターいちごの家・楽園すもと	医療法人いちはえ会	40	656-0051	洲本市物部一丁目13-26	0799 24-1611
デイサービスセンター六華	株式会社あかね	35	656-0054	洲本市宇原2282	0799 22-0607
ものべリハトレセンター	株式会社COMOプラス	30	656-0051	洲本市物部一丁目12-74	0799 20-4070
緑風デイサービスセンター	社会福祉法人緑風会	30	656-0131	南あわじ市広田中筋1025-19	0799 45-1718
翠鳳第一病院デイサービスふれあい(休止中)	医療法人社団翠鳳会	20	656-0122	南あわじ市広田広田134-1	0799 45-0099
どんぐりの里デイサービスセンター	社会福祉法人みかり会	22	656-0307	南あわじ市松帆櫟田550	0799 36-5630

施設名	設置主体	定員	郵便番号	所在地	電話番号
三原デイサービスセンターやすらぎ	社会福祉法人淡路島福祉会	28	656-0446	南あわじ市八木寺内373-1	0799 42-7333
老人デイサービスセンター「ケアセンター太陽の家」	社会福祉法人みはら福祉会	25	656-0443	南あわじ市八木養宜上1018	0799 43-3100
街かどステーションD-flap 通所介護事業所	一般社団法人つばさ	20	656-0443	南あわじ市八木養宜上446-1	0799 43-3011
デイサービスセンターあかとんぼ	有限公司ほすたあ	35	656-0444	南あわじ市八木大久保603-1	0799 43-3600
あべいすとリハビリセンター・志知	株式会社あべいすと	30	656-0322	南あわじ市志知鉢53	0799 37-3330
南淡デイサービスセンターやすらぎ	社会福祉法人淡路島福祉会	35	656-0513	南あわじ市賀集野田764	0799 53-0030
リハビリ特化型デイサービスみんなの家	株式会社ウエルネスプロジェクト	35	656-0502	南あわじ市福良乙12	0799 52-2227
津名デイサービスセンター	社会福祉法人千鳥会	55	656-2151	淡路市大町畠597-4	0799 62-5100
かおりの丘デイサービスセンター	社会福祉法人幸仁会	35	656-1551	淡路市高山甲430-3	0799 86-0668
ゆうらぎデイサービスセンター	社会福祉法人千鳥会	60	656-1602	淡路市育波558-2	0799 84-1717
佐野デイサービスセンター	社会福祉法人千鳥会	25	656-2212	淡路市佐野893-3	0799 64-0500
千鳥会デイサービスセンターほほえみ	社会福祉法人千鳥会	35	656-2311	淡路市久留麻28-41	0799 74-3330
聖隸カーネーションホームデイサービスセンター	社会福祉法人聖隸福祉事業団	30	656-2311	淡路市久留麻1863	0799 74-6175
聖隸ライフサポート津名	社会福祉法人聖隸福祉事業団	20	656-2131	淡路市志筑1424-1	0799 62-5115
河上デイサービスセンター	有限公司ほすたあ	46	656-2132	淡路市志筑新島6-28	0799 60-3232

#### オ 生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）

高齢者に対する介護支援機能、居住機能及び地域における交流機能を総合的に提供する施設です。

（令和6年4月1日現在）

施設名	設置主体	定員	許可年月日	郵便番号	所在地	電話番号
南あわじ市高齢者生活支援ハウス「太陽の家」	社会福祉法人みはら福祉会	5	H14.6.1	656-0443	南あわじ市八木養宜上1018	0799 43-3100

#### カ 地域福祉センター

地域住民の福祉ニーズに応じて、各種相談、入浴・給食サービス、機能回復訓練、創作的活動、ボランティアの養成、各種福祉情報の提供等を総合的に行い、地域住民の福祉の増進及び福祉意識の高揚を図る施設です。

(令和6年4月1日現在)

施設名	設置主体	許可年月日	郵便番号	所在地	電話番号
洲本市総合福祉会館	洲本市	H4.2.4	656-0024	洲本市山手二丁目 2-26	0799 26-0022
洲本市五色地域福祉センター	洲本市	H8.6.1	656-1334	洲本市五色町広石中90-5	0799 35-1166

## (5) シルバー人材センター

定年退職した人等で、おおむね60歳以上の高齢者に対し、臨時的かつ短期的な就業の機会を提供する、高齢者の自主的な公益団体として設立されています。

(令和6年4月1日現在)

施設名	会員数	設立年月日	郵便番号	所在地	電話番号
社団法人洲本市シルバー人材センター	327	H18.4.1	656-0051	洲本市物部三丁目9-59	0799 24-4473
社団法人南あわじ市シルバー人材センター	594	H17.4.1	656-0122	南あわじ市広田広田1064	0799 45-0171
社団法人淡路市シルバー人材センター	458	H17.4.1	656-2131	淡路市志筑 1600-1	0799 62-5061

## (6) 介護保険制度の概要

高齢社会を迎え、高齢期の大きな不安要因である介護の問題を社会全体で支えるために平成12年に創設された介護保険制度は、国民の老後の生活を支える制度の一つとして定着してきました。

介護保険は、40歳以上の住民が加入者（被保険者）となり納める保険料と、国・都道府県・市などの公費（税金）を財源として、介護や支援が必要となった被保険者に介護（予防）サービスを提供することで、被保険者自身とその家族とを支援する仕組みです。

平成18年度から、「介護予防」「自立支援」を強化する形で見直されました。

介護予防とは、できる限り要介護状態にならないようにする、たとえ要介護状態になつてもそれ以上悪化しないようにする取り組みです。介護予防を進めていくことにより「自立支援を実現する」、これが介護保険制度の本来の目標です。

### ア 制度の開始

平成12年4月1日から始まりました。

### イ 運営主体（保険者）

市町が保険者として介護保険を運営します。

### ウ 介護保険料のしくみ

〈資料7〉

#### （ア） 40歳から64歳までの人（第2号被保険者）の保険料

医療保険の保険料と一緒に徴収されます。保険料の計算の仕方や額は、加入している医療保険によって異なります。

#### （イ） 65歳以上の人（第1号被保険者）の保険料

市町村の介護サービスにかかる費用の総額（利用者負担を除く）のうち第1号被保険者負担分の23%分を市町村の第1号被保険者の人数で割った額を基準として決めます。

#### 各市の第1号被保険者の介護保険料（令和6年度）

市名	所得税階別保険料（年額）						
	第1段階 (軽減後)	第2段階 (軽減後)	第3段階 (軽減後)	第4段階	第5段階 (基準)	第6段階	第7段階
洲本市	20,349	34,629	48,909	64,260	71,400	85,680	92,820
	第8段階	第9段階	第10段階	第11段階	第12段階	第13段階	
	107,100	121,380	135,660	149,940	164,220	171,360	

市名	所得税階別保険料（年額）						
	第1段階 (軽減後)	第2段階 (軽減後)	第3段階 (軽減後)	第4段階	第5段階 (基準)	第6段階	第7段階
南あわじ市	18,810	32,010	45,210	59,400	66,000	79,200	85,800
	第8段階	第9段階	第10段階	第11段階	第12段階	第13段階	-
	99,000	112,200	125,400	138,600	151,800	158,400	-

市名	所得税階別保険料（年額）						
	第1段階 (軽減後)	第2段階 (軽減後)	第3段階 (軽減後)	第4段階	第5段階 (基準)	第6段階	第7段階
淡路市	19,200	32,640	46,080	60,480	67,200	80,640	90,720
	第8段階	第9段階	第10段階	第11段階	第12段階	第13段階	-
	100,800	124,320	127,680	141,120	154,560	161,280	-

## エ サービス利用の手続き

### (ア) 介護申請

介護保険のサービスを利用するためには、市の担当窓口に「要介護（要支援）認定」の申請をします。

第2号被保険者（40～64歳）の方は、次の16種類の「特定疾病」が原因で介護や支援が必要になったときに、介護保険給付が受けられます。

- |   |                             |
|---|-----------------------------|
| ①がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。） | ⑧脊髄小脳変性症                    |
| ②関節リウマチ   | ⑨脊柱管狭窄症                     |
| ③筋萎縮性側索硬化症  | ⑩早老症                        |
| ④後縦靭帯骨化症  | ⑪多系統萎縮症                     |
| ⑤骨折を伴う骨粗鬆症  | ⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症   |
| ⑥初老期における認知症   | ⑬脳血管疾患                      |
| ⑦進行性核上性麻痺、大脑皮質基底核変性症及びパーキンソン病                         | ⑭閉塞性動脈硬化症                   |
|   | ⑮慢性閉塞性肺疾患                   |
|   | ⑯両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症 |

（イ）かかりつけの医師に意見書（主治医意見書）

（ウ）訪問調査

（エ）審査判定

訪問調査の結果と主治医意見書をもとに、市の「介護認定審査会」で要介護状態区分等を審査・判定します。

## オ 利用できるサービス

要介護1～5と認定された人は、介護支援専門員（ケアマネジャー）に介護サービス計画（ケアプラン）を作成してもらい、ケアプランに基づいた介護サービスを利用します。

要支援1・2と認定された人は、介護保険の介護予防給付を利用できます。介護予防サービス計画（介護予防ケアプラン）の作成などは、地域包括支援センターが中心となって行います。

※介護事業者等の情報は、「WAM NET（ワムネット）」(<https://www.wam.go.jp>)で検索できます。

（ア）居宅サービス（在宅サービス）

サービスの種類	要介護1～5	要支援1・2（介護予防給付）
訪問介護 訪問型サービス（第1号訪問事業）	ホームヘルパーが自宅を訪問し、食事・入浴・排せつ等の介護や、調理・洗濯・掃除等の援助を行います。	利用者が自力では困難な行為について、同居家族や地域の支援等が受けられない場合に、ホームヘルパーによるサービスが提供されます。
訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護	浴槽を積んだ入浴車で自宅を訪問し、入浴の介護を行います。	自宅に浴室がなくまた、感染症などの理由から施設等の浴室利用が困難な場合などに限定して、訪問による入浴介護が提供されます。
訪問看護 介護予防訪問看護	看護師などが自宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助を行います。	基礎疾患等を抱えている人について、看護師などが居宅を訪問して、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助を行います。

サービスの種類	要介護 1～5	要支援 1・2（介護予防給付）
訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士などが自宅を訪問して、心身の機能維持・回復に必要なリハビリテーションを行います。	居宅でできる生活行為を向上させる訓練が必要な場合に、理学療法士や作業療法士などが自宅を訪問して、短期集中的なリハビリテーションを行います。
居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師などが自宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。	基礎疾患等を抱えている人について、医師、歯科医師、薬剤師などが自宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導を行います。
通所介護 通所型サービス（第1号通所事業）	デイサービスセンター等で、食事・入浴・機能訓練などが日帰りで受けられます。	デイサービスセンター等で、日常生活上支援などを行う共通的なサービスと、利用者の選択に基づき、運動器の機能向上・栄養改善・口腔機能の向上等のサービスが日帰りで受けられます。
通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション	介護老人保健施設や病院等で、心身の機能維持・回復に必要なリハビリテーションが日帰りで受けられます。	介護老人保健施設や病院等で、日常生活上の支援やリハビリテーションなどの共通的なサービスと、利用者の選択に基づき、運動器の機能向上・栄養改善・口腔機能の向上のサービスが日帰りで受けられます。
短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等に短期間入所し、食事・入浴・排せつ等の日常生活上の世話や、機能訓練などが受けられます。	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等に短期間入所し、介護予防を目的とした、食事・入浴・排せつ等の日常生活上の世話や、機能訓練などが受けられます。
短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護	介護老人保健施設や介護医療院等に短期間入所・入院し、看護・医学的管理下での介護・機能訓練等の必要な医療や日常生活上の世話が受けられます。	介護老人保健施設や介護医療院等に短期間入所・入院し、介護予防を目的とした、看護・医学的管理下での介護・機能訓練等の必要な医療や日常生活上の世話が受けられます。
特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム等の入居者で、要介護認定を受けた人が、食事・入浴・排せつ等の介護、その他日常生活上の世話などが受けられます。	有料老人ホーム等の入居者で、要支援認定を受けた人が、介護予防を目的とした、食事・入浴・排せつ等の介護、その他日常生活上の世話などが受けられます。
福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与	日常生活の自立を助けるための福祉用具が借りられます。	福祉用具のうち介護予防に資するものが借りられます。
特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	福祉用具のうち、貸与になじまない入浴や排せつに使用する用具の購入費が同一年度で 10 万円を上限に支給されます。	介護予防に資する入浴や排せつに使用する用具の購入費が同一年度で 10 万円を上限に支給されます。
住宅改修費支給 介護予防住宅改修費支給	手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をした費用について、一人の利用者ごとに 20 万円を上限に支給されます。	手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をした費用について、一人の利用者ごとに 20 万円を上限に支給されます。

(イ) 施設サービス

要介護1～5の方のみ利用できます。(ただし、介護老人福祉施設は、原則要介護3以上の方)

〈資料9〉

▼介護老人福祉施設

常に介護が必要で、自宅での生活が困難な人が入所し、食事・入浴・排せつ等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話が受けられます。

(令和6年4月1日現在)

施設名	設置主体	定員	認可年月日	郵便番号	所在地	電話番号
特別養護老人ホーム たちばな苑	社会福祉法人 洲本たちはな福祉会	60	H11.4.1	656-2541	洲本市由良 一丁目6-7	0799 27-0146
洲本特別養護老人 ホーム ラガール	社会福祉法人 弘道福祉会	60	H13.8.1	656-0004	洲本市中川原町 安坂986	0799 25-8585
特別養護老人ホーム 五色・サルビアホール	洲本市 《兵庫県社会福祉事業団》	60	H3.9.15	656-1331	洲本市五色町 都志大日707	0799 33-0503
特別養護老人ホーム 淡路ふくろうの郷	社会福祉法人ひょうご 聴覚障害者福祉事業協会	60	H18.4.1	656-0002	洲本市中川原町 中川原28-1	0799 25-8550
特別養護老人ホーム くにうみの里	社会福祉法人兵庫 県社会福祉事業団	90	H28.11.1	656-0013	洲本市下加茂 一丁目6-6	0799 22-3344
特別養護老人ホーム 緑風館	社会福祉法人 緑風会	60	H6.6.20	656-0131	南あわじ市広田 中筋1025-19	0799 45-1718
特別養護老人ホーム どんぐりの里	社会福祉法人 みかり会	54	H22.4.1	656-0307	南あわじ市松帆 櫟田550	0799 36-5630
特別養護老人ホーム 翁寿園	社会福祉法人 淡路島福祉会	50	S62.4.18	656-0446	南あわじ市八木 寺内373-1	0799 42-6006
特別養護老人ホーム 「太陽の家」	社会福祉法人 みはら福祉会	50	H14.6.1	656-0443	南あわじ市八木 養宜上1018	0799 43-3100
特別養護老人ホーム すいせんホーム	社会福祉法人 淡路島福祉会	30	H26.6.1			
特別養護老人ホーム フローラせいだん	社会福祉法人 淡鳳会	50	H22.4.1	656-0513	南あわじ市賀集 野田764	0799 53-0030
特別養護老人ホーム 千鳥会ゴールド	社会福祉法人 千鳥会	30	R元.6.1			
特別養護老人ホーム 淡路栄光園	社会福祉法人 聖隸福祉事業団	50	H4.5.1	656-2151	淡路市大町畠 597-4	0799 62-5100
特別養護老人ホーム あわじ荘	社会福祉法人兵庫 県社会福祉事業団	60	H11.4.1	656-2401	淡路市岩屋3373	0799 72-2938
特別養護老人ホーム かおりの丘	社会福祉法人 幸仁会	110	S49.10.26	656-1727	淡路市野島貴船 229-1	0799 82-1950
特別養護老人ホーム ゆうらぎ	社会福祉法人 千鳥会	60	H9.6.1	656-1551	淡路市高山甲 430-3	0799 86-0668
特別養護老人ホーム 聖隸カーネーションホーム	社会福祉法人 聖隸福祉事業団	50	H19.3.15	656-1602	淡路市育波 558-2	0799 84-1717
		54	H26.4.1	656-2311	淡路市久留麻 1863	0799 74-6175

## ▼介護老人保健施設

病状が安定期にあり、リハビリテーション等を必要とする人が入所し、看護・医学的管理下での介護・機能訓練等の必要な医療や、日常生活上の世話を受けられます。

(令和6年4月1日現在)

施設名	設置主体	定員	許可年月日	郵便番号	所在地	電話番号
介護老人保健施設 せんけい苑	医療法人 いちえ会	100	H11.9.1	656-0014	洲本市桑間 495-1	0799 26-0780
老人保健施設 ひまわり	医療法人社団 うしお会	65	R4.10.1	656-0446	南あわじ市八木 寺内347-4	0799 42-7801
介護老人保健施設 ケアホーム南淡路	医療法人社団 南淡千遙会	100	H17.3.1	656-0516	南あわじ市賀集 福井564-7	0799 53-1653
老人保健施設 淡路白寿苑	社会医療法人社団 順心会	100	H8.3.29	656-2151	淡路市大町畠 584-6	0799 62-7200
介護老人保健施設 ケアホーム東浦	医療法人社団 淡路平成会	60	H17.5.1	656-2311	淡路市久留麻 1869	0799 74-0504

## ▼介護医療院

主として長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行う。

(令和6年4月1日現在)

施設名	設置主体	定員	開設年月日	郵便番号	所在地	電話番号
平成病院 平成介護医療院	医療法人社団 淡路平成会	53	R1.12.1	656-0442	南あわじ市八木 養宜中173	0799 42-5335
東浦介護医療院	医療法人社団 淡路平成会	40	R3.9.1	656-2311	淡路市久留麻 1869	0799 77-1000

### (ウ) 地域密着型介護（予防）サービス

サービスの種類	サービスの内容
定期巡回・随時対応型訪問介護 看護	24時間対応の訪問サービスで、介護職員と看護師が連携し、決められた時間に訪問します。また、利用者の通報や電話などに対して随時対応します。
夜間対応型訪問介護	夜間の定期的な巡回訪問や通報により、自宅で食事・入浴・排せつ等の介護、その他日常生活上の世話を受けられます。
小規模多機能型居宅介護	利用者の選択に基づいて、利用者の自宅または一定のサービス拠点に通所または短期間宿泊により、食事・入浴・排せつ等の介護、その他日常生活上の世話及び機能訓練が受けられます。
看護小規模多機能型居宅介護	小規模な住居型の施設で「通い」を中心に、自宅に来てもらう「訪問」、事業所へ泊まる「宿泊」のサービスに看護を加えたサービスを受けられます。
認知症対応型通所介護 (認知症高齢者専用デイサービス)	認知症の人を対象に、デイサービスセンター等で、食事・入浴・排せつ等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練が日帰りで受けられます。
地域密着型 通所介護（デイサービス）	デイサービスセンター等で、食事・入浴・機能訓練などが日帰りで受けられます。

サービスの種類	サービスの内容
認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	認知症の人が、共同生活を営む住居で、食事・入浴・排せつ等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練が受けられます。
地域密着型 特定施設入居者生活介護	入居定員が30人未満の小規模な介護専用型特定施設に入居している人が、食事・入浴・排せつ等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話が受けられます。
地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護	入所定員が30人未満の小規模な介護老人福祉施設に入所している人が、食事・入浴・排せつ等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話が受けられます。
介護予防 小規模多機能型居宅介護 ※要支援1・2の人が利用できます。	利用者の選択に基づいて、利用者の自宅または一定のサービス拠点に通所または短期間宿泊により、介護予防を目的とした、食事・入浴・排せつ等の介護、その他日常生活上の世話及び機能訓練が受けられます。
介護予防 認知症対応型通所介護 ※要支援1・2の人が利用できます。	認知症の人を対象に、デイサービスセンター等で、一定の期間、介護予防を目的とした、食事・入浴・排せつ等の介護、その他の日常生活上の支援及び機能訓練が日帰りで受けられます。
介護予防 認知症対応型共同生活介護 ※要支援2の人が利用できます。	認知症の人が、共同生活を営む住居で、介護予防を目的とした、食事・入浴・排せつ等の介護、その他の日常生活上の支援及び機能訓練が受けられます。

#### ▼定期巡回・随時対応型訪問介護看護

(令和6年4月1日現在)

施設名	設置主体	定員	指定年月日	郵便番号	所在地	電話番号
定期巡回ステーション 津名やすらぎの里	社会福祉法人 のじぎく福祉会	—	R5.2.1	656-2156	淡路市大町下 65-1	0799 62-7400

#### ▼小規模多機能型居宅介護

(令和6年4月1日現在)

施設名	設置主体	定員	指定年月日	郵便番号	所在地	電話番号
小規模多機能型居宅介護事業所 地域支援ハウスいちごの家・築地	医療法人 いちえ会	29	H19.10.1	656-0026	洲本市栄町2-3-26	0799 23-1518
宇山たちばなプラス	社会福祉法人 洲本たちばな福祉会	25	H20.3.24	656-0012	洲本市宇山一丁目 5-16	0799 22-9603
洲本小規模多機能 施設ラガール	社会福祉法人 弘道福祉会	25	H20.11.11	656-0055	洲本市大野608-15	0799 22-3366
天川たちばなプラス	社会福祉法人 洲本たちばな福祉会	25	H23.3.14	656-2543	洲本市由良町由良 431-1	0799 25-7050
小規模多機能型居宅介護事業所 地域支援ハウスいちごの家・上物部	社会福祉法人 いちえ福祉会	29	H23.8.1	656-0053	洲本市上物部 951-1	0799 25-1518
洲本中川原小規模 多機能施設ラガール	社会福祉法人 弘道福祉会	29	H27.4.1	656-0004	洲本市中川原 町安坂988	0799 25-8586
小規模多機能施設 風らん	社会福祉法人 淡路島福祉会	25	H19.11.1	656-0511	南あわじ市賀集 八幡541-7	0799 50-1051
あつとホーム くにうみ	医療法人社団 うしお会	25	H20.5.1	656-0446	南あわじ市八木 寺内1123-1	0799 43-3000

施設名	設置主体	定員	指定年月日	郵便番号	所在地	電話番号
みどりの家	社会福祉法人 緑風会	25	H21.4.1	656-0122	南あわじ市広田 広田424-1	0799 45-1124
小規模多機能型居宅 介護事業所ぬくもり	社会福祉法人 千鳥会	29	H19.12.1	656-2131	淡路市志筑 818-1	0799 62-5055
小規模多機能型居宅 介護事業所ほほえみ	社会福祉法人 千鳥会	29	H24.4.1	656-2311	淡路市久留麻 28-41	0799 74-3330

#### ▼認知症対応型通所介護(認知症高齢者専用デイサービス)

(令和6年4月1日現在)

施設名	設置主体	定員	指定年月日	郵便番号	所在地	電話番号
いちごの家 デイサービスセンター (休止中)	医療法人 いちえ会	3	H18.9.1	656-0014	洲本市桑間 492	0799 26-1001
デイサービス くにうみ	社会福祉法人兵庫 県社会福祉事業団	12	H28.11.1	656-0013	洲本市下加茂 1-6-6	0799 22-3344
デイサービスセンター 元気の家	D・DREAMS 合 同 会 社	24	H25.4.1	656-0122	南あわじ市広田 広田460-1	0799 44-3335
あわじ荘認知症対応 型通所介護事業所	社会福祉法人兵庫 県社会福祉事業団	12	H19.7.1	656-1727	淡路市野島貴船 229-1	0799 82-1950
しおさいデイ サービスセンター	社会福祉法人 千鳥会	3	H19.7.1	656-1511	淡路市郡家 374-1	0799 80-5050
デイサービス・ オリーブの家 (休止中)	社会医療法人社団 順心会	3	H20.4.1	656-2151	淡路市大町畠 638-4	0799 60-1150
デイサービス くるま花水木	NPO法人淡路島 シャロームの会	3	H22.10.1	656-2311	淡路市久留麻 236	0799 74-2873
聖隸カーネーションホーム デイサービスセンターうつとこ	社会福祉法人 聖隸福祉事業団	12	H27.7.1	656-2311	淡路市久留麻 1863	0799 74-6175

#### ▼地域密着型通所介護(デイサービス)

(令和6年4月1日現在)

施設名	設置主体	定員	指定年月日	郵便番号	所在地	電話番号
デイサービス さくら	株式会社 ポポラート	15	H28.4.1	656-1344	洲本市五色町 鳥飼浦 1777-1	0799 34-1185
アワジリハビリ デイサービス	有限会社アワジ ケアセンター	18	H28.4.1	656-0054	洲本市宇原 587-3	0799 25-3570
デイサービスこの ゆびと一まれ淡路	一般社団法人この ゆびと一まれ淡路	10	H28.4.1	656-0053	洲本市上物部 423-1	0799 38-4350
デイサービス センター桜ヶ丘	社会福祉法人ひょうご聴 覚障害者福祉事業協会	14	H28.4.1	656-0002	洲本市中川原町 中川原222-2	0799 28-0993
アワジデイサービス センター	株式会社 チロル	18	H28.6.1	656-0014	洲本市桑間 274-1	0799 53-6112
ケアファーム ついどはん	株式会社IRC	10	R2.9.1	656-1326	洲本市五色町鮎原 下511	0799 30-2566

施設名	設置主体	定員	指定年月日	郵便番号	所在地	電話番号
デイサービスセンター ほほえみ上物部	有限会社 豊生ケアサービス	12	R5.12.1	656-0053	洲本市上物部 一丁目2-16	0799 38-6071
デイサービス まごころ	NPO法人 まごころ	14	H28.4.1	656-0152	南あわじ市倭文 長田1282	0799 46-0031
南あわじ市伊加利デ イサービスセンター	南あわじ市	10	H28.4.1	656-0651	南あわじ市伊加利 1184-1	0799 39-1014
小規模デイサービス センターいっぷく	合 同 会 社 T・Tプレジャー	10	H28.4.1	656-0452	南あわじ市神代浦 壁739-10	0799 43-5550
幼老複合型ういす デイサービスセンター	社会福祉法人 みかり会	10	R3.4.1	656-0315	南あわじ市松帆 高屋乙158-1	0799 53-5560
デイサービスセンタ ーフローラせいだん	社会福祉法人 淡鳳会	10	R4.1.15	656-0341	南あわじ市津井 1840-2	0799 20-9015
ゆうゆうライフデイ サービスセンター	社会福祉法人淡路 市社会福祉協議会	18	H28.4.1	656-1512	淡路市北山712	0799 85-2040
もみじの里デイ サービスセンター	社会福祉法人淡路 市社会福祉協議会	18	H28.4.1	656-1741	淡路市浅野南2-40	0799 82-0922
デイサービスセンター くるま花水木	NPO法人淡路島 シャロームの会	18	H28.4.1	656-2311	淡路市久留麻235	0799 74-0087
リハビリデイ スマイル	社会福祉法人兵庫 県社会福祉事業団	18	H29.4.1	656-1721	淡路市野島躉浦 681-2	0799 80-2701
デイサービス みりおん	株式会社 スマイルサポート	10	H31.4.1	656-2401	淡路市岩屋1039-1	0799 70-4538
デイサービス センター淡路	社会福祉法人 聖隸福祉事業団	18	R2.4.1	656-2401	淡路市岩屋3373	0799 72-4020

▼認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

（令和6年4月1日現在）

施設名	設置主体	定員	指定年月日	郵便番号	所在地	電話番号
グループホーム いちごの家・加茂	医療法人 いちえ会	18	H15.4.1	656-0014	洲本市桑間492	0799 26-1001
グループホーム フローラ	社会福祉法人 淡鳳会	18	H18.3.15	656-0111	洲本市鮎屋636	0799 25-3800
グループホーム ひろいしの里	社会福祉法人兵庫 県社会福祉事業団	18	H20.5.1	656-1333	洲本市五色町 広石上113	0799 35-1201
洲本中川原グル ープホームラガール	社会福祉法人 弘道福祉会	18	H27.4.1	656-0004	洲本市中川原町 安坂988	0799 25-8587
グループホーム いちごの家・上物部	医療法人 いちえ会	18	H23.8.1	656-0053	洲本市上物部951-1	0799 25-1515
グループホーム あかとんぼ	有限会社 ほすたあ	27	H15.11.15	656-0444	南あわじ市八木 大久保603-1	0799 43-3600
グループホーム ふれあい	エム、エフ商事 有限会社	18	H16.8.1	656-0122	南あわじ市広田 広田127	0799 45-0303

施設名	設置主体	定員	指定年月日	郵便番号	所在地	電話番号
グループホーム おのころ	医療法人社団 うしお会	18	H17.5.1	656-0446	南あわじ市八木 寺内 1140-6	0799 42-7360
グループホーム フローラせいだん	社会福祉法人 淡鳳会	18	R1.9.1	656-0341	南あわじ市津井 1804-2	0799 20-9015
グループホーム オリーブの家	社会医療法人社団 順心会	18	H14.4.1	656-2151	淡路市大町畠 638-4	0799 60-1150
グループホーム しおさい	社会福祉法人 千鳥会	18	H16.4.1	656-1511	淡路市郡家 374-1	0799 80-5050
グループホーム くるま花水木	特定非営利活動法人 淡路島シャロームの会	18	H19.9.1	656-2311	淡路市久留麻 236	0799 74-2873
グループホーム 北淡	医療法人社団 淡路平成会	26	H28.3.1	656-1736	淡路市小倉 154	0799 80-2115
グループホーム にこにこ	株式会社 スマイルサポート	18	H24.4.1	656-2401	淡路市岩屋 2942-35	0799 72-2255

▼地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

(令和6年4月1日現在)

施設名	設置主体	定員	指定年月日	郵便番号	所在地	電話番号
特別養護老人ホーム 五色・サルビアホール	洲本市 (兵庫県社会福祉事業団)	20	H24.2.11	656-1331	洲本市五色町都志 大日 707	0799 33-0503
洲本たちばなプラス	社会福祉法人 洲本たちばな福祉会	29	H24.4.11	656-0054	洲本市宇原 358-5	0799 25-3601
千草たちばなプラス	社会福祉法人 洲本たちばな福祉会	29	H27.4.1	656-0031	洲本千草 2-1	0799 25-2588
特別養護老人ホーム 翁寿園	社会福祉法人 淡路島福祉会	18	H26.4.1	656-0446	南あわじ市八木 寺内 373-1	0799 42-6006
地域密着型特別養護老人ホーム 太陽の家ウエスト	社会福祉法人 みはら福祉会	29	H27.4.16	656-0455	南あわじ市神代 國衙 1259-1	0799 43-2700
地域密着型介護老人福祉施設 いちごの家・楽園おのころ	社会福祉法人 いちえ福祉会	29	H27.11.1	656-0423	南あわじ市榎列 下幡多 804-1	0799 43-2121
地域密着型介護老人 福祉施設ヴィラ一宮	社会福祉法人 幸仁会	20	H20.4.1	656-1551	淡路市高山甲 432-3	0799 86-0668
地域密着型特別養護 老人ホームほほえみ	社会福祉法人 千鳥会	29	H24.2.15	656-2311	淡路市久留麻 28-41	0799 74-3330

## 力 介護サービスの利用料

### (ア) 居宅サービス（在宅サービス）を利用する場合

要介護度	利用限度額(1か月)
要支援 1	50,320 円
要支援 2	105,310 円
要介護 1	167,650 円
要介護 2	197,050 円
要介護 3	270,480 円
要介護 4	309,380 円
要介護 5	362,170 円

居宅（在宅）サービスは、1か月に利用できるサービスの限度額（利用限度額）が要支援・要介護の区分ごとに決まっています。この範囲内であれば、サービスを利用したときの負担は1割、2割または3割です。限度額を超えた場合は、超えた部分が全額自己負担となります。

※ケアプラン作成料には自己負担はありません。

※予防給付を含め、居宅療養管理指導、福祉用具購入費の支給（毎年4月から1年間で10万円まで）、住宅改修費の支給（一人の利用者ごとに20万円まで）は、1ヶ月の利用限度額と別枠で利用できます。

### (イ) 施設サービスを利用する場合

介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院）に入所・入院した場合は、①施設介護サービス費の1割、2割または3割のほか、②食費、③居住費及び④日常生活費の全額が、利用者の負担となります。

## キ 地域包括支援センター

高齢者の多様なニーズや相談に総合的に対応し、必要なサービスを包括的・継続的に調整する地域の拠点として、「地域包括支援センター」を市が主体となって設置します。

保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどの専門職が配置され、その専門知識や技能を互いに活かしながら高齢者への総合的な支援を行います。

業 務	内 容
①総合相談支援	地域の高齢者や家族からの相談に基づき、介護保険サービスをはじめ、さまざまな制度や地域資源を活用した総合的な支援を行います。
②介護予防マネジメント (予防給付)	生活機能が低下している要支援1・2の高齢者を対象に、介護予防ケアプランを必要に応じて作成します。
③権利擁護	高齢者が尊厳ある生活を送ることができるよう、高齢者虐待の防止及び対応、成年後見制度の活用等に努めます。
④包括的・継続的ケアマネジメント支援	暮らしやすい地域にするため、さまざまな機関とのネットワークづくりを支援します。

(令和6年4月1日現在)

名 称	設置(運営)主体	郵便番号	所 在 地	電話番号
洲本市地域包括支援センター	洲 本 市	656-8686	洲本市本町三丁目 4-10	0799 26-3120
		656-1395	洲本市五色町都志 203 (五色庁舎内)	0799 33-1924
【プランチ】 在宅介護支援センター由良	社会福祉法人 洲本たちばな福祉会	656-2541	洲本市由良一丁目 6-7	0799 27-0146
【プランチ】 在宅介護支援センター加茂	医 療 法 人 い ち え 会	656-0014	洲本市桑間 495-1	0799 26-0801
【プランチ】 在宅介護支援センター中川原	社会福祉法人 弘道福祉会	656-0004	洲本市中川原町安坂 988	0799 28-0321
【プランチ】 洲本市五色地域福祉センター	社会福祉法人 洲本市社会福祉協議会	656-1334	五色町広石中 90 番地 5	0799 35-1166
南あわじ市地域包括支援センター	南 あ わ じ 市	656-0492	南あわじ市市善光寺 22-1	0799 43-5237
【プランチ】 緑風在宅介護支援センター	社会福祉法人 緑 風 会	656-0131	南あわじ市広田中筋 1025-19	0799 45-1718
【プランチ】 どんぐりの里在宅介護支援センター	社会福祉法人 み か り 会	656-0307	南あわじ市松帆櫟田 550	0799 36-5630
【プランチ】 三原在宅介護支援センターやすらぎ	社会福祉法人 淡路島福祉会	656-0446	南あわじ市八木寺内 373-1	0799 42-7333
【プランチ】 三原在宅介護支援センター太陽の家	社会福祉法人 み は ら 福 祉 会	656-0443	南あわじ市八木養宜上 1018	0799 43-3803
【プランチ】 南淡在宅介護支援センターやすらぎ	社会福祉法人 淡路島福祉会	656-0513	南あわじ市賀集野田 764	0799 53-0030
淡路市地域包括支援センター	淡 路 市	656-2292	淡路市生穂新島 8	0799 64-2145
【プランチ】 千鳥会在宅介護支援センター	社会福祉法人 千 鳥 会	656-2131	淡路市志筑 818-1	0799 62-7600
【プランチ】 聖隸在宅介護支援センター淡路	社会福祉法人 聖隸福祉事業団	656-2311	淡路市久留麻 1863	0799 75-2100
【プランチ】 かおりの丘在宅介護支援センター	社会福祉法人 幸 仁 会	656-1551	淡路市高山甲 430-3	0799 86-0668

## ク 介護保険に関する相談の窓口

### (ア) 市連絡先一覧

保険料や要介護認定に対する疑問、サービスの利用の仕方や自己負担、さまざまな負担軽減措置の内容、「サービス事業者の対応が悪い」「契約に違反している」といった介護サービスに関する不満など。

市 名	担 当 課	所 在 地	電話番号
洲 本 市	介 護 福 祉 課	洲 本 市 役 所 本 庁 舎	0799-22-9333
	地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー		0799-26-3120
		洲 本 市 役 所 五 色 庁 舎	0799-33-1924
南 あ わ じ 市	長 寿 ・ 保 険 課	南 あ わ じ 市 役 所	0799-43-5217
	地 域 包 括 支 援 室		0799-43-5237
淡 路 市	長 寿 介 護 課	淡 路 市 役 所	0799-64-2511
	地 域 福 祉 課		0799-64-2510
	地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー		0799-64-2145

### (イ) その他

名 称	所 在 地 (相談等内容)	電話番号
兵庫県介護保険相談センター	(中央介護保険相談センター) 神戸市中央区下山手通 5-10-1 兵庫県高齢政策課企画調整班	078-362-9118
	(淡路介護保険相談センター) 洲本市塩屋 2 丁目 4-5 兵庫県淡路県民局洲本健康福祉事務所内	0799-26-2053
	介護保険の制度内容、疑問や意見など	
介護サービス苦情相談窓口 (兵庫県国民健康保険団体連合会)	神戸市中央区三宮町 1-9-1-1801 (センタープラザ内)	078-332-5617
	サービス事業者から受けた指定介護サービスの内容や質に関する苦情。(市町でも受付しています。)	
兵庫県介護保険審査会 (事務局:兵庫県高齢政策課)	神戸市中央区下山手通 5-10-1	078-341-7711
	市町が行った要介護認定や保険料の賦課徴収などの「審査請求」。	

## 4 母子父子寡婦福祉

母子父子家庭及び寡婦に対し、その生活の安定と向上を図るために、母子父子自立支援員の設置、子育て・生活支援、就業支援、自立を促進するための経渉的支援、医療費の助成等の施策を進めています。  
〈資料 12・13〉

### (1) 相談指導体制

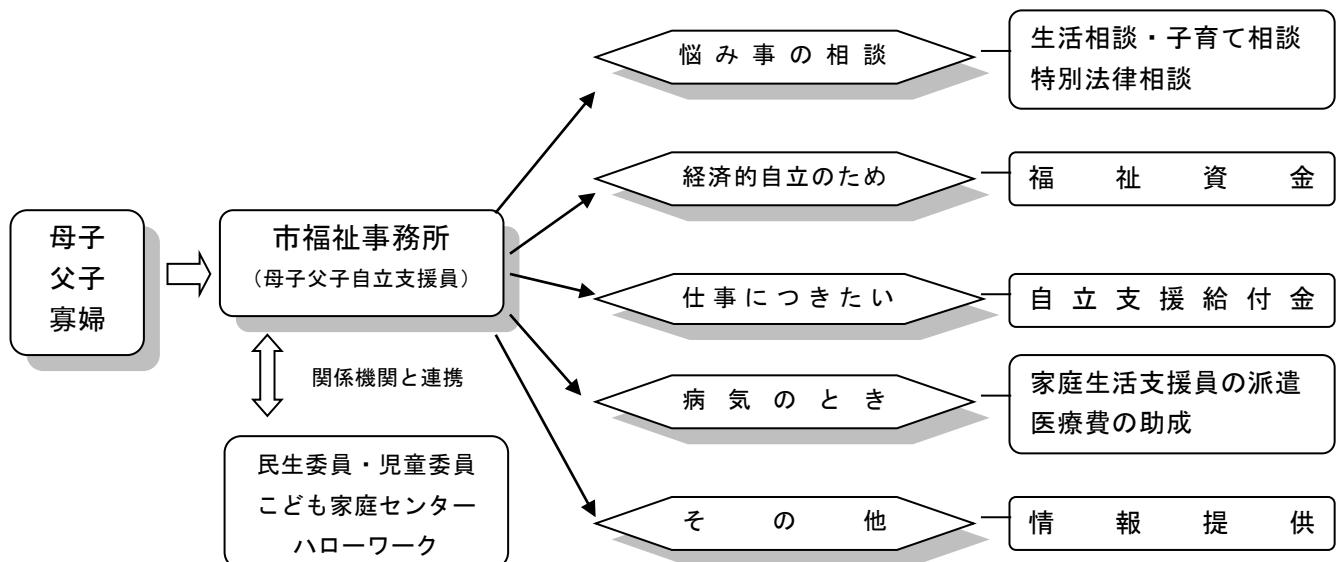
#### ア 母子父子自立支援員

〈資料 14〉

今日の社会情勢のもとにおいて、母子、父子家庭及び寡婦が抱える問題は複雑多岐に渡っています。そのため、各市の福祉事務所に母子父子自立支援員を配置し、母子、父子家庭等の離死別直後の精神的安定を図り、その自立に必要な情報提供、相談指導等の支援を行うとともに、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行っています。

#### イ 母子等専門相談員（女性弁護士）

県では遺産相続問題、慰謝料問題、借金問題など専門的な法律相談にあたるため、母子専門相談員（女性弁護士）1名を配置し、母子父子自立支援員を窓口として特別相談を実施しています。



## (2) 子育て・生活支援、就業支援等

### ア 日常生活支援事業

母子、父子家庭の父母等が、自立のための資格取得や疾病などにより一時的に生活援助、保育のサービスが必要となった場合、または生活環境の激変により、日常生活を営むのに支障がある場合等に、家庭生活支援員を派遣します。

【実施機関】 県婦人共励会（県から事業を委託されて実施）

【相談窓口】 各市母子父子福祉担当課

【対象家庭】 母子、父子家庭及び単身寡婦

### イ 母子家庭等自立支援給付金事業

#### (ア) 自立支援教育訓練給付金事業(平成 15 年度から)

母子家庭の母等が主体的に行う職業能力の開発を進めるため、就業相談を通じて、市が指定した職業能力開発のための講座を受講する者に対して教育訓練終了後、自立支援教育訓練給付金を支給します。

【対象者】 母子家庭の母及び父子家庭の父（所得制限有）

【対象資格】 介護職員初任者研修、医療事務、パソコンスクールなど

【支給額】 受講料の 6 割相当額（上限 20 万円、ただし専門資格を取得する場合は上限 160 万円、下限 1 万 2 千円）

（雇用保険法に基づく教育訓練給付金の支給を受けることができる者は、その支給額との差額を支給）  
(令和 6 年 4 月 1 日現在)

#### (イ) 高等職業訓練促進給付金等事業（平成 15 年度から）

母子父子家庭の父母等の訓練受講中の生活安定を図るため、6 月以上養成機関で修業する場合に、修業期間の全期間（上限 4 年）、下記のとおり高等職業訓練促進費を支給します。また入学修了支援給付金として修了後に下記のとおり支給します。なお、事前の相談が必要です。

【対象者】 母子家庭の母及び父子家庭の父（所得制限有）

養成機関において 6 月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれること。

就業又は育児との両立が困難であると認められる者であること。

【対象資格】 (1) 看護師（准看護師含む）(2) 介護福祉士 (3) 保育士 (4) 理学療法士 (5) 作業療法士 (6) 歯科衛生士 (7) 美容師 (8) 社会福祉士 (9) 製菓衛生士 (10) 調理師 (11) デジタル分野等の民間資格（※）(12) その他、上記に準じ定める資格

※シスコシステムズ認定資格（CCNP 等） LPI 認定資格（LPIC 等）等

【支給額等】 高等職業訓練促進給付金

非課税世帯・・・1 ヶ月につき 100,000 円

※養成機関課程修了までの最後の 12 ヶ月の者 1 ヶ月につき 140,000 円

課税世帯・・・1 ヶ月につき 70,500 円

※養成機関課程修了までの最後の 12 ヶ月の者 1 ヶ月につき 110,500 円  
修了支援給付金

非課税世帯・・・50,000 円 課税世帯・・・25,000 円

修業期間の修了後に 1 回支給します (令和 6 年 4 月 1 日現在)

### (3) 自立支援策

#### ア 母子福祉資金 (昭和 28 年度から)

20 歳未満の子のいる母子家庭が対象であり、母子家庭の経済的自立支援と生活意欲の向上を図り、あわせて児童の福祉を増進するため、修学資金を含め 12 種類の貸付をしています。

#### イ 寡婦福祉資金 (昭和 44 年度から)

子の成人によって母子家庭の母から寡婦に移行しても、寡婦の経済的自立の支援と生活意欲の向上を図るため低利の貸付けを続けて受けられます。

ただし、現に扶養する子がない場合には上記の目的に反していないことが要件です。

#### ウ 父子福祉資金 (平成 26 年 10 月から)

20 歳未満の子のいる父子家庭が対象であり、父子家庭の経済的自立支援と生活意欲の向上を図り、あわせて児童の福祉を増進するため、修学資金を含め 12 種類の貸付をしています。

#### エ 母子家庭等医療制度 (福祉医療として実施)

〈資料 40〉

市が実施する母子家庭等医療費給付事業に要した費用の一部を県が助成することにより、母子家庭等の生活基盤の安定と自立促進を図っています。

### (4) 母子父子寡婦福祉資金貸付制度のあらまし

〈資料 13〉

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

貸付金の種類	貸付対象	貸付限度額	利子	償還期限
修 学 資 金	母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養する児童、父母のない児童、寡婦が扶養する子	月額 27,000 円 ～183,000 円	無利子	20 年以内 (専修学校の一般課程は 5 年以内)
技 能 習 得 資 金	母子家庭の母又は父子家庭の父、寡婦等	月額 68,000 円 一括 816,000 円 (運転免許 460,000 円)	無利子 ☆	20 年以内
修 業 資 金 ※ 1	母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養する児童、父母のない児童、寡婦が扶養する子	月額 68,000 円 自動車運転免許取得 460,000 円	無利子	20 年以内
就 職 支 度 資 金	母子家庭の母、父子家庭の父又は児童、父母のない児童、寡婦等 ※ 2	一般 105,000 円 特別 340,000 円 (自動車購入の場合 340,000 円)	無利子 ☆	6 年以内

貸付金の種類	貸付対象	貸付限度額	利子	償還期限
医療介護資金	母子家庭の母、父子家庭の父又は児童寡婦等	医療・一般 340,000 円 医療・特別 480,000 円 介護 500,000 円	無利子 ☆	5年以内
生活資金	技能修得期間中	月額 141,000 円	無利子 ☆	20年以内
	医療・介護期間中	月額 108,000 円		5年以内
	生活安定期間中	月額 108,000 円 (259.2万円を限度)	無利子 ☆	8年以内
	養育費取得※3	1,236,000 円		
	失業期間中	失業期間中(失業後1年以内) 月額 108,000 円	無利子 ☆	5年以内
	家計急変	児童扶養手当に準拠した額 (全部支給の額)	無利子 ☆	10年以内
住宅資金	母子家庭の母又は父子家庭の父、寡婦等	補修等・一般 1,500,000 円	無利子 ☆	6年以内
		新增築・特別 2,000,000 円		7年以内
転宅資金	同上	260,000 円	無利子 ☆	3年以内
就学支度資金	母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養する児童、父母のない児童、寡婦が扶養する子	150,000 円 ～ 590,000 円	無利子	20年以内 (専修学校の一般課程、修業施設は5年以内)
結婚資金	母子家庭の母又は父子家庭の父、寡婦等	320,000 円	無利子 ☆	5年以内

※1 自動車運転免許取得については直接就労に必要な場合で、高校3年在学時に就職内定などを受けた児童に限ります。

※2 寡婦等とは、寡婦または40歳以上の配偶者のない女子(婚姻をしたことのない独身の方は含みません。)をいいます。

※3 養育費取得(生活資金)については生活安定期間中の養育費の取得のための裁判費用等が対象です  
☆修学資金、就学支度資金、就職支度資金(児童に係わるものに限る)、修業資金に関しては無利子ですが、それ以外の資金は、連帯保証人を立てる場合は無利子、連帯保証人を立てない場合は有利子(1%)です。

## 5 児童福祉

児童にとってよりよい生活を実現するとともに、児童が将来の社会を担い家族を構成していくものであることに対する社会全体の期待に応えるよう、児童を心身ともに健全に育成するための施策を進めています。

### (1) こども家庭福祉

#### 児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当

〈資料 15〉

(令和6年4月1日現在)

	支給趣旨	支給要件	支給額
児童手当	次代の社会を担う児童の健やかな育ちを社会全体で応援するという趣旨のもとに親等に支給するものです。	○15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある児童（中学校修了前までの児童）を養育していること。	R6.4月～ 3歳未満：月額 15,000円 3歳以上小学校修了前 第1.2子：月額 10,000円 第3子以降：月額 15,000円 中学生：月額 10,000円  ただし、受給者の前年所得が所得制限限度額以上、所得上限限度額未満の場合は、特例給付として月額一律 5,000円を支給します。 ※R4.6～ 所得上限限度額を新設。同限度額を超える方については、児童手当・特例給付の支給はされなくなります。

	支給趣旨	支 給 要 件	支 給 額
児童扶養手当	父又は母と生計を共にしていない児童を養育している人に手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図ることを目的としています。	<p>○次のいずれかに該当する 18 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの間の児童（心身に特別児童扶養手当 2 級に該当する程度以上の障害がある児童については 20 歳未満）を養育していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・父母が離婚した後、父又は母と生計を同じくしていない児童（事実婚も含む）</li> <li>・父又は母が死亡した児童</li> <li>・父又は母が重度の障害の状態にある児童</li> <li>・父又は母に 1 年以上遺棄されている児童</li> <li>・父又は母が裁判所からの DV 保護命令を受けた児童（H24. 8～）</li> <li>・父又は母が 1 年以上拘禁されている児童</li> <li>・父又は母の生死が明らかでない児童</li> <li>・婚姻によらないで懐胎した児童等</li> </ul> <p>○老齢福祉年金以外の公的年金を受けていないこと。（H26. 12～差額受給可）</p> <p>○児童が施設に入所していないこと。</p> <p>○児童が里親に委託されていないこと。</p> <p>○手当を受けようとする人、対象となる児童が日本に住んでいること。</p>	<p>(R6. 4～)</p> <p>児童 1 人（全部支給）の場合 月額 45,500 円</p> <p>児童 2 人（全部支給）の場合 月額 56,250 円</p> <p>児童が 3 人（全部支給）以上の場合 月額 6,450 円の加算</p> <p>ただし、本人、扶養義務者の前年所得が一定額以上の場合は、全部又は一部の支給が停止されます。</p> <p>一部支給は、所得に応じて 10 円きざみの額となり、以下のとおりです。</p> <p>児童一人の場合 月額 45,490 円から 10,740 円まで</p>
特別児童扶養手当	身体又は精神に障害を有する児童を養育している人に手当を支給することにより、これらの児童の福祉の増進を図ることを目的としています。	<p>○心身に中程度以上の障害のある 20 歳未満の児童を養育していること。</p> <p>○手当を受けようとする人、対象となる児童が日本に住んでいること。</p> <p>○対象児童が障害を理由に公的年金を受給していないこと。</p> <p>○児童が児童福祉施設等に入所していないこと。</p>	<p>申請の翌月から児童 1 人につき、以下のとおり支給します。</p> <p>1 級は月額 55,350 円、 2 級は月額 36,860 円 (R6. 4～)</p> <p>ただし、本人、配偶者、扶養義務者の前年所得が一定額以上の場合は支給が停止されます。</p>

## (2) こども家庭センター（児童相談所）

〈資料 17〉

兵庫県の設置する「こども家庭センター」は、児童福祉法第 12 条に定められている児童相談所です。

こども家庭センターでは、0 歳から 18 歳未満の子どもの健やかな成長を願って、子どもと家庭のさまざまな問題について相談援助活動を展開しています。

県内には、県所管の中央こども家庭センター（内に、洲本分室）、尼崎こども家庭センター、西宮こども家庭センター、川西こども家庭センター（内に、丹波分室）、加東こども家庭センター、

姫路こども家庭センター、豊岡こども家庭センターと、神戸市所管の神戸市こども家庭センター、明石市所管の明石こどもセンターがあります。それぞれが管轄区域を持って活動しています。

#### ア 相談の方法

18歳未満の子どもに関して、専門的な知識や技術を必要とするさまざまな問題についての相談に応じています。

子ども本人、家族、親戚の人、学校・保育所の先生など、どなたからの相談にも応じます。

相談や検査、一時保護の費用は無料です。ただし、施設や里親さんに子どもを預ける場合は子どもが生活する費用について所得に応じて負担していただきます。相談の秘密は固く守ります。

相談の受付は月曜～金曜日の午前9時～午後5時です。できるだけ電話で相談の予約をしてください。土・日曜日、祝日は休みです。

#### ○兵庫県中央こども家庭センター洲本分室

〒656-0021 洲本市塩屋2丁目4-5（県洲本総合庁舎1階）

TEL. 0799-26-2075

管轄区域：洲本市、南あわじ市、淡路市

なお、時間外の緊急性の高い児童虐待等に関する通告や相談については、「児童虐待防止24時間ホットライン」を開設し相談に応じています。

#### ○児童虐待防止24時間ホットライン

兵庫県中央こども家庭センター TEL. 078-921-9119（全国共通ダイヤル **189**）

#### イ 診断、援助指針（援助方針）作成の方法

次の四つの診断方法により、問題の本質を探ったうえで、総合的に診断し、援助指針（援助方針）を作成します。

##### （ア）診断

###### a 社会診断

児童福祉司、相談員等によって行われる社会診断は、調査により子どもや保護者等の置かれている環境、問題と環境との関連、社会資源の活用の可能性等を明らかにし、どのような援助が必要であるかを判断するために行います。

###### b 心理診断

児童心理司によって行われる心理診断は、面接、観察、心理検査等をもとに心理学的観点から援助の内容、方針を定めるために行います。

###### c 医学診断

医師（精神科医、小児科医等）の行う医学診断は、問診、診察、検査等をもとに、医学的見地から子どもの援助（治療を含む。）の内容、方針を定めるために行います。

###### d 行動診断

一時保護部門の児童指導員、保育士等によって行われる行動診断は、基本的生活習慣、日常生活の状況、入所後の変化等、子どもの生活全般にわたる参与的観察、生活場面における面接をもとに、援助の内容、方針を定めるために行います。

##### （イ）判定

各診断をもとに、援助に有効な判定を導き出します。

##### （ウ）援助指針（援助方針）

調査、診断、判定等の結果に基づき、子どもの健全な成長発達にとっての最善の利益を確保する観点から、その子どもや保護者等に対する最も適切で効果的な援助指針（援助方針）を作成します。

## ウ 振動の方法

子ども家庭センターが子どもや保護者等に対して行う援助には、主に次のようなものがあります。援助を行う場合には、子どもや保護者等に、その理由、方法等について十分説明し、子どもや保護者等の意見を聴き、基本的には合意の上で行います。

### (ア) 助言指導

数回の助言、指示、説得、承認、情報提供等の適切な方法により、問題が解決すると考え得られる子どもや保護者等に対して指導を行います。

### (イ) 継続指導

複雑困難な問題を抱える子どもや保護者等を児童相談所に通所させ、あるいは必要に応じて訪問する等の方法により、継続的にソーシャルワーク、心理療法やカウンセリング等を行います。

### (ウ) 他機関あっせん

他の専門機関において、医療、指導、訓練等を受けること並びに母子家庭等日常生活支援事業を利用する等関連する制度の適用が適当と認められる事例について、子どもや保護者等の意向を確認の上、速やかに当該機関にあっせんします。

### (エ) 里親委託・施設入所

保護者による養育が不十分又は養育を受けることが望めない子どもについては、里親への委託や児童福祉施設等への入所又は委託措置を行い、安定した大人との関係の中で、子どもが安心できる、温かく安定した環境で養育します。

## (3) こども家庭センター（市）

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年6月15日法律第66号）による改正後の児童福祉法及び母子保健法において、市町村は「子育て世帯包括支援センター」と「市区町村子ども家庭総合支援拠点」の設立の意義や機能を維持した上で組織を見直し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関として、「こども家庭センター」の設立に努めることになりました。これを受けて、令和6年4月1日から淡路3市にそれぞれ「こども家庭センター」が設置され、妊娠、出産、子育てに関する相談、ひとり親家庭に関する相談などさまざまな相談に応じています。

専門的な判断を必要とする相談については、兵庫県中央こども家庭センター洲本分室と常に連絡をとり最も適切な方法を決定し、それぞれに応じた保護や指導援助をしています。

また、支援を必要とする家庭のニーズを把握し、不足する地域資源を開拓し、関係機関間の連携を強め、地域内の子育て家庭へ必要な支援を着実に提供できる体制を整備しています。

### [各市のこども家庭センター]

相談室名	設置場所	直通電話番号
洲本市こども家庭センター	洲本市役所子ども子育て課こども支援係	0799-22-1333
	洲本市役所健康増進課母子保健係	0799-22-3337
	洲本市役所福祉課障害福祉係	0799-22-3332
南あわじ市こども家庭センター	南あわじ市役所（健 康 課 内）	0799-43-5239
淡路市こども家庭センター (愛称：こどもサポートセンターおむすび)	淡路市役所（子育て応援課内）	0799-64-2524

## (4) 子育て支援

### ア 保育所等

〈資料 18〉

保護者が昼間働いている等の理由で「保育を必要とする児童」を、保護者からの申し込みにより受け入れ、保護者にかわって保育を行う施設です。

近年は、多様化する保育需要に対応するため、乳児及び低年齢児（3歳未満）の受け入れの拡大、障害児保育等のいわゆる保育対策等促進事業の推進を図っています。

また、子ども・子育て支援新制度により、市が認可する地域型保育事業（小規模保育所、事業所内保育所）が創設されています。

### 洲本市内施設

（令和6年4月1日現在）

施設名	設置主体	定員	認可年月日	郵便番号	所在地	電話番号
中川原保育所	洲本市	70	S27. 4. 28	656-0002	洲本市中川原町中川原970	0799-28-0120
安乎保育所	洲本市	80	S28. 4. 1	656-2122	洲本市安乎町中田 9-1	0799-28-0173
由良保育所	洲本市	90	S24. 12. 1	656-2541	洲本市由良二丁目 5-24	0799-27-0079
都志保育園	洲本市	70	S49. 4. 1	656-1304	洲本市五色町都志万歳388-1	0799-33-0345
鮎原保育園	洲本市	110	S47. 4. 1	656-1313	洲本市五色町鮎原西142-4	0799-32-0037
広石保育園	洲本市	90	S48. 4. 1	656-1334	洲本市五色町広石中1446-1	0799-35-0300
鳥飼保育園	洲本市	60	S26. 4. 1	656-1343	洲本市五色町鳥飼中317-2	0799-34-0404
堺保育園	洲本市	45	S52. 4. 1	656-1336	洲本市五色町上堺 33-2	0799-35-0130
【小規模保育※】 いちごキッズ・上物部	社会福祉法人 いちえ福祉会	12	R6. 4. 1	656-0053	洲本市上物部 951-1	0799-25-1519

### 南あわじ市内施設

（令和6年4月1日現在）

施設名	設置主体	定員	認可年月日	郵便番号	所在地	電話番号
広田保育園	南あわじ市	150	S37. 11. 30	656-0131	南あわじ市広田中筋195-1	0799-45-0040
倭文保育園	南あわじ市	60	S31. 4. 1	656-0153	南あわじ市倭文庄田275	0799-46-0654
榎列保育所	南あわじ市	120	S27. 3. 15	656-0423	南あわじ市榎列下幡多432	0799-42-2392
八木保育所	南あわじ市	120	S26. 4. 1	656-0433	南あわじ市八木鳥井427	0799-42-0559
神代保育所	南あわじ市	120	S27. 3. 5	656-0456	南あわじ市神代地頭方1496-1	0799-42-1252

施設名	設置主体	定員	認可年月日	郵便番号	所在地	電話番号
志知保育所	南あわじ市	45	S27. 4. 1	656-0484	南あわじ市志知佐礼尾363	0799-42-3101
賀集保育所	南あわじ市	120	S28. 7. 1	656-0514	南あわじ市賀集 1028	0799-54-0458
北阿万保育所	南あわじ市	90	S27. 4. 28	656-0533	南あわじ市北阿万新田中57-1	0799-55-0075
阿万保育所	南あわじ市	90	S26. 10. 1	656-0544	南あわじ市阿万下町 41	0799-55-0133
【事業所内保育※】 すくすく保育園	医療法人社団 うしお会	19	H27. 4. 1	656-0446	南あわじ市八木寺内 1152-1	0799-43-2139
【事業所内保育※】 翁寿園保育所	社会福祉法人 淡路島福祉会	7	H27. 5. 1	656-0446	南あわじ市八木寺内 373-1	0799-42-6006
【小規模保育※】 よつば保育園	社会福祉法人 育世会	12	R4. 7. 1	656-0122	南あわじ市広田広田 889-9	0799-45-1551
【小規模保育※】 沼島よつば保育園	社会福祉法人 育世会	6	R5. 4. 1	656-0961	南あわじ市沼島 2368-1 沼島総合センター内	0799-45-1551

### 淡路市内施設

(令和6年4月1日現在)

施設名	設置主体	定員	認可年月日	郵便番号	所在地	電話番号
塩田保育園	淡路市	90	S23. 7. 1	656-2144	淡路市下司 1177-1	0799-62-1002
中田保育園	淡路市	90	S32. 9. 1	656-2163	淡路市中田 445	0799-62-2269
大町保育園	淡路市	80	S28. 4. 1	656-2155	淡路市大町上 437	0799-62-2665
多賀保育所 (休園)	淡路市	0	S27. 6. 30	656-1522	淡路市下河合 50	0799-85-0800
浦保育所	淡路市	120	S23. 7. 1	656-2305	淡路市浦 632	0799-74-4117
仮屋保育所	淡路市	140	S23. 7. 1	656-2311	淡路市久留麻 1982-3	0799-74-4116
釜口保育所 (休園)	淡路市	0	S50. 4. 1	656-2334	淡路市釜口 1303	0799-74-4466
志筑保育園	社会福祉法人 椎の木会	110	S24. 3. 1	656-2131	淡路市志筑 1542-1	0799-62-0222
佐野保育園	社会福祉法人 佐野保育園	20	S24. 5. 1	656-2212	淡路市佐野 1327	0799-65-0044
【事業所内保育※】 ちびっこランドちどり	社会福祉法人 千鳥会	12	H27. 4. 1	656-2311	淡路市久留麻 25-6	0799-64-7555
【事業所内保育※】 ちびっこランドぬくもり	社会福祉法人 千鳥会	6	R5. 2. 1	656-2131	淡路市志筑 818 番地 1	0799-62-5055

※地域型保育事業

## イ 認定こども園

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）の改正により創設された「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ单一の施設」で、義務教育及びその後の教育の基礎を培うため満3歳児以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境のもと、その心身の発達を助長し、保護者に対する子育て支援を行うことが目的です。

### 洲本市内施設

(令和6年4月1日現在)

施設名	設置主体	定員	認可年月日	郵便番号	所在地	電話番号
なのはなこども園	洲本市	180	H31.4.1	656-0013	洲本市下加茂一丁目6番65号	0799-24-7087
幼保連携型認定こども園 洲本こども園	社会福祉法人 三愛会	158	H29.4.1	656-0025	洲本市本町七丁目4番25号	0799-22-0897
幼保連携型認定 こども園おおの	社会福祉法人 大野福祉会	95	H29.4.1	656-0055	洲本市大野 740 番地 1	0799-24-4750
幼保連携型認定こども園 千草こどもの園	社会福祉法人 千草福祉会	105	H30.4.1	656-0031	洲本市千草 己 25	0799-22-6600

### 南あわじ市内施設

(令和6年4月1日現在)

施設名	設置主体	定員	認可年月日	郵便番号	所在地	電話番号
幼保連携型認定 こども園松帆南	社会福祉法人 みかり会	105	H27.4.1	656-0315	南あわじ市松帆高屋乙192	0799-36-2344
幼保連携型認定 こども園松帆北	社会福祉法人 みかり会	45	H27.4.1	656-0307	南あわじ市松帆櫻田198	0799-36-2410
幼保連携型認定こども園 福良こども園	南あわじ市・社会福 祉法人むつみ福祉会	130	H30.4.1 (公私連携)	656-0502	南あわじ市福良乙 1198-1	0799-52-0252
伊加利こども園	南あわじ市	40	H28.4.1	656-0651	南あわじ市伊加利 614-2	0799-39-0026
市こども園	南あわじ市	175	R2.4.1	656-0475	南あわじ市市三條 886	0799-42-0215

### 淡路市内施設

(令和6年4月1日現在)

施設名	設置主体	定員	認可年月日	郵便番号	所在地	電話番号
幼保連携型認定こども園 恵泉保育園	社会福祉法人 恵泉保育園	105	H28.4.1	656-2131	淡路市志筑 2948-1	0799-62-1005
北淡認定こども園	淡路市	130	H29.4.1	656-1742	淡路市浅野神田 116	0799-82-0555
一宮認定こども園	淡路市	145	H29.4.1	656-1511	淡路市郡家 392 番地 1	0799-80-5678
幼保連携型認定こども園 聖隸こども園夢舞台	社会福祉法人 聖隸福祉事業団	105	H30.4.1 (公私連携)	656-2306	淡路市夢舞台 1-37	0799-72-2174
生穂認定こども園	淡路市	75	H30.4.1	656-2223	淡路市生穂 2320	0799-64-1348

## ウ へき地保育所 [淡路地域は、該当なし]

山間地、開拓地、離島等交通条件や自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれないへき地における保育を要する児童に対し、必要な保護を行い、これらの児童の福祉の増進を図るための施設です。市が設置した保育所の最低基準に満たない指定施設で国が助成します。

## エ まちの子育てひろば

子育て中の親子が気軽に集い、仲間づくりを通して子育ての悩みを話し合ったり、互いに情報交換のできる身近な拠点として「まちの子育てひろば」の開設を進めています

まちの子育てひろばでは、①保育所、幼稚園、児童館等を活用し、子育て中の親子が気軽に集える「場」の提供、②子育てに関する情報の提供、③保育士、保健師、助産師、看護師などによる育児相談、④地域団体等による昔遊びや親子料理教室、県立こどもの館による人形劇や読み聞かせ等を行っています。

〔洲本市〕 15か所

(令和6年4月1日現在)

ひろばの名称	開設場所	所在地	連絡先
安乎保育所 まちの子育てひろば	安乎保育所	安乎	0799-28-0173
育児サークル たんぽぽ	洲本市民交流センター 洲本市総合福祉会館	宇原 山手	0799-26-0022 (洲本市社協)
どんぐりんクラブ	洲本市人権文化センター	桑間	0799-26-0022 (洲本市社協)
千草こどもの園 まちの子育てひろば	千草こどもの園	千草	0799-22-6600
中川原保育所 まちの子育てひろば	中川原保育所	中川原	0799-28-0120
洲本こども園 まちの子育てひろば	洲本こども園	本町	0799-22-0897
洲本市社会福祉協議会 まちの子育てひろば	洲本市総合福祉会館（児童センター内）	山手	0799-26-0022
洲本市子育て学習センター	洲本中央公民館	山手	0799-24-3374
由良保育所 まちの子育てひろば	由良保育所	由良	0799-27-0079
洲本市児童館 「まちの子育てひろば」	洲本市児童館	鮎原	0799-32-1433
堺保育園	堺保育園	上堺	0799-35-0130
都志保育園	都志保育園	都志	0799-33-0345
鳥飼保育園	鳥飼保育園	鳥飼	0799-34-0404
広石保育園	広石保育園	広石	0799-35-0300
なのはなこども園 まちの子育てひろば	なのはなこども園	下加茂	0799-24-7087

## 〔南あわじ市〕 11 か所

(令和6年4月1日現在)

ひろばの名称	開設場所	所在地	連絡先
伊 加 利 こ ど も 園	伊加利こども園	伊加利	0799-39-0026
南あわじ市子育て学習・支援センター まちの子育てひろば	南あわじ市子育て学習・支援センター	榎 列	0799-42-7703
志 知 幼 稚 園	志知幼稚園	志 知	0799-36-3340
福 良 子 育 て ひ ろ ば	福良こども園	福 良	0799-52-0252
松帆南まちの子育てひろば	認定こども園松帆南	松 帆	0799-36-2344
松帆北まちの子育てひろば	認定こども園松帆北	松 帆	0799-36-2410
バンビーノクラブ	南あわじ市産業文化センター (津井地区公民館)	津 井	0799-38-0680
親子でシーパ♪たのしーな♪	ショッピングセンターシーパ	湊	0799-36-0150
キッズスペース	国立淡路青少年交流の家	阿 万	0799-55-2695
ぽこ・あ・ぽこ	西淡志知公民館	志 知	インスタグラム希望 @poco-a-poco.minamiawaji
津井幼稚園（休園）	津井幼稚園	津 井	0799-38-0352

## 〔淡路市〕 7 か所

(令和6年4月1日現在)

ひろばの名称	開設場所	所在地	連絡先
岩屋子育て学習センター	岩屋保健センター	岩 屋	0799-72-5112
東浦子育て学習センター	東浦事務所西庁舎1階	久留麻	0799-74-0336
一宮子育て学習センター	一宮保健センター	郡 家	0799-70-1355
恵 泉 ひ ろ ば	恵泉保育園	志 筑	0799-62-1005
津名子育て学習センター	津名ふれあいセンター1階	志 筑	0799-62-4991
御 結 び ひ ろ ば	アルクリオ2階 (特非)淡路島ファミリーサポートセンターまるく	志 筑	0799-70-1472
北淡子育て学習センター	北淡子育て学習センター	富 島	0799-70-4082

## 才 放課後児童健全育成事業

保護者が仕事等の理由で昼間家庭にいない小学校の児童に対し、授業終了後の遊びや生活の場を提供することにより、児童の健全な育成と保護者の子育てを支援しています。

〔洲本市〕11か所

(令和6年4月1日現在)

名 称	場 所	
児童クラブ 山手	山手二丁目 2-26	児童センター内
児童クラブ 大野Ⅰ・Ⅱ	大野 318	旧大野幼稚園内
児童クラブ 由良	由良一丁目 6-10	由良公民館内
児童クラブ 潮	宇山一丁目 1-37	旧第一幼稚園内
伊勢の森スクールⅠ・Ⅱ	上物部二丁目 7-2	川西公会堂内
児童クラブ 加茂	下内膳 477-1	旧加茂幼稚園内
児童クラブ 安乎	安乎町北谷 1177-1	児童クラブ安乎内
児童クラブ 鮎原	五色町鮎原西 142-4	洲本市児童館内
児童クラブ 中川原	中川原町中川原 988	中川原小学校内
児童クラブ 広石	五色町広石中 1446-1	広石保育園内

〔南あわじ市〕 13か所 (うちアフタースクール事業: 11か所)

アフタースクール事業では、実施校区の児童を対象に、様々な経験や技術を持つ地域の人材や企業等の協力を得て、遊びや体験・学習などを通し「学ぶ楽しさ」につながる多種多様なプログラムを提供しています。

(令和6年4月1日現在)

名 称	場 所	
アフタースクール広田	広田中筋 121	広田小学校内
アフタースクール倭文	倭文庄田 250	倭文小学校内
アフタースクール湊	湊里 1502-1	湊小学校内
アフタースクール辰美	津井 2285-4	辰美小学校内
アフタースクール榎列	榎列大榎列 1426-1	榎列小学校内
アフタースクール八木	八木大久保 590-1	八木小学校内
アフタースクール神代	神代富田 3	神代小学校内
市学童保育所	市福永 345-1	市学童保育所
アフタースクール賀集	賀集 1000	賀集小学校内
アフタースクール北阿万	北阿万筒井 1228-7	北阿万地区公民館内
アフタースクール阿万	阿万下町 420	阿万小学校内
松帆学童保育所	松帆高屋乙 192	認定こども園松帆南内
アフタースクール福良	福良乙 1205	福良小学校内

## 〔淡路市〕 11か所

(令和6年4月1日現在)

名 称	場 所		
学童保育 塩田	塩尾 430-2		塩田小学校内
学童保育 志筑	志筑 1578		志筑小学校隣接地専用施設
学童保育 志筑第2	志筑 1578		志筑小学校隣接地専用施設
学童保育 中田	中田 4399-2		中田小学校敷地内専用施設
学童保育 津名東	生穂 2346-2		津名東小学校敷地内専用施設
学童保育 大町	大町上 467-1		大町小学校敷地内専用施設
学童保育 石屋	岩屋 488-1		石屋小学校敷地内専用施設
学童保育 北淡	浅野神田 89-14		北淡小学校隣接地専用施設
学童保育 一宮	北山 1600		一宮小学校内
学童保育 学習	久留麻 1741-1		子育て支援センター内
学童保育 浦	浦 701		浦小学校内

## (5) 児童福祉施設

## ア 児童養護施設

(資料 16)

乳児を除く、保護者のいない児童、虐待されている児童、その他環境上養護を必要とする児童を入所させて養護する施設です。

また、定員6人の小規模児童養護施設も設置されています。

(令和6年4月1日現在)

施設名	設置主体	定員	許可年月日	郵便番号	所在地	電話番号
淡路学園	社会福祉法人 育世会	40	S28.9.9	656-0122	南あわじ市広田 広田 637	0799 45-0412
聖智学園	社会福祉法人 権の木会	30	S30.8.24	656-2131	淡路市志筑 1542-1	0799 62-4491
グループホーム まほろば	社会福祉法人 権の木会	6	H25.1.1	656-2131	淡路市志筑 3042-1	0799 64-7535
グループホーム あすなろ	社会福祉法人 権の木会	6	H27.1.1	656-2131	淡路市志筑 1115-3	0799 64-7351

## イ 児童館

児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し又は情操を豊かにすることを目的とする施設です。

(令和6年4月1日現在)

施設名	設置主体	許可年月日	郵便番号	所在地	電話番号
洲本市児童センター	洲本市	H4.2.4	656-0024	洲本市山手二丁目 2-26	0799 26-0022

施設名	設置主体	許可年月日	郵便番号	所在地	電話番号
洲本市児童館	洲本市	H7.6.1	656-1313	洲本市五色町鮎原西142-4	0799 32-1433
南あわじ市児童館	南あわじ市	H7.3.10	656-0502	南あわじ市福良乙999-1	0799 52-3999

#### ウ 助産施設 [淡路地域には該当施設なし]

保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院出産することのできない妊産婦を入院させて助産することを目的とした施設です。

### (6) その他の児童福祉施設

〈資料 16〉

#### ア 乳児院

保護者のいない乳児、虐待されている乳児、父母の疾病・離婚等により保護者に監護せざることが不適当な場合、家庭に代わって養育する施設です。

(令和6年4月1日現在)

施設名	設置主体	定員	許可年月日	郵便番号	所在地	電話番号
聖和の杜	社会福祉法人 椎の木会	9	R3.4.1	656-2131	淡路市志筑1489-3	0799 73-6161

#### イ 肢体不自由児施設

上肢・下肢又は体幹の機能の障害のある児童を治療するとともに、独立自立に必要な知識・技能を与える施設です。

#### ウ 重症心身障害児施設

重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童を入所させ、これを保護するとともに、治療及び日常生活の指導をする施設です。

#### エ 児童心理治療施設

家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を短期入所させ、又は保護者のもとから通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行う施設です。

#### オ 児童自立支援施設

不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者のもとから通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援する施設です。

#### カ 盲ろうあ児施設

盲児（強度の弱視も含む）又はろうあ児を入所させてこれを保護するとともに、独立自活に必要な指導又は援助をする施設です。

#### キ 母子生活支援施設

配偶者のいない女子、又はこれに準ずる事情のある女子及びその監護すべき児童を入所させて保護する施設です。

## 6 障害者(児)福祉

身体的又は知的並びに精神的な障害のため、長期にわたり日常生活又は社会生活に相当な制限を受け人々に対し、各種の相談、施設入所、経済的援助をはじめ、生活、職業能力の向上のための治療、訓練や社会参加を促進するための啓発活動など各種の福祉施策を行っています。

### (1) 手帳の交付

#### ア 身体障害者手帳 (昭和 25 年度から)

〈資料 19〉

身体障害者福祉法に基づき、視覚、聴覚又は平衡機能、音声機能・言語機能又はそしやすく機能、肢体不自由、内部障害（心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・肝臓）、H I V 感染症による免疫機能障害のある方に交付しています。障害の程度により 1 級から 6 級に区分されています。

#### イ 療育手帳 (昭和 48 年度から)

〈資料 20〉

知的障害者（児）に対し一貫した指導・相談を行うとともに各種の援助措置を受けやすくするために手帳を交付しています。

障害の程度により A（重度）、B<sub>1</sub>（中度）、B<sub>2</sub>（軽度）に区分されています。

#### ウ 精神障害者保健福祉手帳 (平成 7 年度から)

〈資料 21〉

精神保健福祉法に基づき、精神障害者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図るため、一定の精神障害の状態にあることを証する手帳を交付しています。

障害程度により 1 級から 3 級に区分されています。

### (2) 経済的援護

#### ア 特別障害者手当・特別児童扶養手当等

〈資料 15. 22. 23〉

（令和 6 年 4 月 1 日現在）

区分	支 給 額	支 給 対 象 者
特別障害者手当等	特別障害者手当 月額 28,840 円	20 歳以上の在宅重度障害者で日常生活において常時特別の介護を要する者
	障害児福祉手当 月額 15,690 円	20 歳未満の在宅重度障害児で、常時特別の介護を要する者
	経過的福祉手当 月額 15,690 円	従前の福祉手当を受給していた 20 歳以上の在宅障害者で、特別障害者手当又は障害基礎年金を受給することができない者
特別児童扶養手当	1 級 月額 55,350 円 2 級 月額 36,860 円	20 歳未満の精神又は身体に障害がある児童を監護する父もしくは母、または父母にかわってその児童を養育している者
重度心身障害者（児） 介護手当	年額 100,000 円	居宅で 6 カ月以上寝たきりの状態にあり、常時介護を要する重度心身障害者（児）を介護している者 (ただし、障害福祉サービス及び介護保険サービスを利用している方、課税世帯は除く)

#### イ 心身障害者扶養共済制度

〈資料 24〉

障害のある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一（死亡・重度障害）のことがあったとき、障害のある方に一定額の年金を支給しています。

### （3）相談員の活動

#### ア 身体障害者相談員（昭和 42 年度から）

〈資料 28〉

身体障害者のあらゆる相談に応じ必要な指導・助言を行うとともに、関係機関への連絡、援護思想の普及等を行うために設置しています。

#### イ 知的障害者相談員（昭和 42 年度から）

〈資料 29〉

知的障害者又は保護者等からあらゆる相談に応じ必要な指導・助言を行うとともに関係機関への連絡、援護思想の普及等を行うために設置しています。

#### ウ 精神障害者相談員（平成 18 年度から）

精神障害者及びその家族の相談に応じ、必要な助言を行うとともに、関係機関への協力及びこれらの健康問題の正しい理解に向けて普及等を行うために設置しています。



### （4）障害者総合支援法等の概要

障害福祉サービスについては、従来の支援費制度の基本理念を継承しつつ、障害者が地域で安心して暮らせる社会を実現するための見直しがされ、平成 18 年 4 月より「障害者自立支援法」が施行（一部 10 月より施行）されました。障害の種別（身体、知的、精神）にかかわらず、障害のある人々が必要とするサービスを利用できるようサービスの仕組みを一元化し、施設、事業の枠組みを超えて再編されました。また支給決定の仕組みを透明化、明確化するとともに、就労支援を抜本的に強化した、障害のある人々の自立を支える制度です。「障害者自立支援法」は平成 25 年 4 月より「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」とされ、障害者の範囲に難病等が加えられました。

障害児を対象とした施設・事業は、施設入所等は児童福祉法、児童デイサービス等の事業関係は障害者自立支援法、重症心身障害児（者）通園事業は予算事業として実施されてきましたが、平成 24 年 4 月より児童福祉法に根拠規定が一本化され、体系も再編されました。

## ア 制度の開始

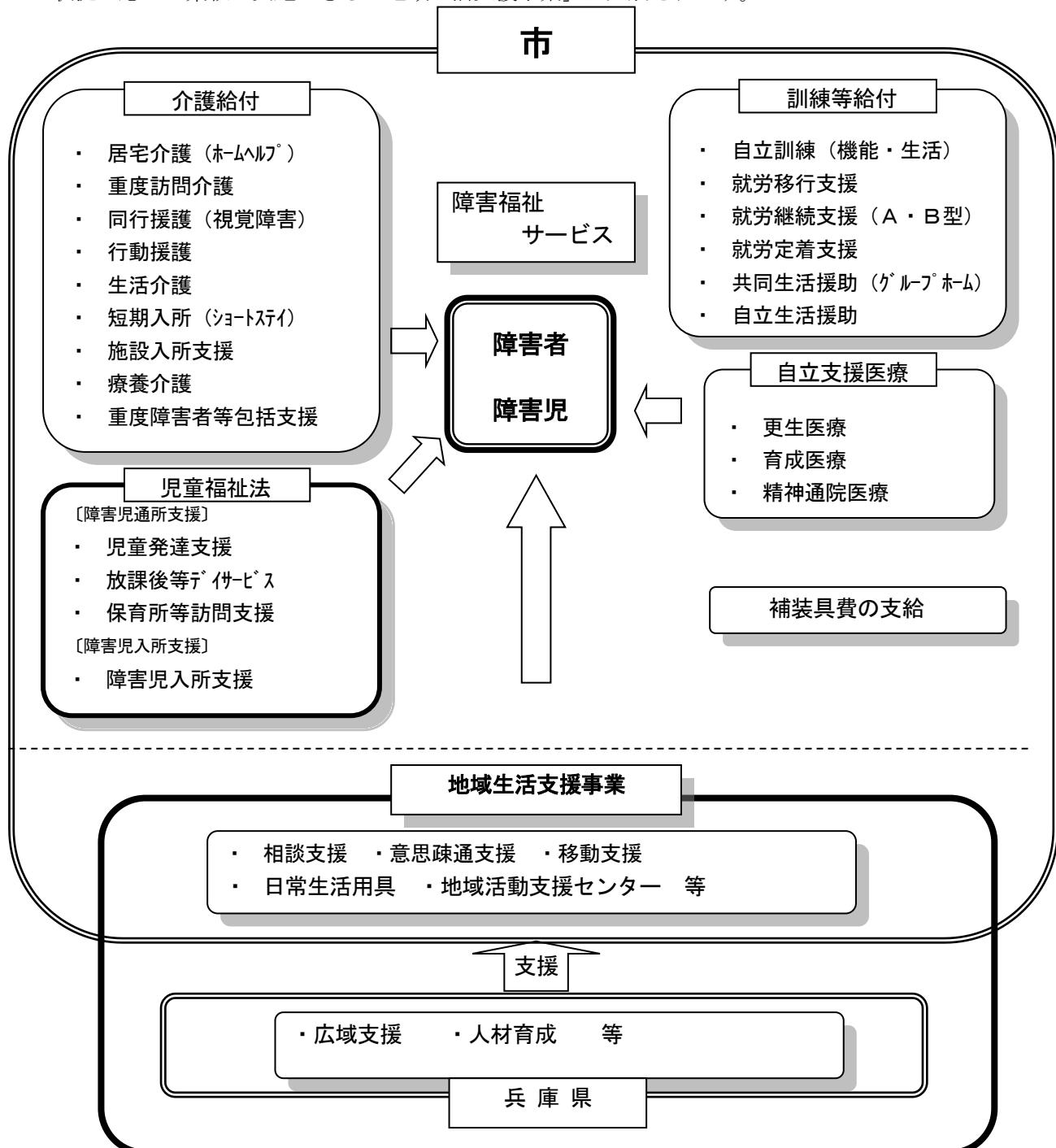
平成 18 年 4 月 1 日から始まりました。

## イ 制度の窓口

各市

## ウ 福祉サービスの体系=総合的な自立支援システム

サービスは、個々の障害のある人々の障害程度や社会活動や介護者、居住の状況など勘案すべき事項をふまえ、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」と、市の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。



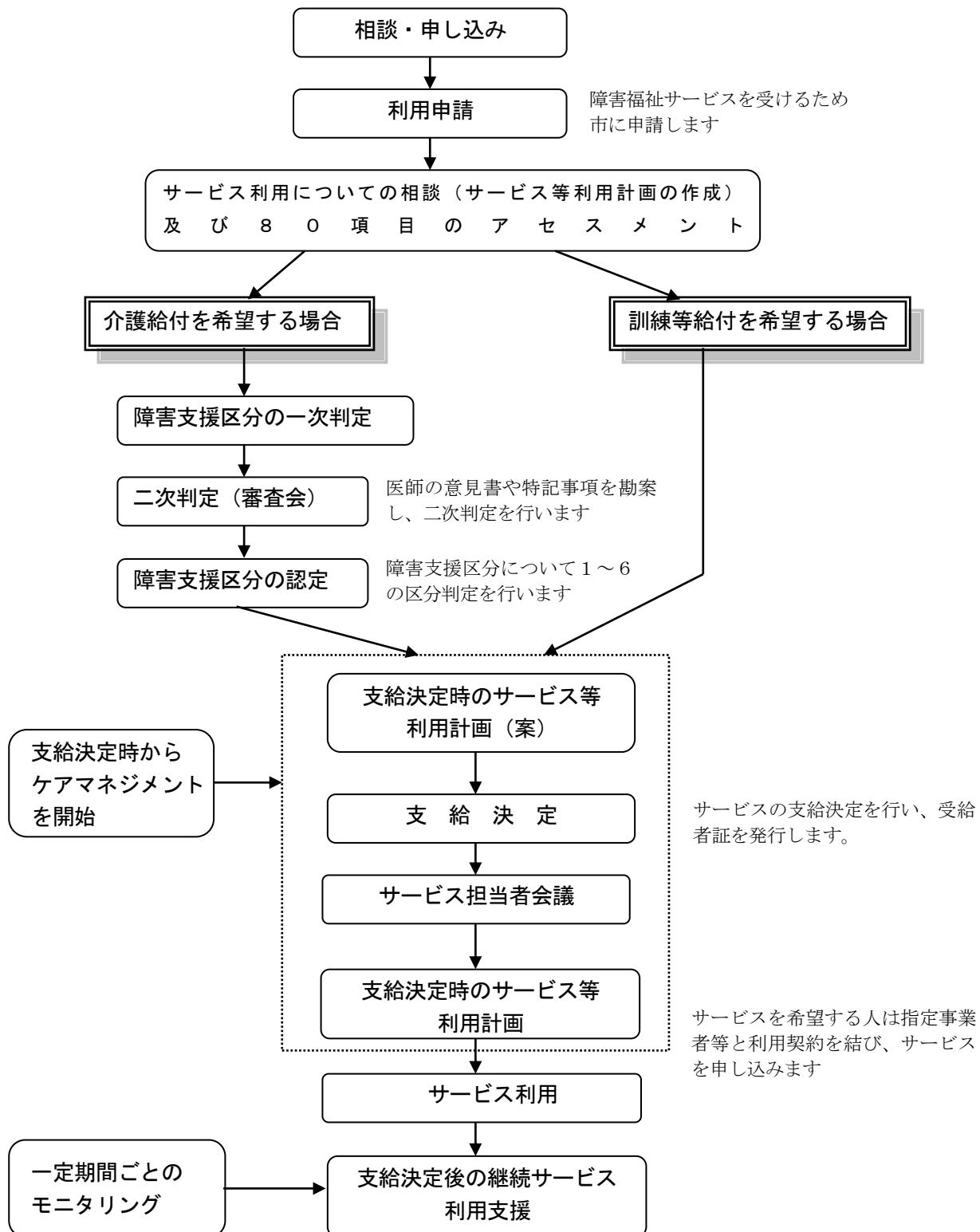
## エ 障害福祉サービスの種類と内容

	種類	内容
介護付	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
	同行援護	視覚障害者が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	行動援護	自己判断力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の世話を行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創造的活動または生産活動の機会を提供します。
訓練等給付	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	自立訓練（機能訓練、生活訓練）	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援（A型、B型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約を結ぶA型と、雇用契約を結ばないB型があります。
	就労定着支援	就労支援を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者に、3年間、就労の継続に必要な相談・指導等の支援を行います。
	共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている方にはサービスも提供します。
	自立生活援助	施設入所支援や共同生活支援を受けていた障害者等が自宅で自立した日常生活を営むまでの問題につき、1年間、定期的な巡回訪問や随時通報を受け、相談に応じ、情報提供・助言を行います。

障 害 児 通 所 支 援	児童発達支援	通所利用の障害児に対する支援を行う身近な療育の場を提供します。
	放課後等デイサービス	学校就学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。 学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。
	保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障害児、今後利用する予定の障害児に対して、訪問により、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。

## オ 障害福祉サービス利用の手続き

障害者の福祉サービスの必要性を総合的に判定するため、障害者的心身の状況（障害支援区分）、社会活動や介護者、居住の状況、サービスの利用意向、訓練、就労に関する評価を把握した上で、支給決定を行います。



## 力 利用者負担について

利用者負担は、所得に着目した応能負担から、サービス量と所得に着目した負担の仕組み（1割の定率負担と所得に応じた月額上限の設定）に見直されるとともに、障害種別で異なる食費、光熱水費等の実費負担も見直され、3障害共通した仕組みとなります。

定率負担、実費負担のそれぞれに、低所得の方に配慮した軽減策が講じられています。

① 障害福祉サービスの定率負担は、所得に応じて次の4区分の月額負担上限額が設定されています。

### ○障害者の利用者負担

区分	世帯の収入状況	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市民税非課税世帯	0円
一般 1	市民税課税世帯（所得割16万円未満） ※入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者を除く。	9,300円
一般 2	上記以外	37,200円

※入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者は、市町村民税課税世帯の場合「一般2」になります。

### ○障害児の利用者負担

区分	世帯の収入状況	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市民税非課税世帯	0円
一般 1	市民税課税世帯 (所得割28万円未満)	通所施設、ホームヘルプ利用の場合
		入所施設利用の場合
一般 2	上記以外	37,200円

② 同じ世帯のなかで障害福祉サービスを利用する人が複数いる場合や、障害福祉サービスを利用している人が介護保険のサービスを利用した場合でも、4区分の負担上限額は変わらず、これを超えた分が高額福祉サービス費として支給されます。（償還払い方式）

③ 入所施設の食費・光熱水費の実費負担については、20歳以上で入所施設を利用する場合、少なくとも手元に25,000円（障害基礎年金1級受給者や60歳以上の方は28,000円）が残るように補足給付が行われます。

④ こうした負担軽減策を講じても、定率負担や食費等を負担することにより生活保護の対象となる場合には、生活保護の対象とならない額まで定率負担の月額上限額を引き下げるとともに、食費等実費負担額を引き下げます。

## キ 自立支援医療

〈資料 30.31 〉

これまでの障害に係る公費負担医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）が平成 18 年 4 月より自立支援医療に変わりました。

- ① 更生医療・・・・・身体の障害を除去し、又は軽減して日常生活を容易にすること等を目的とした医療
- ② 育成医療・・・・・身体に障害のある児童又は現存する疾患が将来障害を残すと認められる児童であって、比較的短期間の治療により効果が期待される児童に行われる医療
- ③ 精神通院医療・・・・精神障害者の通院医療を促進し、かつ適正な医療を普及させるために行われる通院医療

### ■実施主体

- ① 更生医療、育成医療・・・市
- ② 精神通院医療・・・・・県

### ■利用者負担と軽減策

- ① 基本は 1 割の定率負担ですが、低所得世帯や継続的に相当額の医療負担が生じる場合（高額治療継続者）は一月当たりの負担に上限額があります。
- ② 世帯の単位は、住民票上の家族ではなく、同じ医療保険に加入している家族を同一世帯とします。
- ③ 入院の食費（標準負担相当額）については、原則自己負担です。

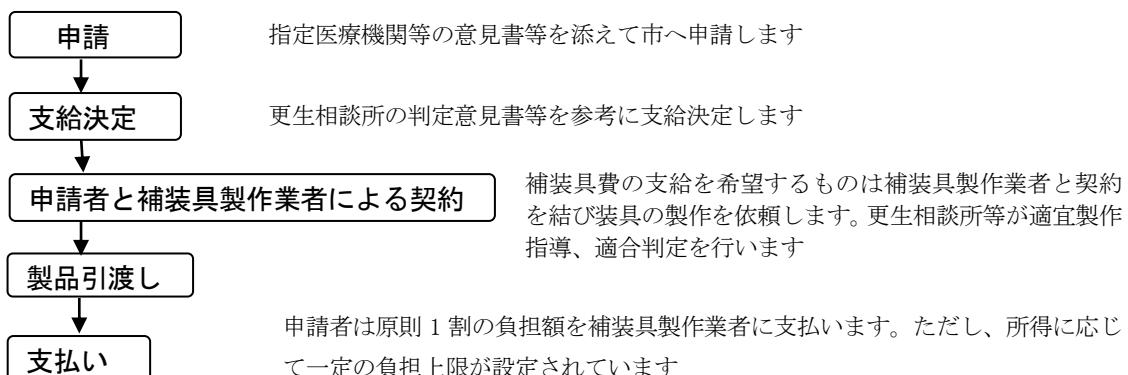
## ク 補装具

〈資料 26〉

補装具とは障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長時間にわたり継続して使用されるもので、従来の現物支給から補装具費の支給となりました。また、平成 30 年 4 月より、成長に伴つて短期間で取り替えなければならない障害児の場合など、個々の状態に応じて、借受けの申請ができるようになりました。

義 肢	装 具	姿勢保持装置
視覚障害者安全つえ	義 眼	眼 鏡
補 聴 器	人工内耳（修理のみ）	車 い す
電動車いす	歩 行 器	歩行補助つえ
座位保持いす（児のみ）	起立保持具（児のみ）	頭部保持具（児のみ）
排便補助具（児のみ）	重度障害者用意思伝達装置	

### ■補装具費の支給手続き



## ヶ 相談支援事業

平成24年4月より、支給決定プロセスの見直しにより、計画相談支援の対象が原則として障害福祉サービスを申請した障害者等へと大幅に拡大され、地域における相談支援の拠点として、相談支援体制の強化が行われました。さらに、地域支援体制づくりに重要な役割を果たす自立支援協議会を位置付けています。

事 業 名	内 容
計 画 相 談 支 援	<ul style="list-style-type: none"><li>○サービス利用支援 障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。</li><li>○継続サービス利用支援 支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。</li></ul>
地 域 相 談 支 援	<ul style="list-style-type: none"><li>○地域移行支援 障害者支援施設、精神科病院、児童福祉施設を利用する18歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。</li><li>○地域定着支援 居宅において単身で生活している障害者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。</li></ul>
障 害 児 相 談 支 援	<ul style="list-style-type: none"><li>○障害児支援利用援助 障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。</li><li>○継続障害児支援利用援助 支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。</li></ul>

※サービス等利用計画・モニタリングは特定相談事業者が行いますが、障害児の入所サービス利用については専門的な判断を行う必要があるため、こども家庭センター（児童相談所）で行います。

## □ 基幹相談支援センター

基幹相談支援センターは、相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、相談等の業務を総合的に行うことを目的としています。

地域の実情に応じて、相談支援専門員、社会福祉士、保健師等の専門職を配置し、地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、相談支援体制の強化等に取組みます。

市	運 営	郵便番号	所 在 地	電話番号
淡 路 市	淡 路 市	656-2292	淡 路 市 生 穂 新 島 8	0799-64-2510
洲 本 市	洲 本 市	656-8686	洲本市本町三丁目 4 番 10 号	0799-22-3332
南 あ わ じ 市	南 あ わ じ 市 社会福祉協議会	656-0122	南あわじ市広田広田 1064	0799-44-3711

## サ 指定障害福祉サービス

### (ア) 介護給付

#### 居宅介護

(令和6年4月1日現在)

施設名	設置主体	指定年月日	郵便番号	所在地	電話番号
洲本市訪問介護事業所	洲本市	H18.10.1	656-0024	洲本市山手二丁目2-26	0799 26-3121
有限会社アワジケアセンター	有限会社アワジケアセンター	H18.10.1	656-0014	洲本市桑間 274-1	0799 25-3573
有限会社いきいき訪問介護事業所	有限会社いきいき	H22.3.1	656-0021	洲本市塩屋一丁目1-17	0799 22-2260
有限会社豊生ケアサービス	有限会社豊生ケアサービス	H22.4.15	656-0025	洲本市本町七丁目4-40	0799 25-5316
訪問介護さくら	株式会社ポポラート	H28.12.1	656-1344	洲本市五色町鳥飼浦1777-1	0799 34-1185
虹訪問介護ステーション	株式会社R&Aケアサービス	R2.11.1	656-0054	洲本市宇原 42-2	0799 38-6824
ホームケアステーションジャック	株式会社ジャック	R3.3.1	656-0003	洲本市中川原町三木田 331-1	0799 28-0302
やすらぎ訪問介護事業所	社会福祉法人淡路島福祉会	H18.10.1	656-0456	南あわじ市神代地頭方 943-4	0799 42-7012
南あわじ市社会福祉協議会訪問介護事業所	社会福祉法人南あわじ市社会福祉協議会	H18.10.1	656-0122	南あわじ市広田広田 1064	0799 44-3133
株式会社若人の広場介護サービス訪問介護事業所	株式会社若人の広場介護サービス	H23.1.1	656-0501	南あわじ市福良甲 512-3	0799 52-3025
エシエルケア訪問介護事業所	株式会社エシエルケア	H24.6.15	656-0501	南あわじ市福良甲 143	0799 53-5001
街かどステーション訪問介護事業所(休止中)	一般社団法人つばさ	H26.11.1	656-0443	南あわじ市八木養宜上 446-1	0799 43-3011
NPO法人淡路島ファミリーサポートセンターまるく	NPO法人淡路島ファミリーサポートセンターまるく	H18.10.1	656-2132	淡路市志筑新島 10-3 アルクリオ2階	0799 70-1472
ほのぼのケアセンター・ヘルパー派遣部	有限会社ほすたあ	H18.10.1	656-2132	淡路市志筑新島 6-27	0799 60-3232
聖隸ヘルパーステーション淡路	社会福祉法人聖隸福祉事業団	H24.4.1	656-2131	淡路市志筑 1424-1	0799 64-7101
ゆうらぎ訪問介護ステーション(休止中)	社会福祉法人千鳥会	H25.4.1	656-1602	淡路市育波 558-2	0799 84-1717
かおりの丘ホームヘルプサービス	社会福祉法人幸仁会	H18.10.1	656-1551	淡路市高山甲 430-3	0799 86-0668

## 重度訪問介護

(令和6年4月1日現在)

施設名	設置主体	指定年月日	郵便番号	所在地	電話番号
洲本市訪問介護事業所	洲本市	H18.10.1	656-0024	洲本市山手二丁目2-26	0799 26-3121
有限会社いきいき訪問介護事業所	有限会社いきいき	H22.3.1	656-0021	洲本市塩屋一丁目1-17	0799 22-2260
有限会社豊生ケアサービス	有限会社豊生ケアサービス	H22.4.15	656-0025	洲本市本町七丁目4-40	0799 25-5316
訪問介護さくら	株式会社ボボラート	H28.12.1	656-1344	洲本市五色町鳥飼浦1777-1	0799 34-1185
虹訪問介護ステーション	株式会社R&Aケアサービス	R2.11.1	656-0054	洲本市宇原42-2	0799 38-6824
ホームケアステーションジヤック	株式会社ジャック	R3.3.1	656-0003	洲本市中川原町三木田331-1	0799 28-0302
やすらぎ訪問介護事業所	社会福祉法人淡路島福祉会	H18.10.1	656-0456	南あわじ市神代地頭方943-4	0799 42-7012
南あわじ市社会福祉協議会訪問介護事業所	社会福祉法人南あわじ市社会福祉協議会	H18.10.1	656-0122	南あわじ市広田広田1064	0799 44-3133
株式会社若人の広場介護サービス訪問介護事業所	株式会社若人の広場介護サービス	H23.1.1	656-0501	南あわじ市福良甲512-3	0799 52-3025
街かどステーション訪問介護事業所(休止中)	一般社団法人つばさ	H26.11.1	656-0443	南あわじ市八木養宜上446-1	0799 43-3011
ほのぼのケアセンター・ヘルパー派遣部	有限会社ほすたあ	H18.10.1	656-2132	淡路市志筑新島6-27	0799 60-3232
ゆうらぎ訪問介護ステーション(休止中)	社会福祉法人千鳥会	H25.4.1	656-1602	淡路市育波558-2	0799 84-1717
かおりの丘	社会福祉法人幸仁会	H18.10.1	656-1551	淡路市高山甲430-3	0799 86-0668

## 同行援護

(令和6年4月1日現在)

施設名	設置主体	指定年月日	郵便番号	所在地	電話番号
洲本市訪問介護事業所	洲本市	H23.10.1	656-0024	洲本市山手二丁目2-26	0799 26-3121
有限会社アワジケアセンター	有限会社アワジケアセンター	H23.10.1	656-0014	洲本市桑間274-1	0799 25-3573
有限会社いきいき訪問介護事業所(休止中)	有限会社いきいき	H24.1.1	656-0021	洲本市塩屋一丁目1-17	0799 22-2260

やすらぎ訪問介護事業所	社会福祉法人淡路島福祉会	H24. 5. 1	656-0456	南あわじ市神代地頭方 943-4	0799 42-7012
NPO法人淡路島ファミリーサポートセンターまるく	NPO法人淡路島ファミリーサポートセンターまるく	H23. 10. 1	656-2132	淡路市志筑新島 10-3 アルクリオ 2 階	0799 70-1472
聖隸ヘルパーステーション淡路	社会福祉法人聖隸福祉事業団	H24. 4. 1	656-2131	淡路市志筑 1424-1	0799 64-7101
ゆうらぎ訪問介護ステーション(休止中)	社会福祉法人千鳥会	H25. 4. 1	656-1602	淡路市育波 558-2	0799 84-1717

#### 行動援護

(令和6年4月1日現在)

施設名	設置主体	指定年月日	郵便番号	所在地	電話番号
洲本市訪問介護事業所	洲本市	H23. 10. 1	656-0024	洲本市山手二丁目 2-26	0799 26-3121
南あわじ市社会福祉協議会訪問介護事業所	社会福祉法人南あわじ市社会福祉協議会	H18. 10. 1	656-0122	南あわじ市広田広田 1064	0799 44-3133
NPO法人淡路島ファミリーサポートセンターまるく	NPO法人淡路島ファミリーサポートセンターまるく	H18. 10. 1	656-2132	淡路市志筑新島 10-3 アルクリオ 2 階	0799 70-1472

#### 短期入所

(令和6年4月1日現在)

施設名	設置主体	定員	指定年月日	郵便番号	所在地	電話番号
オカビ	医療法人新淡路病院	1	H18. 10. 1	656-0015	洲本市上加茂 40-1	0799 22-2480
五色精光園第2成人寮短期入所事業所	社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団	30	H18. 10. 1	656-1337	洲本市五色町下堺 1062-3	0799 35-0326
五色精光園成人寮短期入所事業所	社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団	7	H18. 10. 1	656-1332	洲本市五色町広石 北 847	0799 35-0231
特別養護老人ホーム淡路ふくろうの郷	社会福祉法人ひょうご聴覚障害者福祉事業協会	10	H18. 6. 1	656-0002	洲本市中川原町 中川原 28-1	0799 25-8550
五色精光園日中サービス支援型共同生活援助事業所短期入所事業所	社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団	2	R2. 12. 1	656-0013	洲本市下加茂 一丁目 6-63	0799 38-4192
特別養護老人ホームすいせんホーム	社会福祉法人淡路島福祉会	20	H22. 4. 1	656-0513	南あわじ市賀集 野田 764	0799 53-0030
特別養護老人ホーム翁寿園	社会福祉法人淡路島福祉会	10	H18. 10. 1	656-0446	南あわじ市八木 寺内 373-1	0799 42-6006
特別養護老人ホーム太陽の家短期入所生活介護事業所	社会福祉法人みはら福祉会	20	H19. 5. 1	656-0443	南あわじ市八木 養宜上 1018	0799 43-3100
地域密着型特別養護老人ホーム太陽の家ウエスト	社会福祉法人みはら福祉会	29	H29. 2. 1	656-0455	南あわじ市神代 国衛 1259-1	0799 43-2700

施設名	設置主体	定員	指定年月日	郵便番号	所在地	電話番号
どんぐりの里 ショートステイ(休止中)	社会福祉法人 みかり会	54	H22. 4. 1	656-0307	南あわじ市松帆 櫟田 550	0799 36-5630
短期入所南あわじ八木	ソーシャルインクル ー株式会社	2	R6. 3. 1	656-0434	南あわじ市八木国 分 345-1-3	0799 42-0321
あわじ荘障害者 短期入所事業所	社会福祉法人兵庫県 社会福祉事業団	10	H18. 10. 1	656-1727	淡路市野島貴船 229-1	0799 82-1950
フローラほくだん	社会福祉法人淡鳳会	5	H18. 4. 1	656-1727	淡路市野島貴船 246-1	0799 82-3251
特別養護老人ホーム 聖隸カーネーションホーム	社会福祉法人 聖隸福祉事業団	16	H28. 9. 1	656-2311	淡路市久留麻 1863	0799 74-6175
特別養護老人ホーム 淡路栄光園	社会福祉法人 聖隸福祉事業団	17	H28. 9. 1	656-2401	淡路市岩屋 3373	0799 72-2938

### 生活介護

(令和6年4月1日現在)

施設名	設置主体	定員	指定年月日	郵便番号	所在地	電話番号
五色精光園 成人寮	社会福祉法人兵庫県 社会福祉事業団	100	H19. 4. 1	656-1332	洲本市五色町広石 北 847	0799 35-0231
五色精光園 第2成人寮	社会福祉法人兵庫県 社会福祉事業団	40	R2. 4. 1	656-1337	洲本市五色町下堺 1062-3	0799 35-0326
フローラすもと	社会福祉法人淡鳳会	30	H19. 4. 1	656-0111	洲本市鮎屋 636	0799 22-5444
多機能型事業所 あゆみの部屋	社会福祉法人兵庫県 社会福祉事業団	25	H21. 4. 1	656-1317	洲本市五色町鮎原 小山田 510-7	0799 32-0400
フローラなんだん	社会福祉法人淡鳳会	20	H21. 10. 1	656-0516	南あわじ市賀集 福井 2051-7	0799 50-2544
なでしこ デイサービスセンター	社会福祉法人南あわじ市社会福祉協議会	10	H29. 3. 31	656-0122	南あわじ市広田 広田 361-5	0799 45-1806
あわじ障害者多機能 型施設ウインズ	社会福祉法人 淡路島福祉会	20	H23. 4. 1	656-0452	南あわじ市神代 浦壁 199	0799 43-2811
フローラほくだん	社会福祉法人 淡鳳会	20 57	H19. 4. 1 H24. 1. 1	656-1727	淡路市野島貴船 246-1	0799 82-3251
さくらんぼの里	淡路市(医療法人 新淡路病院)	6	H19. 4. 1	656-2163	淡路市中田 3725	0799 62-3700
障害者支援センター ぶつたあ	社会福祉法人 ぶつたあ福祉会	20	H21. 4. 1	656-2401	淡路市岩屋 488-1	0799 70-6145
障がい者地域生活拠 点「ぼれぼれ」	社会福祉法人淡路市 社会福祉協議会	7	R2. 4. 1	656-1741	淡路市浅野南 2-40	0799 82-0922

## 自立生活援助

(令和6年4月1日現在)

施設名	設置主体	指定年月日	郵便番号	所在地	電話番号
淡路障害者生活支援センター	医療法人新淡路病院	H30.6.1	656-0015	洲本市上加茂7	0799 26-0525

## 共同生活援助（グループホーム）

(令和6年4月1日現在)

施設名	設置主体	定員	指定年月日	郵便番号	所在地	電話番号
五色精光園共同生活援助事業所	社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団	30	H18.10.1	656-1331	洲本市五色町都志大日707	0799 33-1192
知的障害者グループホームレインボー	社会福祉法人淡路鳳凰会	7	H18.10.1	656-0111	洲本市鮎屋636	0799 25-3777
オカビ	医療法人新淡路病院	43	H19.4.1	656-0015	洲本市上加茂40-1	0799 22-2480
アミアミハウス	特定非営利活動法人淡路障害者連絡会	10	H29.7.15	656-0021	洲本市塩屋二丁目1-57	0799 38-6688
五色精光園日中サービス支援型共同生活援助事業所	社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団	20	R2.12.1	656-0013	洲本市下加茂一丁目6-63	0799 38-4192
グループホームまささん	一般社団法人雅さん	5	R6.2.1	656-0013	洲本市下加茂二丁目3-30	0799 38-6810
ボヌール地頭方	社会福祉法人淡路島福祉会	5	H18.10.1	656-0456	南あわじ市神代地頭方943-4	0799 42-7203
ボヌール円行寺	社会福祉法人淡路島福祉会	5	H23.9.1	656-0461	南あわじ市市円行寺135-2	0799 42-2877
ケアホームフローラなんだん	社会福祉法人淡路鳳凰会	12	H23.9.1	656-0516	南あわじ市賀集福井2051-7	0799 50-2544
ソーシャルインクルーホーム南あわじ八木	ソーシャルインクルーホーム株式会社	10	R6.3.1	656-0434	南あわじ市八木国分345-1-3	0799 42-0321
グループホームぶつたあ	社会福祉法人ぶつたあ福祉会	16	H20.1.15	656-2401	淡路市岩屋488-1	0799 70-6145
淡路市社会福祉協議会ケアホーム	社会福祉法人淡路市社会福祉協議会	11	H21.4.1	656-2163	淡路市中田69-1	0799 62-0955
グループホーム霊仙（休止中）	鎮守の森株式会社	4	H30.6.1	656-1732	淡路市小田904	0799 70-4268
プラーナリゾート	株式会社浪速興産	7	R3.4.1	656-2331	淡路市仮屋381	0799 64-7575
グループホームR A V I E	社会福祉法人千鳥会	5	R5.4.1	656-2131	淡路市志筑1184-2	0799 62-5070
K o a	株式会社aKala	5	R5.8.1	656-2401	淡路市岩屋285-85	0799 72-5272

## 施設入所支援 (障害者支援施設)

(令和6年4月1日現在)

施設名	設置主体	定員	指定年月日	郵便番号	所在地	電話番号
五色精光園 成人寮	社会福祉法人兵庫県 社会福祉事業団	80	H19.4.1	656-1332	洲本市五色町 広石北847	0799 35-0231
五色精光園 第2成人寮	社会福祉法人兵庫県 社会福祉事業団	30	R2.4.1	656-1337	洲本市五色町 下堺1062-3	0799 35-0326
フローラほくだん	社会福祉法人 淡鳳会	57	H24.1.1	656-1727	淡路市野島貴船 246-1	0799 82-3251

## (イ) 訓練等給付

## 自立訓練 (機能訓練・生活訓練)

(令和6年4月1日現在)

施設名	設置主体	定員	指定年月日	郵便番号	所在地	電話番号
オカビ	医療法人 新淡路病院	6	H19.4.1	656-0015	洲本市上加茂 40-1	0799 22-2480
森の木base	森の木ファーム 株式会社	14	R4.12.1	656-0013	洲本市下加茂 一丁目3番13号	0799 53-6250

## 就労移行支援

(令和6年4月1日現在)

施設名	設置主体	定員	指定年月日	郵便番号	所在地	電話番号
淡路障害者生活 支援センター (休止中)	医療法人 新淡路病院	6	H19.4.1	656-0015	洲本市上加茂7	0799 26-0525
さぬきうどん幸来 (休止中)	社会福祉法人淡路市 社会福祉協議会	6	R2.4.1	656-2224	淡路市大谷176-1	0799 70-1546
森の木base	森の木ファーム 株式会社	6	R4.12.1	656-0013	洲本市下加茂 一丁目3番13号	0799 53-6250

## 就労継続支援A型

(令和6年4月1日現在)

施設名	設置主体	定員	指定年月日	郵便番号	所在地	電話番号
就労支援事業所 はんなりと	株式会社はんなりと	20	R4.3.1	656-0026	洲本市栄町三丁目 3-54 プレミエビル1F	0799 38-6918

## 就労継続支援B型

(令和6年4月1日現在)

施設名	設置主体	定員	指定年月日	郵便番号	所在地	電話番号
おのころの家	社会福祉法人ひょうご 聴覚障害者福祉事業協会	20	H22.10.1	656-0002	洲本市中川原町 中川原222-2	0799 28-0995
多機能型事業所 あゆみの部屋	社会福祉法人兵庫県 社会福祉事業団	15	H21.4.1	656-1317	洲本市五色町鮎原 小山田510-7	0799 32-0400

施設名	設置主体	定員	指定年月日	郵便番号	所在地	電話番号
アミアミ	特定非営利活動法人 淡路障害者連絡会	20	H24.11.1	656-0021	洲本市塩屋一丁目 1-17	0799 23-2005
キャンパス Café カプチーノ事業所	株式会社 協生学園	10	H30.12.1	656-0001	洲本市中川原町 厚浜714-9	0799 28-0246
あせなかワークス	合同会社 農福あわじ	10	R5.8.1	656-0013	洲本市下加茂 一丁目4-48	0799 53-6107
あわじ障害者多機能 型施設 ウィンズ	南あわじ市(社福 法人淡路島福祉会)	40	H20.4.1	656-0452	南あわじ市神代 浦壁199	0799 43-2811
クオーレ	社会福祉法人 淡路島福祉会	10	H29.9.1	656-0446	南あわじ市市 円行寺135-2	0799 42-2877
さくらんぼの里	淡路市(医療法人 新淡路病院)	22	H19.4.1	656-2163	淡路市中田 3725	0799 62-3700
障害者支援センター ぶつたあ	社会福祉法人 ぶつたあ福祉会	20	H21.4.1	656-2401	淡路市岩屋 488-1	0799 70-6145
竹の子 作業所	社会福祉法人淡路市 社会福祉協議会	20	R2.4.1	656-2131	淡路市志筑 237-5	0799 62-5062
ひまわり 作業所	社会福祉法人淡路市 社会福祉協議会	20	H21.4.1	656-2311	淡路市久留麻 1866	0799 74-0337
あいあい 作業所	社会福祉法人淡路市 社会福祉協議会	20	H21.4.1	656-1511	淡路市郡家 392-1	0799 85-2882
障がい者地域生活拠 点「ぱれぼれ」	社会福祉法人淡路市 社会福祉協議会	13	R2.4.1	656-1741	淡路市浅野南 2-40	0799 82-0922
地域生活機能拠点 いづかしの杜	社会福祉法人淡路市 社会福祉協議会	20	H26.4.15	656-1731	淡路市仁井 1478	0799 80-2678
さぬきうどん幸来	社会福祉法人淡路市 社会福祉協議会	14	R2.4.1	656-2224	淡路市大谷 176-1	0799 70-1546
ココロネ淡路	医療法人社団 淡路平成会	10	H30.5.1	656-1736	淡路市小倉 153	0799 82-0012
Cocoons	鎮守の森 株式会社	10	H30.6.1	656-1732	淡路市小田 904	0799 70-4268
森の木ファーム	森の木ファーム 株式会社	20	R2.1.1	656-0511	南あわじ市賀集 八幡48	0799 53-0181
水辺のあかり (休止中)	合同会社 水辺のあかり	10	R3.7.1	656-0502	南あわじ市福良乙 1330-2	080-5334 2412
就労継続支援事業所 B型 MUKU (休止中)	特定非営利活動法人 MUKU	10	R4.6.1	656-2131	淡路市志筑 109-2	0799 70-5218
ふくまろ給食室	有限会社 豊生ケアサービス	13	R5.2.1	656-2131	淡路市志筑 3020	0799 70-9107

## 就労定着支援

(令和6年4月1日現在)

施設名	設置主体	指定年月日	郵便番号	所在地	電話番号
森の木base	森の木ファーム株式会社	R4.12.1	656-0013	洲本市下加茂一丁目3番13号	0799 53-6250

## (ウ) 指定相談支援事業所(計画相談・地域移行・地域定着)

(令和6年4月1日現在)

施設名	設置主体	指定年月日	郵便番号	所在地	電話番号
淡路障害者生活支援センター	医療法人新淡路病院	H24.4.1	656-0015	洲本市上加茂7	0799 26-0525
五色精光園相談支援事業所	社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団	H24.4.1	656-0013	洲本市下加茂一丁目6-6	0799 38-6181
身体障害者生活支援センター「フローラすもと」	社会福祉法人淡鳳会	H24.4.1	656-0111	洲本市鮎屋636	0799 22-5448
淡路聴覚障害者相談支援事業所	社会福祉法人ひょうご聴覚障害者福祉事業協会	H24.4.1	656-0002	洲本市中川原町中川原222-2	0799 28-0990
洲本市社会福祉協議会相談支援事業所(※)	社会福祉法人洲本市社会福祉協議会	H25.4.1	656-0024	洲本市山手二丁目2-26	0799 26-0022
みんないっしょ(※)	一般社団法人みんないっしょ	H28.10.3	656-0101	洲本市納231-8	0799 24-5035
在宅介護支援センター五色園(※)	社会福祉法人壺阪寺聚德会	H30.5.1	656-1344	洲本市五色町鳥飼浦2277-3	0799 34-0550
相談支援事業所Cocoon(※)	株式会社あかね	R4.11.1	656-0054	洲本市宇原2282	080-4642 -4803 0799 53-5045
あわじ障害者相談支援事業所きらら	南あわじ市(社会福祉法人淡路島福祉会)	H20.4.1	656-0452	南あわじ市神代浦壁198-1 (地域移行・地域定着は休止中)	0799 43-2155
南あわじ市社会福祉協議会相談支援事業所	社会福祉法人南あわじ市社会福祉協議会	H23.4.1	656-0122	南あわじ市広田広田1064	0799 44-3711
街かどステーションでいふらつぶ相談支援事業所(※)	一般社団法人つばさ	H28.4.1	656-0443	南あわじ市八木養宜上446-1	0799 43-3011
淡路市社協障がい者サポートセンター「ハピくるステーション」	社会福祉法人淡路市社会福祉協議会	H23.4.1	656-2131	淡路市志筑3119-1	0799 62-5215
相談支援事業所ぶつたあ(※)	社会福祉法人ぶつたあ福祉会	R1.10.1	656-2401	淡路市岩屋488-1	0799 70-6145

(※)は、計画相談のみの指定

## (エ) 児童発達支援

(令和6年4月1日現在)

施設名	設置主体	定員	指定年月日	郵便番号	所在地	電話番号
淡路広域行政事務組合立児童サポートセンター「わたぼうし」	淡路広域行政事務組合	20	H18.10.1	656-1313	洲本市五色町鮎原西136-1	0799 32-1400

施設名	設置主体	定員	指定年月日	郵便番号	所在地	電話番号
児童・放課後デイサービス みつけ	株式会社 あかね	10	H30.4.1	656-0054	洲本市宇原 2282	0799 38-4058
一般社団法人たみき園	一般社団法人 たみき園	10	R5.4.1	656-0014	洲本市桑間 418-1	0799 20-5115
児童発達支援・放課後等 デイサービスいざな	株式会社 あべいすと	5	R5.6.1	656-0054	洲本市宇原 483-2	0799 26-3303
みらいアンファン	特定非営利活動法人 MIRAI ラボ	5	R6.2.1	656-0051	洲本市物部一丁目 6-24	0799 24-7039
いざな	株式会社 あべいすと	10	R6.4.1	656-0054	洲本市宇原 483-2	0799 26-3303
障がい児通所支援 事業所にじいろ	株式会社 ジヤツク	10	R6.4.1	656-0051	洲本市物部三丁目 3-8	0799 25-2516
なでしこデイサービス セシター	社会福祉法人南あわ じ市社会福祉協議会	10	H29.3.31	656-0122	南あわじ市広田 広田 361-5	0799 45-1806
ステップ南あわじ	株式会社 アーバンホープ	10	R4.4.1	656-0516	南あわじ市賀集福 井 474	0799 20-5471
淡路市児童発達支援 センターひだまり	株式会社 アクアスキー	10	H25.9.1	656-2132	淡路市志筑新島 10-37	0799 64-7571
児童多機能型事業所 そらのいろ	一般社団法人 C o l o r	10	R3.6.1	656-2311	淡路市久留麻 573	0799 70-5254

(オ) 放課後等デイサービス

(令和6年4月1日現在)

施設名	設置主体	定員	指定年月日	郵便番号	所在地	電話番号
淡路広域行政事務組合立 児童サポートセンターわたぼうし	淡路広域行政 事務組合	20	H18.10.1	656-1313	洲本市五色町鮎原 西 136-1	0799 32-1400
児童・放課後デイサービス みつけ	株式会社 あかね	10	H30.4.1	656-0054	洲本市宇原 2282	0799 38-4058
放課後デイサービス ふくまる	有限会社 豊生ケアサービス	10	H29.10.1	656-0025	洲本市本町七丁目 4-40	0799 22-2900
児童デイサービス こもれび	株式会社 アクアスキー	10	H28.3.1	656-0013	洲本市下加茂一丁 目 1-46	0799 38-4491
一般社団法人たみき園	一般社団法人 たみき園	10	R5.4.1	656-0014	洲本市桑間 418-1	0799 20-5115
児童発達支援・放課後等 デイサービスいざな	株式会社 あべいすと	5	R5.6.1	656-0054	洲本市宇原 483-2	0799 26-3303
みらいアンファン	特定非営利活動法人 MIRAI ラボ	5	R6.2.1	656-0051	洲本市物部一丁目 6-24	0799 24-7039
いざな	株式会社 あべいすと	10	R6.4.1	656-0054	洲本市宇原 483-2	0799 26-3303

施設名	設置主体	定員	指定年月日	郵便番号	所在地	電話番号
障がい児通所支援事業所にじいろ	株式会社ジヤック	10	R6.4.1	656-0051	洲本市物部三丁目3-8	0799 25-2516
なでしこデイサービスセンター	社会福祉法人南あわじ市社会福祉協議会	10	H29.3.31	656-0122	南あわじ市広田広田361-5	0799 45-1806
児童デイサービスライトアップ	合同会社ライトアップ	10	H29.1.1	656-0131	南あわじ市広田中筋142-1	0799 20-4897
児童デイサービスこはるび	株式会社アクアスキー	10	H29.3.1	656-0444	南あわじ市八木大久保602	0799 38-6222
もりの木放課後デイサービス	森の木ファーム株式会社	10	R3.4.1	656-0502	南あわじ市福良甲513-3	070-4126-8121
ステップ南あわじ	株式会社アーバンホープ	10	R4.4.1	656-0516	南あわじ市賀集福井474	0799 20-5471
淡路市児童発達支援センターひだまり	株式会社アクアスキー	10	H25.9.1	656-2132	淡路市志筑新島10-37	0799 64-7571
児童多機能型事業所そらのいろ	一般社団法人C o o r	10	R3.6.1	656-2311	淡路市久留麻573	0799 70-5254

(カ) 保育所等訪問支援

(令和6年4月1日現在)

施設名	設置主体	指定年月日	郵便番号	所在地	電話番号
児童デイサービスひだまり	株式会社アクアスキー	H26.9.1	656-2132	淡路市志筑新島10-37	0799 64-7571
児童多機能型事業所そらのいろ	一般社団法人C o o r	R3.10.1	656-2311	淡路市久留麻573	0799 70-5254

**シ 地域生活支援事業**

(ア) 相談支援事業

障害者や障害児及び保護者からの相談、情報提供、連絡相談を行い、必要に応じ、サービス利用計画を作成し、事業者との連絡調整を行います。

(イ) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に手話通訳等の方法により、障害者とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的としています。

(令和6年4月1日現在)

施設名	設置主体	設置年月日	郵便番号	所在地	電話番号
淡路聴覚障害者センター	洲本市 南あわじ市 淡路市	H9.6.2	656-0027	洲本市港2-26	0799 24-3850

(ウ) 移動支援事業

突発的なニーズへの対応や複数の者の移動支援など柔軟性のある支援を行います。

(令和6年4月1日現在)

事業所名	設置主体	登録年月日	郵便番号	所在地	電話番号
有 限 会 社 アワジケアセンター	有 限 会 社 アワジケアセンター	H18. 10. 1	656-0014	洲本市桑間 274-1	0799 25-3573
洲 本 市 訪 問 介 護 事 業 所	洲 本 市	H18. 10. 1	656-0024	洲本市山手二丁目 2-26	0799 26-3121
有 限 会 社 い き い き 訪 問 介 護 事 業 所	有 限 会 社 い き い き	H22. 3. 1	656-0021	洲本市塩屋一丁目 -1-17	0799 22-2260
虹 訪 問 介 護 ス テ ー シ ョ ン	株 式 会 社 R & A ケ ア サ 一 ビ ス	R2. 11. 1	656-0054	洲本市宇原 42-2	0799 38-6824
ホームケアステーション ジ ャ ッ ク	株 式 会 社 ジ ャ ッ ク	R2. 4. 1	656-0003	洲本市中川原町三木 田 331-1	0799 28-0302
や す ら ぎ 訪 問 介 護 事 業 所	社 会 福 祉 法 人 淡 路 島 福 祉 会	H18. 10. 1	656-1332	南あわじ市神代 地頭方 943-4	0799 42-7012
南あわじ市社会福祉協議 会訪 問 介 護 事 業 所	社会福祉法人南あわ じ市社会福祉協議会	H18. 10. 1	656-0192	南あわじ市広田広田 1064	0799 44-3133
株式会社若人の広場介護 サービス訪 問 介 護 事 業 所	株式会社若人の広場 介 護 サ 一 ビ ス	H23. 1. 1	656-0501	南あわじ市福良甲 512-3	0799 52-3025
エ シ ェ ル ケ ア 訪 問 介 護 事 業 所	株 式 会 社 エ シ ェ ル ケ ア	H26. 4. 1	656-0501	南あわじ市福良甲 143	0799- 53-5001
NPO法人淡路島ファミリー サポートセンターまるく	NPO法人淡路島ファミリー サポートセンターまるく	H18. 10. 1	656-2132	淡路市志筑新島 10-3 アルクリオ3階	0799 70-1472
ほのぼのケアセンター ・ ヘルパー派遣部	有 限 会 社 ほ す た あ	H18. 10. 1	656-2132	淡路市志筑新島 6-27	0799 60-3232
わくわくステーション	社会福祉法人淡路市 社会福祉協議会	H19. 4. 1	656-2131	淡路市志筑 3119-1	0799 62-5214
聖 隸 ヘ ル パ 一 ス テ ー シ ョ ン 淡 路	社会 福 祉 法 人 聖 隸 福 祉 事 業 団	H24. 4. 1	656-2131	淡路市志筑 1424-1	0799 64-7101

(エ) 地域活動支援センター

障害者等に、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。

(令和6年4月1日現在)

施 設 名	設置主体	設置年月日	郵便番号	所 在 地	電話番号
各 駅 停 車	特定非営利活動法人 各 駅 停 車	H18. 10. 1	656-0026	洲本市栄町三丁目 1-47	0799 26-1367
淡 路 障 害 者 生 活 支 援 セ ン タ ー	医 療 法 人 新 淡 路 病 院	H18. 10. 1	656-0015	洲 本 市 上 加 茂 7	0799 26-0525
地 域 活 動 支 援 セ ン タ ー フ ロ ー ラ す も と	社 会 福 祉 法 人 淡 凤 会	H19. 4. 1	656-0111	洲 本 市 鮎 屋 636	0799 22-5448

施設名	設置主体	設置年月日	郵便番号	所在地	電話番号
あわじ障害者相談支援事業所きらら	南あわじ市(社福法人淡路島福祉会)	H20.4.1	656-0452	南あわじ市神代浦壁198-1	0799 43-2155
いちばん星	特定非営利法人いちばん星	H21.4.1	656-0478	南あわじ市市福永572	0799 42-5556
まどい・ひだまり	医療法人新淡路病院	H21.5.1	656-1602	淡路市育波482-2	0799 84-0006

(オ) 日中一時支援事業 (令和6年4月1日現在)

家族の一時的な休息の確保のため、日中における活動の場を確保・提供し、日常的な訓練を行います。

施設名	設置主体	設置年月日	郵便番号	所在地	電話番号
五色精光園成人寮	社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団	H18.10.1	656-1332	洲本市五色町広石北847	0799 35-0231
五色精光園第2成人寮	社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団	H18.10.1	656-1337	洲本市五色町下堺1062-3	0799 35-0326
あわじ障害者多機能型施設ウインズ	社会福祉法人淡路島福祉会	H20.4.1	656-0452	南あわじ市神代浦壁199	0799 43-2811

(カ) 日常生活用具給付

〈資料27〉

種目	対象者
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット
	特殊尿器
	入浴担架
	体位変換器
	移動用リフト
	訓練いす、訓練用ベッド(児のみ)
自立生活支援用具	入浴補助用具
	便器
	歩行補助つえ(一本杖)
	移動・移乗支援用具
	頭部保護帽
	特殊便器
	火災警報器、自動消火器
	電磁調理器
	歩行時間延長信号機用小型送信機
	聴覚障害者用屋内信号装置

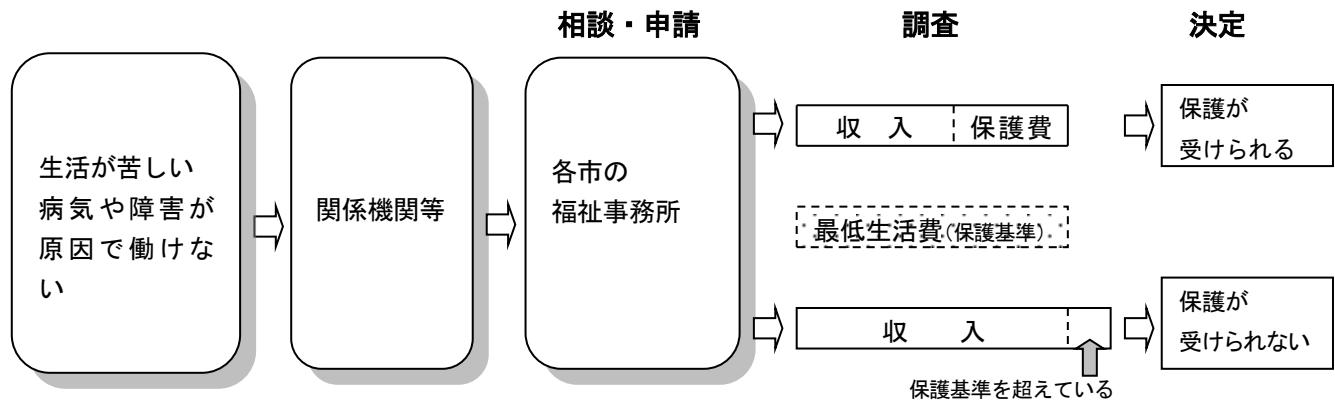
種 目		対 象 者
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害
	ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能障害等
	電気式たん吸引器	
	酸素ボンベ運搬車	在宅酸素療法
	動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	
	視覚障害者用体温計(音声式)	
情報・意思疎通支援用具	視覚障害者用体重計、血圧計	視覚障害
	携帯用会話補助装置	音声言語機能障害または肢体不自由であって発声発語に著しい障害を有する
	情報・通信支援用具	上肢機能障害または視覚障害
	点字ディスプレイ	視覚障害
	点字器、点字タイピewriter	
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	
	視覚障害者用活字文書読み上げ装置	
	視覚障害者用読書器	
	視覚障害者用時計	
	視覚障害者用地上デジタル対応ラジオ	
	聴覚障害者用通信装置	聴覚障害又は発声、発語に著しい障害を有する
	聴覚障害者用映像型通信装置	聴覚障害
	聴覚障害者用情報受信装置	
	人工喉頭	
排泄管理支援用具	点字図書	音声言語機能障害(主に喉頭摘出者)
	ストーマ装具	ストーマ造設者
	紙おむつ	身障2級以上かつ療育A
住宅改修	尿器	膀胱機能障害
	居宅生活動作補助用具	下肢、体幹機能障害または乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害

## 7 生活保護

生活保護法は生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、国が必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに自立助長を図ることを目的としています。

〈資料 32. 33. 34. 35〉

### (1) 保護のしくみ



### (2) 保護の種類

生活扶助	I類	年齢別に基準額が定められており、食べる物、着る物等の費用。
	II類	世帯の人数により基準額が定められており、光熱水費などに充てる費用。
住宅扶助	家賃・地代などの費用。	
教育扶助	小・中学校の学用品費、学級費、給食費などの費用。	
介護扶助	介護を受けるための費用のうち、介護保険から支給されない分。	
医療扶助	ケガや病気の治療をするための費用。	
出産扶助	分娩をするために必要な費用。	
生業扶助	高等学校等就学費用、自立のために技能を身につけるための費用。	
葬祭扶助	葬儀に必要な費用。	
一時扶助	一時的な需要に応じるための費用。	

### (3) 保護の基準

洲本市は3級地-1、南あわじ市・淡路市は3級地-2が適用されます。

(令和6年度)

		生活扶助 (加算除く)		児童養育加算		住宅扶助		合計	
		3級地-1	3級地-2	3級地-1	3級地-2	3級地-1	3級地-2	3級地-1	3級地-2
標準人世帯	33歳男 29歳女 4歳女	136,090	130,910	10,190	10,190	42,000 以内 (厚労大臣が別に定める額)	42,000 以内 (厚労大臣が別に定める額)	188,280 以内	183,100 以内
高齢者単世帯	68歳女	68,670	66,350	—	—	32,300 以内 (厚労大臣が別に定める額)	32,300 以内 (厚労大臣が別に定める額)	100,970 以内	98,650 以内

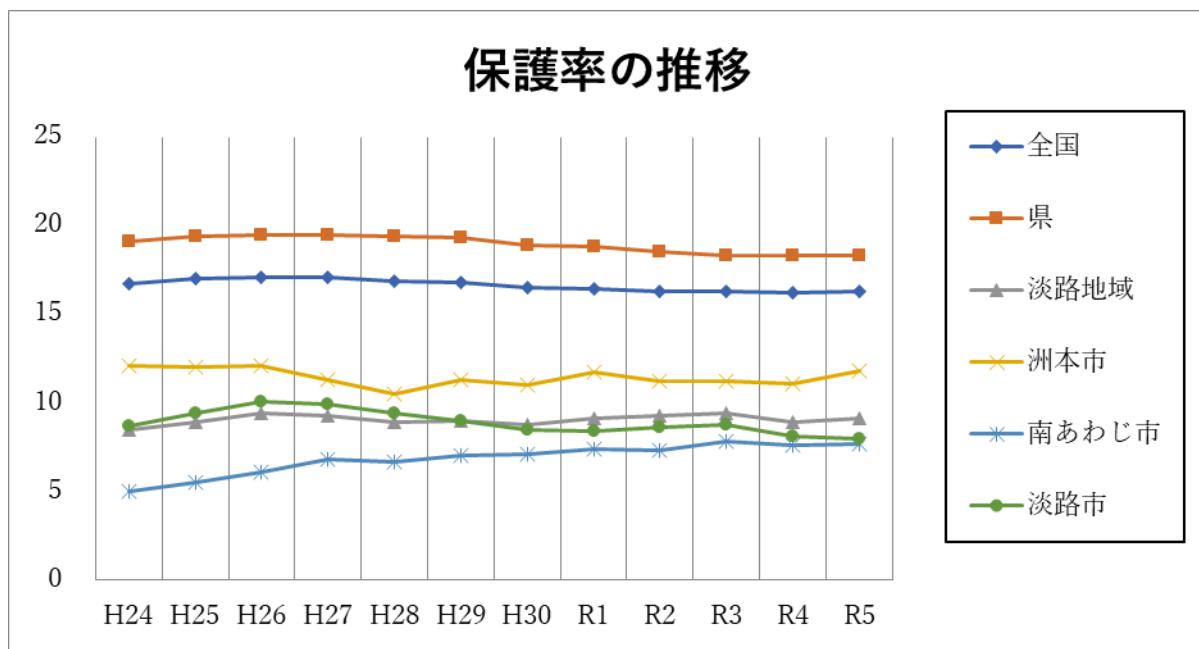
#### (4) 生活保護率の推移

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
全 国	16.7	17.0	17.1	17.1	16.9	16.8	16.5	16.4	16.3	16.3	16.2	16.3
兵 庫 県	19.1	19.4	19.5	19.5	19.4	19.3	18.9	18.8	18.5	18.3	18.3	18.3
淡路島内	8.5	8.9	9.4	9.3	8.9	9.0	8.8	9.1	9.3	9.4	8.9	9.1
洲 本 市	12.1	12.0	12.1	11.3	10.5	11.3	11.0	11.7	11.2	11.2	11.1	11.2
南あわじ市	5.0	5.5	6.1	6.8	6.7	7.0	7.1	7.4	7.3	7.8	7.6	7.4
淡 路 市	8.7	9.4	10.1	9.9	9.4	9.0	8.5	8.4	8.6	8.8	8.1	7.2

\*年度平均の数値

\*保護率は千分比

\*全国、県の保護率は、兵庫県福祉部地域福祉課調。



## 8 生活困窮者自立支援

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図る「第2のセーフティネット」として、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずる。

〈資料36〉

### (1) 必須事業

#### ア 「自立相談支援事業」

就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等を行います。

※ 自治体直営のほか、社会福祉協議会や社会福祉法人、NPO等への委託も可能（他の事業も同様）。

#### イ 「住居確保給付金」

離職等若しくはやむを得ない休業等により離職と同程度の収入減少により住居を失った又はそのおそれがある生活困窮者であって、収入等が一定の基準以下の世帯に対し家賃相当額を支給します。

### (2) 任意事業

#### ア 「就労準備支援事業」

就労に必要な訓練を日常生活自立、社会生活自立段階から有期的に実施します。

#### イ 「一時生活支援事業」

住居のない生活困窮者に対して一定期間宿泊場所や衣食の提供等を行います。

#### ウ 「家計改善支援事業」

家計に関する相談、家計管理に関する指導、債務整理に関する支援、貸付のあっせん等を行います。

#### エ 「子どもの学習・生活支援事業」

生活困窮家庭の子供に対する学習支援、また、世帯に対する生活習慣・育成環境の改善、教育及び就労に関する支援といった「貧困の連鎖」防止の取り組みを行います。

#### オ その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業

### (3) 都道府県知事等による就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）の認定

都道府県知事、政令市長、中核市長は、事業者が、生活困窮者に対し、就労の機会の提供を行うとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う事業を実施する場合、その申請に基づき一定の基準に該当することを認定します。

## 9 後期高齢者医療・福祉医療等

〈資料 37. 38. 39. 40. 41. 42〉

後期高齢者医療制度は、「75歳以上の方と一定の障害があると認定された65歳以上の方」を対象とする医療保険制度です。

被保険者	75歳以上の者 (65歳~74歳で一定の障害があり、申請により広域連合の認定を受けた者) ※生活保護受給者を除く		
一部負担金	一般II：医療費の2割負担 一般I及び低所得：医療費の1割負担 (現役並み所得者は3割負担) 【自己負担限度額（月額）】 <個人ごと（外来のみ）> (R4.10~) 一般II：6,000円+10%/月（上限18,000円/月）[年間上限144,000円] 一般I：18,000円[年間上限144,000円] 低所得者II及びI：8,000円 ※「+10%」は、医療費が30,000円を超えた場合、超過額の10%を負担  <世帯ごと（外来+入院）> (R4.10~) 現役並み所得者III：252,600円+1%/月 <多数回 140,100円> 現役並み所得者II：167,400円+1%/月 <多数回 93,000円> 現役並み所得者I：80,100円+1%/月 <多数回 44,400円> 一般II及びI：57,600円（多数回44,400円） 低所得II：24,600円 低所得I：15,000円 ※「+1%」は、医療費が（I）267,000円、（II）558,000円、（III）842,000円を超えた場合、超過額の1%を負担 ※負担限度額は、1か月の上限額で、被保険者の世帯合算の額 《特例》特定疾病患者 月10,000円が限度		
医療費の負担割合	公 費 (国：県：市町=4:1:1)	後期高齢者支援金 (国保・被用者保険等からの支援金)	保険料
	約5割	約4割	約1割

## 《福祉医療制度の概要》

対象者の疾病及び負傷（障害者医療は本来疾患による医療をのぞく一般医療）について、医療保険の給付が行われた場合、その自己負担額から一部負担金を控除した額を給付します。（他の公費負担医療の給付が受けられる場合は、他の公費負担が優先適用され、福祉医療制度の対象とはなりません。）

（令和6年7月1日現在）

区分	兵 庫 県 单 独 事 業			
	福 祉 医 療			
	対象者	要件	一部負担金	補助率
高齢期移行	・65歳以上から69歳の者で、所得がないことから自立が困難な者と、一定の所得以下で身体的理由等から日常生活動作が困難であり、特別な配慮が必要な者	<p>(区分I)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町村民税非課税世帯で、世帯全員に所得がない者（本人は年金収入80万円以下かつ所得なし）</li> </ul> <p>(区分II)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町村民税非課税世帯で、本人の年金収入金額及び年金所得以外の所得の合計額が80万円以下であり、かつ要介護2以上の者</li> </ul>	<p>定率2割負担</p> <p>&lt;外来限度額&gt;</p> <p>区分I：8,000円/月</p> <p>区分II：12,000円/月</p> <p>&lt;入院+外来限度額&gt;</p> <p>区分I：15,000円/月</p> <p>区分II：35,400円/月</p>	1/2
重度障害者医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害程度が1級及び2級の者</li> <li>重度（療育手帳A判定）の知的障害者（児）</li> <li>精神障害者保健福祉手帳1級の者</li> </ul>	<p>(一般)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町村民税所得割税額の合計が23万5千円未満※であること</li> </ul> <p>(低所得者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>世帯全員が市町村民税非課税で年金収入（非課税年金を除く）と年金収入以外の所得の合計額が80万円以下であること</li> </ul> <p>※所得制限対象者 本人・配偶者・扶養義務者</p>	<p>&lt;外来&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一保険医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回</li> </ul> <p>&lt;入院&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>定率1割負担</li> <li>負担限度額 一保険医療機関等あたり月額2,400円（低所得者1,600円）</li> <li>連続して3か月を超える入院の場合、4か月目以降は一部負担金を徴収しない。</li> </ul>	1/2

区分	兵 庫 県 单 独 事 業			
	福 祉 医 療			
	対象者	要件	一部負担金	補助率
乳幼児等医療	・小学3年生までの乳幼児等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・0歳は所得制限なし</li> <li>・1歳～所得制限あり（一般）</li> <li>・市町村民税所得割税額の合計が23万5千円未満※①であること</li> <li>・市町村民税所得割税額の合計が23万5千円以上※②であること</li> </ul> <p>(低所得者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・世帯全員が市町村民税非課税で年金収入（非課税年金を除く）と年金収入以外の所得の合計額が80万円以下であれば低所得者認定</li> </ul> <p>※所得制限対象者 幼児等保護者（扶養義務者）</p>	<p>&lt;外来&gt;</p> <p>【県制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一保険医療機関等あたり1日800円（低所得者600円）を限度に月2回</li> </ul> <p>※①【洲本市・南あわじ市・淡路市】 ・負担なし</p> <p>※②【淡路市】 ・一保険医療機関等あたり1日800円を限度に月2回</p> <p>&lt;入院&gt;</p> <p>【県制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定率1割負担 負担限度額 一保険医療機関等あたり月額3,200円（低所得者2,400円）</li> <li>・連續して3か月を超える入院の場合、4か月目以降は一部負担金を徴収しない。</li> </ul> <p>※①【洲本市・南あわじ市・淡路市】 ・負担なし</p> <p>※②【淡路市】 ・定率1割負担 負担限度額 一保険医療機関等あたり月額3,200円</p>	1/2
母子家庭等医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>・18歳に達する年 度末までの児 童、又は20歳 未満の高校在 学中の児童を 監護する母、又 は父、及びその 児童</li> <li>・遺児（年齢は同 上）</li> </ul>	<p>(一般)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童扶養手当法に基づく所得制限を準用 (全部支給基準、低所得に該当する場合を除く)</li> </ul> <p>(低所得者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・世帯全員が市町村民税非課税で年金収入（非課税年金を除く）と年金収入以外の所得の合計額が80万円以下であること（児童扶養手当一部支給でも対象）</li> </ul>	<p>&lt;外来&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一保険医療機関等あたり1日800円（低所得者400円）を限度に月2回</li> </ul> <p>&lt;入院&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定率1割負担 負担限度額 一保険医療機関等あたり月額3,200円（低所得者1,600円）</li> <li>・連續して3か月を超える入院の場合、4か月目以降は一部負担金を徴収しない。</li> </ul>	市町の財政 力指数によ り、 1/3、2/5、 1/2、2/3

区分	兵 庫 県 单 独 事 業			
	福 祉 医 療			
	対象者	要件	一部負担金	補助率
高齢重度障害者医療	後期高齢者医療の被保険者でかつ ・障害程度が1級及び2級の者 ・重度(療育手帳A判定)の知的障害者 ・精神障害者保健福祉手帳1級の者	(一般) ・市町村民税所得割税額の合計が23万5千円未満※であること (低所得者) ・世帯全員が市町村民税非課税で年金収入(非課税年金を除く)と年金収入以外の所得の合計額が80万円以下であること  ※所得制限対象者 本人・配偶者・扶養義務者	<外来> ・一保険医療機関等あたり1日600円(低所得者400円)を限度に月2回  <入院> ・定率1割負担 負担限度額 一保険医療機関等あたり月額2,400円(低所得者1,600円) ・連続して3か月を超える入院の場合、4か月目以降は一部負担金を徴収しない。	1/2
こども医療	【南あわじ市】 ・小学4年生~18歳となる年度末まで 【洲本市】 ・小学4年生~18歳となる年度末まで 【淡路市】 ・小学4年生~18歳となる年度末まで	・市町村民税所得割の税額の合計が23万5千円未満※であること  ※所得制限対象者 こども保護者(扶養義務者) 【南あわじ市】 ・こども本人が婚姻状態の場合はこども本人と配偶者、またこども本人に所得がある場合は、こども本人と同居の保護者を所得制限対象としている。 【洲本市】 ・上記に加え、婚姻若しくは事実婚状態になく、保護者等の扶養を受けていること 【淡路市】 ・こどもは婚姻・事実婚状態ないこと ・保護者等の扶養を受けていること	<外来> 【県制度】 ・定率2割負担(負担限度額あり)  ※【洲本市】【南あわじ市】【淡路市】 ・負担なし  <入院> 【県制度】 ・定率2割負担(負担限度額あり) ・連続して3か月を超える入院の場合、4か月目以降は一部負担金を徴収しない。  ※【洲本市】【南あわじ市】【淡路市】 ・負担なし	外来:1/2 入院:10/10

## 10 人権啓発【県】

県では、人権尊重の理念に関する県民の理解を深めるため、平成13年3月に策定した「兵庫県人権教育及び啓発に関する総合推進指針」を平成28年3月に改定し、各種の施策を進めています。

### (1) 啓発事業

人権意識の高揚を図るため、各種啓発イベントの開催、啓発資料の作成配布など、人権を尊重することの大切さについて「気づき」から「行動」につながる啓発活動を展開しています。

## (2) 隣保館事業

地域に密着した福祉センターとしての隣保館活動の支援を通じて、住民福祉の向上並びに住民の交流を推進しています。

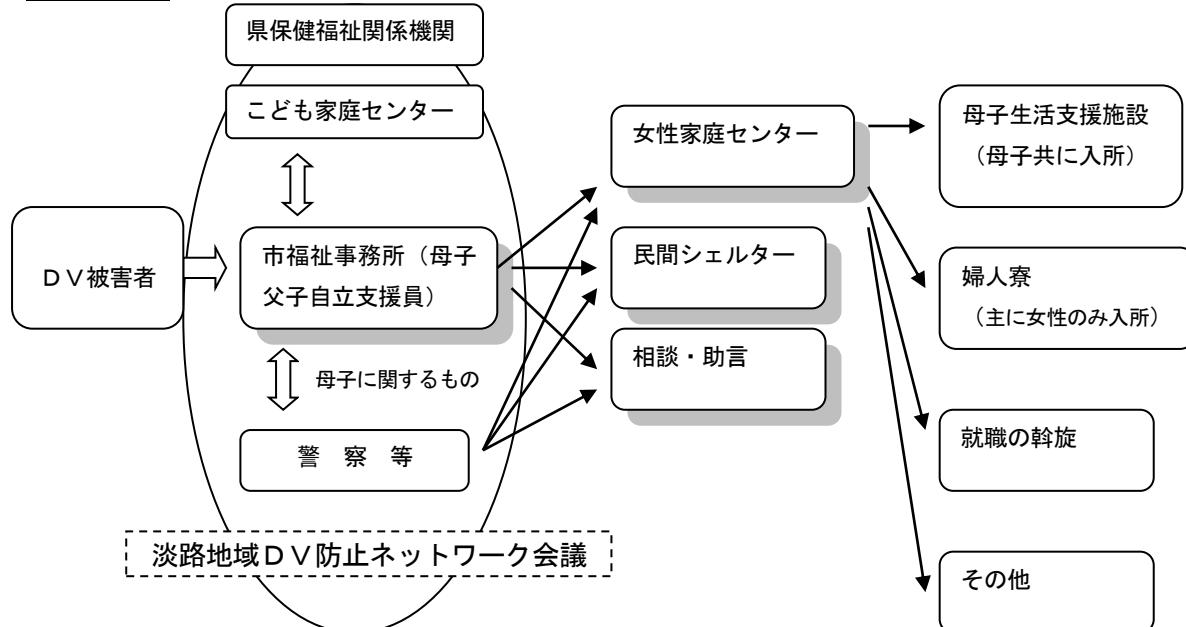
## 11 ドメスティック・バイオレンス（DV）対策【県】

配偶者などからの暴力は、被害者の生命や身体ばかりか、その精神に重大な危害を与える犯罪となる行為を含む人権侵害であると同時に、子どもの心身の成長と人格の形成に重大な影響を与える児童虐待となる行為です。

平成 13 年 10 月に施行された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」の改正(平成 20 年 1 月 11 日)を踏まえ、県では平成 21 年 4 月に「兵庫県配偶者等からの暴力対策基本計画」を改定しました。

また、被害者の相談、保護、支援等を行う関係機関の相互協力及び密接な連携を図り、配偶者からの暴力の防止、被害者のニーズに対応した各種の支援活動を効果的に推進するため、「淡路地域DV防止ネットワーク会議」を開催しています。

## 相談の経路



## 12 災害救助

風水害や地震等が発生したとき、その被害状況を調査し、災害の状況により食料品、衣料品、その他生活必需品の給付、応急仮設住宅の設置等、被災者の救助を行っています。

また、被災者に対して弔慰金・見舞金等の支給及び援護資金の貸付（所得制限があります）を行っています。

### (1) 災害弔慰金の支給（市）

名 称	弔慰金等の額
災 害 弔 慰 金	主たる生計維持者の死亡一人当たり 500 万円
	上記以外の場合、死亡一人当たり 250 万円
災 害 障 害 見 舞 金	主たる生計維持者の障害一人当たり 250 万円
	上記以外の場合、一人当たり 125 万円

### (2) 災害援護金・死亡見舞金制度（県）

災 害 援 護 金	災害・被害の種別		災害援護金の額
	自然 災 害	その他の災害	
災 害 援 護 金	自然 災 害	住家の全壊、全焼又は流失	200,000 円/世帯
		住家の半壊又は半焼	100,000 円/世帯
		住家の床上浸水	50,000 円/世帯
		住家の一部損壊(損害割合 10%以上)	50,000 円/世帯
		重傷の被災者	30,000 円/人
死 亡 見 舞 金	その他の災害	住家の全壊又は全焼	50,000 円/世帯
		住家の半壊又は半焼	30,000 円/世帯

死 亡 見 舞 金	災害の発生した場所		死亡見舞金の額
	自然 災 害	その他の災害	
死 亡 見 舞 金	自然 災 害	県の区域内	死亡した県民等 200,000 円/人
		県の区域外	死亡した県民等以外の者 60,000 円/人
死 亡 見 舞 金	その他の災害	県の区域内	県民である死者 200,000 円/人
		県の区域外	死亡した県民等 100,000 円/人
		県の区域外	死亡した県民等以外の者 60,000 円/人

備考 この表において、「県民等」とは、次に掲げる者をいう。

- (1)県の区域内に住所を有する者
- (2)県の区域内の事務所又は事業所に勤務する者
- (3)県の区域内の学校に在学する者
- (4)その他これらに類する者

### (3) 災害援護資金貸付、見舞金・弔慰金（市）

#### ●災害援護資金の貸付

該当する世帯	被害の種別	貸付限度額
被災世帯主に全治1か月以上の負傷がある場合	家財・住居に損害なし	150万円/世帯
	家財に損害あり・住居に損害なし	250万円/世帯
	住居が半壊	270万円/世帯
	住居が全壊	350万円/世帯
被災世帯主に負傷がない場合	家財に損害あり・住居に損害なし	150万円/世帯
	住居が半壊	170万円/世帯
	住居が全壊	250万円/世帯
	住居全体が滅失もしくは流出	350万円/世帯

※家財に損害とは、家財についての被害金額がその家財の価格のおおむね3分の1以上である損害。

※被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合は、該当する世帯及び被害の種別により、金額が変わります。

※償還期間は10年で、据置期間はそのうち3年です。（利率3%、据置期間中は無利子。淡路市・洲本市は保証人を立てる場合は、据置期間後も無利子。）

#### ●死亡・災害見舞金の支給（洲本市）

名 称	被害の種別	見舞金の額
死 亡 見 舞 金	災害等による死亡	50,000円/人
災 害 援 護 金	自然災害による住家の全壊、全焼または流出	200,000円/世帯
	自然災害による住家の半壊または半焼	100,000円/世帯
	自然災害による住家の床上浸水	50,000円/世帯
	自然災害による重傷の被災者	30,000円/人

※災害援護金は、県下いずれかの市において被害数が5件を超える、県の支給対象とならない場合に市から支給します。

#### ●災害弔慰金・見舞金の支給（南あわじ市）

名 称	被害の種別	弔慰金・見舞金の額
災 害 弔 慰 金	災害による死亡	30,000円/人
災 害 見 舞 金	住家の全壊・全焼又は流失	30,000円/世帯
	住家の半壊または半焼	20,000円/世帯
	住家の床上浸水	10,000円/世帯

#### ●死亡・災害見舞金の支給（淡路市）

名 称	被害の種別	見舞金の額
死 亡 見 舞 金	災害等による死亡	50,000円/人
災 害 見 舞 金	住家の全壊又は全焼	30,000円/世帯
	住家の半壊または半焼	20,000円/世帯
	住家の一部損壊（被災程度10%以上20%未満）	10,000円/世帯
	住家の床上浸水	

### ●被災者生活再建支援金の支給（支援法人）

	基礎支援金 (住宅の被害程度)	加算支援金 (住宅の再建方法)		計
		建設・購入	200万円	
全 壊	100万円	補修	100万円	200万円
解 体		賃借	50万円	150万円
長 期 避 難		建設・購入	200万円	250万円
大 規 模 半 壊	50万円	補修	100万円	150万円
		賃借	50万円	100万円
		建設・購入	100万円	100万円
中 規 模 半 壊	-	補修	50万円	50万円
		賃借	25万円	25万円

- ・市が申請窓口となり、申請にはり災証明書が必要です。
- ・世帯人数が一人（単身世帯）の場合は、各該当欄の金額の3／4の額となります。

### (4) 防災施設

#### 【県の防災施設】

##### 淡路広域防災拠点

南海トラフ地震等大地震による明石海峡大橋、大鳴門橋の通行止めや四国からの電力供給の途絶等により、地域全体が一種の孤立状態となることが想定される淡路地域の防災機能を高める施設で、次のような機能を有します。

- ① 救助資機材や被災者用物資などの備蓄機能
- ② 救援用物資などの集積・配送機能
- ③ 応援要員の集結・出動機能

##### 〈施設等の概要〉

所 在 地：淡路ふれあい公園（南あわじ市広田広田1473-12）

備蓄物資：被災者用物資（食料（アルファ化米）、毛布、ブルーシート）

被災者用資機材（仮設トイレ、仮設風呂）

救助用資機材（人命救助システム、船外機付ボート）

拠点用資機材（テント、フォークリフト、発電機等）

所 管：淡路県民局 総務企画室 総務防災課

#### 【各市の防災施設】

市	施 設 名	住 所	電話番号
洲 本 市	防災公園	洲本市塩屋1丁目439-1	0799-22-3321
	定住交流促進センター（鮎愛館）	洲本市五色町鮎原南谷65	0799-22-3321
南 あ わ ジ 市	倭文公民館（備蓄倉庫）	南あわじ市倭文庄田204	0799-46-0001
	賀集八幡公園	南あわじ市賀集八幡698-1	
淡 路 市	淡路市防災あんしんセンター	淡路市生穂新島8-6	0799-64-2555

## 資料 編

1 面 積 及 び 人 口	77
2 高 齢 者 数 等	77
3 淡路の高齢化率・合計特殊出生率の推移	78
4 高 齢 者 在 宅 福 祉 事 業 等	79
5 老 人 ク ラ ブ の 状 況	79
6 養 護 老 人 ホ ー ム 入 所 状 況	80
7 第1号被保険者数及び要支援・要介護認定者数	80
8 介 護 サ ー ビ ス 指 定 事 業 者 数	81
9 施 設 サ ー ビ ス 平 均 利 用 者 数	81
10 民 生 委 員 ・ 児 童 委 員 、 民 生 ・ 児 童 協 力 委 員 定 数 等	82
11 民 生 委 員 ・ 児 童 委 員 活 動 状 況	83
12 児 童 扶 養 手 当 受 給 資 格 者 の 認 定 状 況	84
13 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 状 況	85
14 母 子 父 子 自 立 支 援 員 活 動 状 況	86
15 児 童 手 当 ・ 児 童 扶 養 手 当 ・ 特 別 児 童 扶 養 手 当 受 給 者 数 等	87
16 児 童 福 祉 施 設 入 所 状 況	87
17 中 央 こ ど も 家 庭 セン タ ー 洲 本 分 室 相 談 受 付 状 況	88
18 保 育 所 等 入 所 状 況	89
19 身 体 障 害 者 手 帳 交 付 状 況	89
20 療 育 手 帳 交 付 状 況	90
21 精 神 障 害 者 保 健 福 祉 手 帳 交 付 状 況	90
22 特 別 障 害 者 手 当 ・ 障 害 児 福 祉 手 当 ・ 福 祉 手 当 受 給 者 状 況	91
23 介 護 手 当 支 給 状 況	91

24 心身障害者扶養共済制度加入者等の状況	91
25 障害者（児）日常生活支援施策	92
26 身体障害者（児）補装具費支給（修理）状況	93
27 身体障害者（児）日常生活用具給付等事業状況	94
28 身体障害者相談員活動状況	95
29 知的障害者相談員活動状況	95
30 更生医療受給者数	96
31 精神通院医療受給者数	96
32 生活保護の実施状況	97
33 生活保護費の支出状況	98
34 生活保護の労働力類型別世帯数	98
35 生活保護の世帯類型別世帯数	99
36 生活困窮者自立支援事業の実施状況	99
37 高齢期移行助成事業	100
38 重度障害者医療費助成事業	100
39 乳幼児医療費助成事業	101
40 母子家庭等医療費給付事業	101
41 高齢重度障害者医療費助成事業	102
42 こども医療費助成事業	103
43 淡路の福祉トピックス	104
県民局・市福祉関係窓口所在地一覧	108

## 1 面積及び人口

区分 市名	面積	国勢調査（令和2年10月1日）確定値				推計人口（令和6年2月1日現在）			
		世帯数	人口		計	世帯数	人口		計
			男	女			男	女	
洲本市	km <sup>2</sup> 182.38	世帯 17,792	人 19,635	人 21,601	人 41,236	世帯 18,018	人 18,864	人 20,781	人 39,645
南あわじ市	229.01	17,047	21,114	23,023	44,137	17,306	20,066	21,953	42,019
淡路市	184.24	17,494	19,872	22,095	41,967	17,859	19,239	21,481	40,720
合計	595.63	52,333	60,621	66,719	127,340	53,183	58,169	64,215	122,384
県	8,400.95	2,402,484	2,599,756	2,865,246	5,465,002	2,443,669	2,544,844	2,814,263	5,359,107

※面積は、国土地理院「令和6年全国都道府県市区町村面積調」(4月1日時点)による。

※推計人口は、兵庫県企画部統計課「兵庫県推計人口」による。

## 2 高齢者数等

(令和6年2月1日現在)

区分 市名	総人口 (A)	世帯数		65歳以上		75歳以上		ひとり暮らし 高齢者(65歳以上)	
		世帯 (B)	一世帯 当たり 人口 (A) / (B)	人口 (C)	比率 (C) / (A) ×100	人口 (D)	比率 (D) / (A) ×100	人口 (E)	比率 (E) / (A) ×100
				人	人	人	%	人	%
洲本市	39,645	18,018	2.2	15,166	38.3	8,630	21.8	3,110	7.8
南あわじ市	42,019	17,306	2.4	16,051	38.2	9,007	21.4	2,346	5.6
淡路市	40,720	17,859	2.3	15,983	39.3	9,201	22.6	3,142	7.7
合計	122,384	53,183	2.3	47,200	38.6	26,838	21.9	8,598	7.0
県	5,359,107	2,443,669	2.2	1,582,227	29.5	897,538	16.7	313,735	5.9

※総人口、世帯数は、兵庫県企画部統計課「兵庫県推計人口」による。

※65歳以上、75歳以上、ひとり暮らし高齢者は、兵庫県福祉部総務課統計・補助金班「高齢者保健福祉関係資料(R6.2.1)」による。(ひとり暮らし高齢者は、令和2年国勢調査(10月1日現在)による。)

### 3 淡路の高齢化率・合計特殊出生率の推移

#### 高齢化率

(単位 : %)

年月 市町名	H27. 1. 31	H28. 1. 31	H29. 2. 1	H30. 2. 1	H31. 2. 1	R2. 2. 1	R3. 2. 1	R4. 2. 1	R5. 2. 1	R6. 2. 1
洲本市	33.3	34.2	34.9	35.6	36.3	37.0	37.7	37.9	38.0	38.3
南あわじ市	32.5	33.8	34.3	35.3	35.8	36.3	36.9	37.5	37.6	38.2
淡路市	36.3	36.7	37.4	38.2	38.9	39.4	39.7	39.3	39.1	39.3
島内平均	34.0	34.9	35.5	36.4	37.0	37.6	38.1	38.2	38.2	38.6
県	26.3	26.9	27.5	28.0	28.4	28.7	29.0	29.2	29.3	29.5

※兵庫県高齢者保健福祉関係資料より（各年2月1日基準）

#### 合計特殊出生率

※国勢調査年

年月 市町名	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
洲本市	1.96	1.80	1.68	1.59	1.52	1.67	1.41	1.46
南あわじ市	2.14	1.88	1.72	1.51	1.51	1.71	1.83	1.70
淡路市	2.06	1.94	1.54	1.47	1.29	1.37	1.62	1.37
合計	2.05	1.87	1.65	1.52	1.44	1.58	1.62	1.51
県	1.75	1.53	1.41	1.38	1.25	1.41	1.48	1.39

※兵庫県福祉部総務課統計・補助金班による。

#### 4 高齢者在宅福祉事業等

(令和5年度)

区分 市名	老人日常生活用具給付等事業			
	火災警報機	自動消火器	高齢者用電話	電磁調理器
洲本市	台 -	台 -	台 -	台 -
南あわじ市	26	0	0	0
淡路市	0	0	0	3
合計	26	0	0	3

(令和6年度)

区分 市名	長寿祝金・記念品		事業高齢者数祝福 百歳対象者数
	対象者数	支給金額	
洲本市	人 453	千円 5,500	人 30
南あわじ市	1,027	6,900	36
淡路市	1,223	5,115	28
合計	2,703	17,515	94

#### 5 老人クラブの状況

(令和5年4月1日現在)

区分 市名	60歳以上日本人人口 (R5.1.1)	クラブ数	会員数	1クラブ当たり 会員数	加入率
	人	クラブ	人	人	%
洲本市	17,959	41	2,065	50.4	11.5
南あわじ市	19,107	159	8,668	54.5	45.4
淡路市	18,806	102	4,263	41.8	22.7
合計	55,872	302	14,996	49.7	26.8
県	1,882,686	3,723	206,640	55.5	11.0

※兵庫県高齢者保健福祉関係資料より

## 6 養護老人ホーム入所状況

措置人数

(令和6年4月1日現在)

別 地域 市名	養護老人ホーム					
	由良荘	北淡荘	さくら苑	五色園	島外	計
洲本市	人 46	人 4	人 6	人 2	人 3	人 61
南あわじ市	4	12	91	6	5	118
淡路市	4	42	4	5	0	55
合計	54	58	101	13	8	234

## 7 第1号被保険者数及び要支援・要介護認定者数

(令和6年4月1日現在)

区分 市名	第1号 被保険者数	要支援・要介護認定者数（65歳以上）						
		要 支 援 1	要 支 援 2	要 介 護 1	要 介 護 2	要 介 護 3	要 介 護 4	要 介 護 5
洲本市	人 15,082	人 383	人 462	人 689	人 537	人 492	人 404	人 265
南あわじ市	16,076	559	453	695	474	413	435	208
淡路市	15,830	248	312	722	554	600	433	221
合計	46,988	1,190	1,227	2,106	1,565	1,505	1,272	694
県	1,582,158	67,589	59,147	63,975	47,557	38,834	38,499	25,635
								341,236

※ 「介護保険事業状況」による。

## 8 介護サービス指定事業者数

(令和6年3月31日現在)

区分 市名	居宅									居宅介護支援	施設				地域密着型					計	
	訪問介護	訪問入浴	訪問看護	訪問リハ	通所介護	通所リハ	短期入所生活	特定施設	福祉用具貸与		介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護医療院	介護療養型医療施設	通所介護	認知症通所介護	小規模多機能居宅介護	認知症共同生活介護	介護老人福祉施設		
洲本市	15	1	6	1	7	1	8	2	5	5	27	5	1		8	2	6	5	3	108	
南あわじ市	5		5		11		11	2	5	5	18	9	2	1		5	2	3	4	3	91
淡路市	13		6	5	8		8	2	6	5	16	6	2	1		6	5	2	5	2	98
合計	33	1	17	6	26	1	27	6	16	15	61	20	5	2	0	19	9	11	14	8	297

(注) 介護サービス事業者数のみ記載し、予防サービス事業者数は記載していない。

休止中の事業所を含む。 みなし指定を除く。

## 9 施設サービス平均利用者数

(令和5年度)

区分 市名	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	介護医療院
洲本市	324	122	0	14
南あわじ市	315	180	0	44
淡路市	380	148	0	35

## 10 民生委員・児童委員、民生・児童協力委員定数等

(令和6年4月1日現在)

区分 市名	定数	民生委員・児童委員数			平均年齢	平均在職期間	協民力生委員児童数
		男	女	計			
洲本市	人 132 ( 5)	人 85 ( 2)	人 35 ( 2)	人 120 ( 4)	歳 69.1	年 4.4	人 167
南あわじ市	148 ( 9)	81 ( 2)	66 ( 6)	147 ( 8)	67.1	2.8	296
淡路市	173 ( 11)	100 ( 4)	73 ( 7)	173 ( 11)	67.2	3.9	307
合計	453 ( 25)	266 ( 8)	174 ( 15)	440 ( 23)			770

※ ( ) 内書きは主任児童委員数

## 11 民生委員・児童委員活動状況

(令和5年度)

区分 市名	内容別相談・支援件数(年度中)													活動日数		
	在宅福祉	介護保険	健康・保健医療	子育て・母子保健	子どもの地域生活	学校子どもの教育・	生活費	年金・保険	仕事	家族関係	住居	生活環境	日常的な支援	その他		
洲本市	件 144 ( 0 )	件 27 ( 0 )	件 29 ( 0 )	件 9 ( 0 )	件 10 ( 10 )	件 9 ( 9 )	件 25 ( 0 )	件 8 ( 0 )	件 3 ( 0 )	件 57 ( 0 )	件 10 ( 0 )	件 50 ( 0 )	件 268 ( 0 )	件 538 ( 25 )	件 1,187 ( 44 )	日 9,731 ( 300 )
構成比	12.1	2.3	2.4	0.8	0.8	0.8	2.1	0.7	0.3	4.8	0.8	4.2	22.6	45.3	100.0	
南あわじ市	351 ( 0 )	63 ( 1 )	44 ( 9 )	64 ( 2 )	126 ( 12 )	118 ( 4 )	20 ( 0 )	4 ( 0 )	28 ( 0 )	92 ( 0 )	33 ( 0 )	145 ( 0 )	235 ( 0 )	706 ( 1 )	2,029 ( 29 )	11,404 ( 389 )
構成比	17.3	3.1	2.2	3.2	6.2	5.8	1.0	0.2	1.4	4.5	1.6	7.1	11.6	34.8	100.0	
淡路市	995 ( 16 )	181 ( 10 )	102 ( 7 )	122 ( 75 )	240 ( 129 )	251 ( 162 )	151 ( 8 )	70 ( 1 )	120 ( 13 )	185 ( 9 )	101 ( 0 )	284 ( 8 )	751 ( 35 )	1,163 ( 26 )	4,716 ( 499 )	13,137 ( 855 )
構成比	21.1	3.8	2.2	2.6	5.1	5.3	3.2	1.5	2.5	3.9	2.1	6.0	15.9	24.8	100.0	
合計	1,490 ( 16 )	271 ( 11 )	175 ( 16 )	195 ( 77 )	376 ( 151 )	378 ( 175 )	196 ( 8 )	82 ( 1 )	151 ( 13 )	334 ( 9 )	144 ( 0 )	479 ( 8 )	1,254 ( 35 )	2,407 ( 52 )	7,932 ( 572 )	34,272 ( 1,544 )
構成比	18.8	3.4	2.2	2.5	4.7	4.8	2.5	1.0	1.9	4.2	1.8	6.0	15.8	30.4	100.0	

※ ( ) 内は主任児童委員を再掲

## 12 児童扶養手当受給資格者の認定状況

(令和6年4月1日現在)

区分 市名	内 訳										合 計	全 世 帯 数 との 対 比		
	死 別				生 別									
	病 死	交 通 事 故 死	そ の 他	小 計	離 婚	生 死 不 明	未 婚 の 母	配 重 偶 度 者 障 害 者	そ の 他	小 計				
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	%		
洲本市	1 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	1 ( 0 )	257 ( 19 )	0 ( 0 )	35 ( 0 )	2 ( 1 )	4 ( 0 )	298 ( 20 )	299 ( 20 )	1.7 ( 0.1 )		
構成比	0.3 ( 0.0 )	0.0 ( 0.0 )	0.0 ( 0.0 )	0.3 ( 0.0 )	86.0 ( 95.0 )	0.0 ( 0.0 )	11.7 ( 0.0 )	0.7 ( 5.0 )	1.3 ( 0.0 )	99.7 ( 100.0 )	100.0 ( 100.0 )	- ( - )		
父子構成比												- ( - )		
南あわじ市	3 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	3 ( 0 )	221 ( 19 )	0 ( 0 )	26 ( 0 )	3 ( 0 )	10 ( 0 )	260 ( 19 )	263 ( 19 )	1.5 ( 0.1 )		
構成比	1.1 ( 0.0 )	0.0 ( 0.0 )	0.0 ( 0.0 )	1.1 ( 0.0 )	84.1 ( 100.0 )	0.0 ( 0.0 )	9.9 ( 0.0 )	1.1 ( 0.0 )	3.8 ( 0.0 )	98.9 ( 100.0 )	100.0 ( 100.0 )	- ( - )		
父子構成比												- ( - )		
淡路市	4 ( 2 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	4 ( 2 )	218 ( 11 )	0 ( 0 )	28 ( 0 )	0 ( 0 )	11 ( 0 )	257 ( 11 )	261 ( 13 )	1.5 ( 0.1 )		
構成比	1.5 ( 15.4 )	0.0 ( 0.0 )	0.0 ( 0.0 )	1.5 ( 15.4 )	83.6 ( 84.6 )	0.0 ( 0.0 )	10.7 ( 0.0 )	0.0 ( 0.0 )	4.2 ( 0.0 )	98.5 ( 84.6 )	100.0 ( 100.0 )	- ( - )		
父子構成比												- ( - )		
合計	8 ( 2 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	8 ( 2 )	696 ( 49 )	0 ( 0 )	89 ( 0 )	5 ( 1 )	25 ( 0 )	815 ( 50 )	823 ( 52 )	1.5 ( 0.1 )		
構成比	1.0 ( 3.8 )	0.0 ( 0.0 )	0.0 ( 0.0 )	1.0 ( 3.8 )	99.0 ( 94.3 )	0.0 ( 0.0 )	0.0 ( 0.0 )	0.0 ( 1.9 )	0.0 ( 0.0 )	99.0 ( 96.2 )	100.0 ( 100.0 )	- ( - )		
父子構成比												- ( - )		

※ ( ) は父子家庭で、児童扶養手当受給資格者。

### 13 母父子子寡婦福祉資金貸付状況

(令和5年度)

区分 市名	事業開始事業継続		修学		技能習得		修業		生活		住宅		転宅		就学支度		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
洲本市	0	0	13	14,656	0	0	0	0	0	0	0	0	3	440	16	15,096		
南あわじ市	0	0	3	2,728	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	2,728	
淡路市	0	0	12	7,886	0	0	1	220	0	0	0	0	0	2	450	15	8,556	
合計	0	0	28	25,270	0	0	1	220	0	0	0	0	0	5	890	34	26,380	

(注) 件数、金額とも、継続貸付分を含む。

## 14 母子父子自立支援員活動狀況

(令和5年度)

区分 市名	生活一般						児童					
	住宅	医療	家庭紛争		就労	結婚	その他	養育	教育	非行	就職	その他
			暴夫力等の	その他								
洲本市	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	
	3	16	4	42	6	0	39	10	14	1	0	
構成比	1.4	7.4	1.8	19.4	2.8	0.0	18.0	4.6	6.5	0.5	0.0	
											8.3	
南あわじ市	0	2	5	4	28	1	12	10	3	1	0	
											4	
構成比	0.0	1.5	3.7	3.0	20.7	0.7	8.9	7.4	2.2	0.7	0.0	
											3.0	
淡路市	7	5	8	14	12	0	41	9	11	0	0	
											4	
構成比	2.7	1.9	3.1	5.4	4.6	0.0	15.7	3.4	4.2	0.0	0.0	
											1.5	
合計	10	23	17	60	46	1	92	29	28	2	0	
											26	
構成比	1.6	3.8	2.8	9.8	7.5	0.2	15.0	4.7	4.6	0.3	0.0	
											4.2	

区分 市名	生活環境							その他				合計	相談回数		
	母子福祉資金	寡婦福祉資金	母母子子福祉年金	児童扶養手当	生活保護	税	その他	たばこ販売	公母子住宅指向	利母子福祉施設の	設母子生活支援施				
洲本市	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	回		
	4	0	4	41	6	0	7	0	0	0	2	217	422		
構成比	1.8	0.0	1.8	18.8	2.8	0.0	3.2	0.0	0.0	0.0	0.9	100.0	—		
南あわじ市	20	0	0	44	0	0	1	0	0	0	0	135	135		
構成比	14.8	0.0	0.0	32.7	0.0	0.0	0.7	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	—		
淡路市	21	2	2	65	3	1	55	0	0	0	1	261	515		
構成比	8.0	0.8	0.8	24.9	1.1	0.4	21.1	0.0	0.0	0.0	0.4	100.0	—		
合計	45	2	6	150	9	1	63	0	0	0	3	613	1,072		
構成比	7.3	0.3	1.0	24.4	1.5	0.2	10.3	0.0	0.0	0.0	0.5	100.0	—		

## 15 児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当受給者数等

(令和6年3月31日現在)

区分 市名	児童手当			児童扶養手当		特別児童 扶養手当
	3歳未満	小学校修了前	中学校修了前	人	人	
洲本市	人 480	人 1,548	人 804	人 299	人 ( 20 )	人 89
南あわじ市	468	1,866	744	320	( 28 )	83
淡路市	525	2,568	846	261	( 13 )	79
合計	1,473	5,982	2,394	880	( 61 )	251

※ 児童扶養手当の( )内は、父子家庭。

※ 児童扶養手当、特別児童扶養手当については、受給資格者数を記載。

## 16 児童福祉施設入所状況

(令和6年3月31日現在)

区分 市名	乳 児 院	児 童 養 護 施 設	障害児 入所施設		肢 体 不 自 由 児 施 設		重 度 心 身 障 害 児 施 設	情 短 期 障 害 児 施 設	児 童 自 立 支 援 施 設	盲 ろ う あ 児 施 設	里 親 委 託	母 子 生 活 支 援 施 設	計
			入 所	通 所	入 所	通 所							
洲本市	人 2	人 10	人 2	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 1	人 2	人 17
南あわじ市	1	3	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	5
淡路市	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	7
合計	5	16	2	0	0	0	1	0	0	0	2	3	29

## 17 中央こども家庭センター洲本分室相談受付状況

(令和5年度)

相談種別 市名	養 護 相 談	保 健 相 談	障　害　相　談						非　行　談		育　成　相　談			その 他の 相　談	合 計	
			肢 体 不 自 由 相 談	視 聽 覚 障 害 相 談	言 語 発 達 障 害 等 相 談	重 症 心 身 障 害 相 談	知 的 障 害 相 談	発 達 障 害 相 談	ぐ 犯 行 為 等 相 談	触 法 行 為 等 相 談	性 格 行 動 相 談	不 登 校 相 談	適 性 相 談	育 児 ・ し つ け 相 談		
洲　本　市	58	1	0	0	0	1	76	5	1	7	3	1	0	1	0	154
南あわじ市	43	0	1	0	0	0	57	1	0	6	4	0	0	0	0	112
淡　路　市	39	0	0	0	0	0	60	7	5	2	0	0	0	0	0	113
管外・不明	18	0	0	0	0	0	8	0	1	0	0	0	0	0	0	27
合　計	158	1	1	0	0	1	201	13	7	15	7	1	0	1	0	406

※県集計数値

### 虐待相談件数（養護相談の内訳）

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	保護の 怠慢・拒否 (ネグレクト)	合　計
淡　路　地　域	17	2	71	26	116
兵　庫　県 (神戸市・明石市を除く)	1,252	47	3,693	854	5,846

※県集計数値

## 18 保育所等入所状況 (認定こども園を含む)

(令和6年4月1日現在)

区分 市名	公立			私立			へき地			合計			待機児童数	
	施設数	定員	入所者数	施設数	定員	入所者数	施設数	定員	入所者数	施設数	定員	入所者数	充足率	
洲本市	力所 9	人 795	人 462	力所 4	人 370	人 336	力所 0	人 0	人 0	力所 13	人 1,165	人 798	68.5	0
南あわじ市	11	1,130	849	3	280	202	0	0	0	14	1,410	1,051	74.5	0
淡路市	8	710	619	4	340	333	0	0	0	12	1,050	952	90.7	0
合計	28	2,635	1,930	11	990	871	0	0	0	39	3,625	2,801	77.3	0

※休園中の保育所を除く。

※委託を除く。

## 19 身体障害者手帳交付状況

(令和6年3月31日現在)

区分 市名	視覚		聴覚 (平衡機能)		言語		肢体		内部		計	
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
洲本市	人 157	人 204	人 28	人 941	人 557	人 1,887						
構成比	8.3	10.8	1.5	49.9	29.5	100.0						
南あわじ市	98	188	23	1,073	552	1,934						
構成比	5.1	9.7	1.2	55.5	28.5	100.0						
淡路市	130	204	26	1,173	600	2,133						
構成比	6.1	9.6	1.2	55.0	28.1	100.0						
合計	385	596	77	3,187	1,709	5,954						
構成比	6.5	10.0	1.3	53.5	28.7	100.0						
県	14,826	18,526	2,692	116,734	68,868	221,646						
構成比	6.7	8.4	1.2	52.7	31.0	100.0						

## 20 療育手帳交付状況

(令和6年3月31日現在)

区分 市名	児 (18歳未満)				者 (18歳以上)				合 計			
	重度 A	中度 B(1)	軽度 B(2)	計	重度 A	中度 B(1)	軽度 B(2)	計	重度 A	中度 B(1)	軽度 B(2)	計
洲 本 市	人 20	人 19	人 90	人 129	人 184	人 87	人 86	人 357	人 204	人 106	人 176	人 486
構成比	4.1	3.9	18.5	26.5	37.9	17.9	17.7	73.5	42.0	21.8	36.2	100.0
南あわじ市	18	12	78	108	176	100	72	348	194	112	150	456
構成比	3.9	2.6	17.1	23.6	38.6	21.9	15.9	76.4	42.5	24.5	33.0	100.0
淡 路 市	16	14	108	138	191	103	93	387	207	117	201	525
構成比	3.0	2.7	20.6	26.3	36.4	19.6	17.7	73.7	39.4	22.3	38.3	100.0
合 計	54	45	276	375	551	290	251	1,092	605	335	527	1,467
構成比	3.7	3.1	18.8	25.6	37.6	19.8	17.0	74.4	41.3	22.9	35.8	100.0
県	3,654	2,923	16,482	23,059	16,322	11,652	15,272	43,246	19,976	14,575	31,754	66,305
構成比	5.5	4.4	24.9	34.8	24.6	17.6	23.0	65.2	30.1	22.0	47.9	100.0

## 21 精神障害者保健福祉手帳交付状況

(令和6年3月31日現在)

区分 市名	1級		2級		3級		計	
	人		人		人		人	
洲 本 市	人 43		人 186		人 77		人 306	
南 あ わ じ 市	37		180		74		291	
淡 路 市	47		176		55		278	
合 計	127		542		206		875	
県※神戸市除く	3,419		20,717		13,303		37,439	

## 22 特別障害者手当・障害児福祉手当・福祉手当受給者状況

(令和6年3月31日現在)

区分 市名	特別障害者手当	障害児福祉手当	福祉手当	計
洲本市	人 76	人 24	人 0	人 100
南あわじ市	47	12	1	60
淡路市	50	15	0	65
合計	173	51	1	225

## 23 介護手当支給状況

(令和6年3月31日現在)

区分 市名	障 害				老 人			合 計
	身 体	知 的	重 複	小 計	寝たきり	認 知	小 計	
洲本市	人 1	人 0	人 0	人 1	人 1	人 0	人 1	人 2
南あわじ市	1	0	1	2	0	0	0	2
淡路市	1	0	0	1	0	0	0	1
合計	3	0	1	4	1	0	1	5

## 24 心身障害者扶養共済制度加入者等の状況

(令和6年3月31日現在)

区分 市名	加入者数	2口加入者数（再掲）	年金受給者数
洲本市	人 8	人 4	人 24
南あわじ市	18	7	32
淡路市	9	1	23
合計	35	12	79

## 25 障害者（児）日常生活支援施策

（令和6年3月31日現在）

区分	居宅系サービス						施設系サービス						
	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	短期入所	同行援護	自立生活援助	共同生活援助	療養介護	生活介護	自立訓練（機能訓練）	自立訓練（生活訓練）	就労移行支援	就労継続支援A型
市名													
洲本市	人 66	人 0	人 1	人 18	人 18	人 1	人 65	人 2	人 154	人 1	人 16	人 5	人 15
南あわじ市	82	0	0	27	8	2	55	9	126	3	26	14	8
淡路市	56	3	2	10	12	0	73	6	129	1	5	2	6
合計	204	3	3	55	38	3	193	17	409	5	47	21	29

区分	施設系サービス				計画相談 相談	地域相談 支援		地域生活		児童サービス			合 計	
	就労継続支援 B型	就労定着支援	施設入所支援	旧法施設支援		地域移行支援	地域定着支援	移動支援	日中一時支援	児童発達支援	放課後等デイサービス	児童相談	保育所等訪問支援	
市名														
洲本市	人 88	人 3	人 73	人 0	人 460	人 1	人 6	人 12	人 7	人 42	人 121	人 203	人 0	人 1,378
南あわじ市	120	10	60	0	379	1	5	16	3	35	99	147	1	1,236
淡路市	192	0	64	0	406	0	1	37	0	13	57	83	3	1,161
合計	400	13	197	0	1245	2	12	65	10	90	277	433	4	3,775

(注)合計は延べ人数。

## 26 身体障害者（児）補装具費支給（修理）状況

（令和5年度）

区分 市名	義 肢		装 具		視覚障 害者 安全 つえ		補聴器		車いす		電動 車いす		歩行 補助 つえ		歩行器		その他		計	
	者	児	者	児	者	児	者	児	者	児	者	児	者	児	者	児	者	児	者	児
洲 本 市	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件
	9	0	8	2	1	0	28	2	20	3	4	0	0	0	0	0	2	0	72	7
南あわじ市	2	0	6	2	3	0	28	0	16	0	5	0	0	0	0	0	6	1	66	3
淡 路 市	5	1	8	2	2	0	28	7	8	3	5	0	0	0	0	0	10	12	66	25
合 計	16	1	22	6	6	0	84	9	44	6	14	0	0	0	0	0	18	13	204	35

## 27 身体障害者（児）日常生活用具給付等事業状況

(令和5年度)

区分・ 者児別 市名	特 殊 寝 台 者 (児)	特 殊 マ ツ ト 者 (児)	入 浴 補 助 用 具 者 (児)	頭 部 保 護 帽 者 (児)	火 災 警 報 器 者 (児)	拡 視 大 障 害 書 者 器 用 者 (児)	読 活 視 上 字 障 害 装 文 書 者 置 書 用 者 (児)	支 情 援 報 用 通 具 信 者 (児)	屋 聴 内 覚 信 障 号 害 装 者 置 用 者 (児)	通 聴 覚 信 障 害 装 者 置 用 者 (児)
	者 (児)	者 (児)	者 (児)	者 (児)	者 (児)	者 (児)	者 (児)	者 (児)	者 (児)	者 (児)
洲 本 市	件 1 ( 0 )	件 0 ( 0 )	件 1 ( 0 )	件 0 ( 0 )	件 0 ( 0 )	件 1 ( 0 )	件 0 ( 0 )	件 0 ( 0 )	件 0 ( 0 )	件 3 ( 0 )
南あわじ市	0 ( 0 )	0 ( 0 )	1 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	1 ( 0 )	0 ( 0 )	2 ( 0 )	0 ( 0 )	1 ( 0 )
淡 路 市	2 ( 1 )	2 ( 0 )	1 ( 0 )	2 ( 0 )	0 ( 0 )	3 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	1 ( 0 )	0 ( 0 )
合 計	3 ( 1 )	2 ( 0 )	3 ( 0 )	2 ( 0 )	0 ( 0 )	5 ( 0 )	0 ( 0 )	2 ( 0 )	1 ( 0 )	4 ( 0 )

区分・ 者児別 市名	補 携 助 用 装 会 置 話 者 (児)	ネ ブ ラ イ ザ ー 器 ん 者 (児)	吸 電 気 引 式 た 器 ん 者 (児)	透 析 液 加 温 器 者 (児)	ス ト マ 装 具 者 (児)	紙 お む つ 者 (児)	補 居 宅 助 生 用 動 具 作 者 (児)	そ の 他 者 (児)	計 者 (児)
	者 (児)	者 (児)	者 (児)	者 (児)	者 (児)	者 (児)	者 (児)	者 (児)	者 (児)
洲 本 市	件 0 ( 0 )	件 0 ( 0 )	件 3 ( 0 )	件 1 ( 0 )	件 867 ( 0 )	件 72 ( 72 )	件 3 ( 0 )	件 4 ( 0 )	件 956 ( 72 )
南あわじ市	0 ( 0 )	0 ( 0 )	1 ( 0 )	1 ( 0 )	813 ( 0 )	117 ( 23 )	2 ( 0 )	7 ( 0 )	946 ( 23 )
淡 路 市	0 ( 0 )	0 ( 0 )	2 ( 0 )	1 ( 0 )	1005 ( 0 )	71 ( 31 )	1 ( 1 )	4 ( 0 )	1,095 ( 33 )
合 計	0 ( 0 )	0 ( 0 )	6 ( 0 )	3 ( 0 )	2,685 ( 0 )	260 ( 126 )	6 ( 1 )	15 ( 0 )	2,997 ( 128 )

※ 給付又は貸与した用具のみを記載。

## 28 身体障害者相談員活動状況

(令和5年度)

区分 市名	相談員数	相談内容												
		手帳申請	更生医療	補装具	施設入所	就職	結婚	障害年金	税の減免	生活	医療保健	その他の福祉援護資金	免役機能相談	計
洲本市	人 7	件 1	件 3	件 0	件 0	件 0	件 0	件 0	件 0	件 10	件 1	件 0	件 0	件 15.0
	構成比 —	6.6	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	66.7	6.7	0.0	0.0	100.0
南あわじ市	11	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
	構成比 —	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
淡路市	10	8	3	5	2	1	1	6	5	15	0	0	0	46
	構成比 —	17.4	6.5	10.9	4.3	2.2	2.2	13.0	10.9	32.6	0.0	0.0	0.0	100.0
合計	28	9	6	5	2	1	1	6	5	26	1	0	0	62
	構成比 —	14.5	9.7	8.1	3.2	1.6	1.6	9.7	8.1	41.9	1.6	0.0	0.0	100.0

## 29 知的障害者相談員活動状況

(令和5年度)

区分 市名	相談員数	相談内容							
		療育	生活	施設入所	就学	就職	家族関係	その他	計
洲本市	人 2	件 0	件 4	件 0	件 0	件 0	件 2	件 0	件 6
	構成比 —	0.0	66.7	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0	100.0
南あわじ市	3	19	6	0	12	3	0	4	44
	構成比 —	43.2	13.6	0.0	27.3	6.8	0.0	9.1	100.0
淡路市	5	0	5	0	15	0	0	7	27
	構成比 —	0.0	18.5	0.0	55.6	0.0	0.0	25.9	100.0
合計	10	19	15	0	27	3	2	11	77
	構成比 —	24.7	19.4	0.0	35.1	3.9	2.6	14.3	100.0

### 30 更生医療受給者数

(令和5年度)

区分 市名	肢体障害	心臓障害	じん臓障害	聴覚障害	免疫障害等	計
	人	人	人	人	人	人
洲本市	34	0	28	0	3	65
南あわじ市	23	1	18	0	3	45
淡路市	18	4	8	0	3	33
合 計	75	5	54	0	9	143

### 31 精神通院医療受給者数

(令和5年度)

区分 市名	受給者数
	人
洲本市	591
南あわじ市	521
淡路市	567
合 計	1,679

## 32 生活保護の実施状況

(令和6年3月分)

区分 市名	被保護世帯数	被保護実人員	人保 口護 対率 千・人	扶助別世帯数及び人員							
				生活扶助		住宅扶助		教育扶助		介護扶助	
				世 帯	人 員	世 帯	人 員	世 帯	人 員	世 帯	人 員
洲本市	395	461	11.2	325	371	280	325	5	9	118	122
南あわじ市	267	327	7.4	218	266	130	152	5	8	64	66
淡路市	255	297	7.1	209	242	155	178	2	3	71	75
合 計	917	1,085	9.4	752	879	565	655	12	20	253	263

区分 市名	扶助別世帯数及び人員								
	医療扶助								
	世 帯	人 員						合計	
		入	院	入	院	外			
		精神	その他	計	精神	その他	計		
洲本市	世帯 単位	361	20	14	34	7	366	373	407
南あわじ市		250	10	23	33	9	259	268	301
淡路市		231	7	17	24	3	228	231	255
合 計	計	842	37	54	91	19	853	872	963

### 33 生活保護費の支出状況

(令和5年度)

区分 市名	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助	医療扶助	その他の 扶助	計
洲本市	千円 206,200	千円 85,943	千円 826	千円 15,278	千円 465,526	千円 30,876	千円 804,649
南あわじ市	141,819	41,372	805	11,119	422,637	17,124	634,876
淡路市	143,767	41,264	439	12,043	327,063	49,763	574,339
合計	491,786	168,579	2,070	38,440	1,215,226	97,763	2,013,864

### 34 生活保護の労働力類型別世帯数

(令和6年3月分)

区分 市名	稼働世帯						非稼働 世帯	被保護 世帯数 合計		
	主が就労している世帯				世帯員が 就労して いる世帯	計				
	常用	日雇	内職	その他						
洲本市	世帯 38	世帯 2	世帯 3	世帯 1	世帯 6	世帯 50	世帯 343	世帯 393		
南あわじ市	2	13	1	10	3	29	238	267		
淡路市	7	8	3	9	1	28	227	255		
合計	47	23	7	20	10	107	808	915		

※ 停止中を除く

### 35 生活保護の世帯類型別世帯数

(令和6年3月分)

区分 市名	単身世帯				2人以上世帯					被保護世帯数合計
	高齢者	傷病障害者	その他	計	高齢者	母子	傷病障害者	その他	計	
洲本市	世帯 240	世帯 70	世帯 31	世帯 341	世帯 22	世帯 7	世帯 10	世帯 13	世帯 52	世帯 393
南あわじ市	145	56	22	223	14	5	8	17	44	267
淡路市	156	37	24	217	21	2	4	11	38	255
合計	541	163	77	781	57	14	22	41	134	915

※ 停止中を除く

### 36 生活困窮者自立支援事業の実施状況

(令和5年度)

区分 市名	新規相談受付件数	プラン作成件数	就労支援対象者数	法に基づく事業等の利用件数						その他	
				住居確保給付金	一時生活支援	家計改善支援	就労準備支援	就労訓練	自立就労支援	生活福祉資金貸付	就労自立促進
洲本市	件 11	件 3	件 3	件 3	件 0	件 0	件 0	件 0	件 0	件 4	件 0
南あわじ市	41	1	0	1	0	0	0	0	0	2	0
淡路市	43	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	95	4	3	4	0	0	0	0	0	6	0
県	10,614	2,059	1,370	434	139	254	234	25	1,162	211	755

### 37 高齢期移行助成事業

(令和5年度)

区分 市名	受給者数	医療費 (公費負担額)		受給者証 交付率	年間 受診件数	1人当り 医療費 (公費負担 額)	1件平均 受診単価
		うち県費					
洲本市	人 55	千円 2,476	千円 449	% 1.9	件 1,230	円 45,018	円 2,013
南あわじ市	104	4,527	2,184	3.0	1,859	43,529	2,435
淡路市	125	3,223	1,612	4.1	2,096	25,784	1,538
合計	284	10,226	4,245		5,185	36,007	1,972
県	4,561	168,252	80,408			36,889	

※ 受給者証交付率＝受給者数（令和5年度平均受給者数）÷対象者（R6.2月末現在）

※ 医療費（公費負担額）欄の数値については四捨五入（県分は切上げ）している。

### 38 重度障害者医療費助成事業

(令和5年度)

区分 市名	受給者数	医療費 (公費負担額)		受給者証 交付率	年間 受診件数	1人当り 医療費 (公費負担 額)	1件平均 受診単価
		うち県費					
洲本市	人 471	千円 68,604	千円 29,836	% 98.1	件 12,495	円 145,656	円 5,491
南あわじ市	344	55,041	27,475	88.8	8,086	160,003	6,807
淡路市	362	48,011	24,006	98.1	8,924	132,627	5,380
合計	1,177	171,656	81,317		29,505	145,842	5,818
県	43,904	6,628,760	3,237,493			150,983	

※ 受給者証交付率＝受給者数（令和5年度平均受給者数）÷対象者（R6.2月末現在）

※ 医療費（公費負担額）欄の数値については四捨五入（県分は切上げ）している。

## 39 乳幼児医療費助成事業

(令和5年度)

区分 市名	受給者数	医療費 (公費負担額)		受給者証 交付率	年間 受診件数	1人当たり 医療費 (公費負担 額)	1件平均 受診単価
		うち県費					
洲本市	人 2,083	千円 59,327	千円 29,546	% 84.5	件 44,911	円 28,482	円 1,321
南あわじ市	2,561	66,437	33,056	80.3	51,811	25,942	1,282
淡路市	2,298	60,209	30,105	85.9	46,696	26,201	1,289
合計	6,942	185,973	92,707		143,418	26,790	1,297
県	302,376	7,047,580	3,520,930			23,307	

※ 受給者証交付率＝受給者数（令和5年度平均受給者数）÷対象者（R6.2月末現在）

※ 医療費（公費負担額）欄の数値については四捨五入（県分は切上げ）している。

## 40 母子家庭等医療費給付事業

(令和5年度)

区分 市名	受給者数	医療費 (公費負担額)		受給者証 交付率	年間 受診件数	1人当たり 医療費 (公費負担 額)	1件平均 受診単価
		うち県費					
洲本市	人 131	千円 6,641	千円 2,712	% 20.1	件 2,130	円 50,695	円 3,118
南あわじ市	136	5,652	2,822	15.5	2,452	41,559	2,305
淡路市	150	6,837	4,558	17.9	2,324	45,580	2,942
合計	417	19,130	10,092		6,906	45,875	2,770
県	22,937	962,944	388,417			41,982	

※ 受給者証交付率＝受給者数（令和5年度平均受給者数）÷対象者（R6.2月末現在）

※ 医療費（公費負担額）欄の数値については四捨五入（県分は切上げ）している。

## 41 高齢重度障害者医療費助成事業

(令和5年度)

区分 市名	受給者数	医療費 (公費負担額)		受給者証 交付率	年間 受診件数	1人当たり 医療費 (公費負担 額)	1件平均 受診単価
		うち県費					
	人	千円	千円	%	件	円	円
洲本市	614	51,521	19,238	98.4	14,937	83,910	3,449
南あわじ市	506	56,299	21,408	94.5	11,524	111,263	4,885
淡路市	641	66,560	22,804	98.7	15,493	103,838	4,296
合計	1,761	174,380	63,450		41,954	99,023	4,157
県	43,944	4,619,093	1,593,624			105,113	

※ 受給者証交付率＝受給者数（令和5年度平均受給者数）÷対象者（R6.2月末現在）

※ 医療費(公費負担額)欄の数値については四捨五入（県分は切上げ）している。

## 42 こども医療費助成事業

(通院+入院)

(令和5年度)

区分 市名	受給者数	医療費 (公費負担額)		受給者証 交付率	年間 受診件数	1人当たり 医療費 (公費負担 額)	1件平均 受診単価
		うち県費					
洲本市	人 1,556	千円 18,680	千円 9,707	% 80.2	件 22,479	円 12,005	円 831
南あわじ市	1,865	21,426	11,087	83.6	25,416	11,489	843
淡路市	1,635	20,103	10,192	80.6	23,961	12,295	839
合計	5,056	60,209	30,986		71,856	11,908	838
県	203,691	2,292,417	1,199,813			11,254	

※ 受給者証交付率=受給者数（令和5年度平均受給者数）÷対象者（R6.2月末現在）

※ 医療費(公費負担額)欄の数値については四捨五入（県分は切上げ）している。

※ 県欄は、医療費（公費負担額）のみ集計。

## 43 淡路の福祉トピックス

年	月	記	事
昭和			
30	9	淡路福祉事務所を洲本市山下町甲790番地の1に設置	
32	4	県民養老年金条例施行	
33	12	北淡町立北淡養老院（現養護老人ホーム北淡荘）開設	
38	8	のじぎく賞制度発足	
	8	島内全市町に善意銀行設立	
39	4	中央児童相談所淡路分室（現中央こども家庭センター洲本分室）設置	
	6	善意の日制定	
	12	淡路地区愛の里親事業始まる	
42	10	戦没学徒記念「若人の広場」が南淡町に完成	
44	12	淡路福祉事務所が洲本市塩屋2丁目4番5号に移転	
45	4	精神薄弱児施設五色学園（現知的障害児施設五色精光園児童寮）開設	
	4	老人大学おのころ学園開設（洲本市）	
46	10	老人福祉医療制度発足	
48	3	養護盲老人ホーム五色園開設	
	5	老人大学いざなぎ学園開設（淡路文化会館）	
	8	乳児・重度心身障害者（児）福祉医療制度発足	
	8	在宅重度心身障害者（児）介護手当制度実施	
49	4	「ひとり暮らし老人を訪ねる運動」が始まる	
	10	特別養護老人ホーム あわじ荘開設	
	10	北淡町心身障害者機能回復訓練施設 あわじ園開設	
50	10	重度心身障害者（児）福祉手当制度実施	
51	8	「母と子のしあわせの輪を広げる運動」始まる	
53	8	精神薄弱者更生施設 五色精光園成人寮（現障害者支援施設五色精光園成人寮）開設	
54	4	老人大学淡路学園開設（五色町）	
	7	母子家庭等医療給付事業助成制度発足	
55	7	淡路高齢者生きがい創造センターを五色町に開設	
56	8	淡路地区国際障害者記念福祉大会開催	
57	4	「障害者にそっと手をさしのべる運動」始まる	
	4	老人大学うずしお学園開設（三原町）	
59	4	「ふれあいの鈴」運動始まる	
	6	福祉コミュニティ憲章制定	
	12	福祉コミュニティ憲章制定記念、「福祉愛のフェスティバル in AWAJI」開催	
60	6	くにうみの祭典記念「善意のつどい」開催	
61	4	特別障害者手当制度発足	
	9	ボランティアカレッジ淡路地域大学開設	
62	4	市町高齢者サービス調整チーム発足	
	6	高齢者総合相談センター（シルバー110番）開設	
	10	ボランティア体験教室開設	
平成			
元	2	西淡町に島内初のデイ・サービスセンター開設	

年	月	記 事
元	3	島内の社会福祉施設に非常通報装置（ホットライン）を設置「8施設」
	7	「兵庫のまつり 淡路ふれあいの祭典」開催
	12	高齢者保健福祉10か年戦略（ゴールドプラン策定）
2	7	民生協力委員制度発足
	6	社会福祉関係8法改正
3	9	五色町に島内初の在宅介護支援センター開設
	11	長寿社会対策大綱（人生80年いきいきプラン策定）
4	2	洲本市地域福祉センター開設
	10	福祉のまちづくり条例制定
5	4	老人福祉施設・身体障害者福祉施設への措置権等が県から市町へ委譲される
	11	一宮町に島内初の高齢者生活福祉センター開設
6	1	主任児童委員制度発足
	2	障害者基本法成立
7	1	阪神・淡路大震災起こる
	5	“すこやかひょうご”障害者福祉プラン策定
	9	三原町に島内初の老人保健施設「平成クラブ」開設
8	4	五色町に島内初の心身障害児通園施設「わたぼうし」開設
9	5	兵庫県少子化対策総合推進計画—理念編—策定（“すこやかひょうご”子ども未来プラン）
	6	淡路聴覚障害者センター開設
	12	介護保険法公布
	12	津名町に島内初のケアハウス「津名やすらぎの里」開設
10	2	五色町で痴呆性老人向けグループホーム開設
	3	兵庫県少子化対策総合推進計画—行動編—策定（“すこやかひょうご”子ども未来プラン）
	4	中央児童相談所洲本分室が中央こどもセンター洲本分室に改称
11	1	「国際障害者年」テーマ“すべての世代のための社会をめざして”
12	4	介護保険法施行 社会福祉事業法が社会福祉法に改正・改称 配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律施行
12	11	児童虐待の防止に関する法律施行
13	4	保健所と福祉事務所を健康福祉事務所に再編統合し、県民局の内部組織となる
	6	島内初の身体障害者療護施設「フローラほくだん」開設
14	1	「ボランティア国際年」テーマ“みんな輝く社会へ あなたの力で”
15	4	障害者福祉が措置制度から支援費制度に移行
16	10	台風23号により災害救助法が適用される
17	1	三原郡4町（緑町、西淡町、三原町、南淡町）の合併により南あわじ市が誕生 三原郡4町の社会福祉協議会が合併し、南あわじ市社会福祉協議会が誕生
17	4	中央こどもセンター洲本分室が中央こども家庭センター洲本分室に改称
17	4	発達障害者支援法施行 津名郡5町（津名町、淡路町、北淡町、一宮町、東浦町）の合併により淡路市が誕生 津名郡5町の社会福祉協議会が合併し、淡路市社会福祉協議会が誕生
	6	改正介護保険法施行

年	月	記 事
18	2	洲本市と津名郡五色町の合併により洲本市が誕生し、島内3市体制が始まる 洲本市と五色町の社会福祉協議会が合併し、洲本市社会福祉協議会が誕生
	4	障害者自立支援法施行 改正障害者の雇用の促進等に関する法律施行（精神障害者に対する雇用対策の強化、障害福祉施策との有機的な連携等） 介護保険制度の改革（予防重視型システムへの転換） 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律施行
	10	第6回全国障害者スポーツ大会「のじぎく兵庫大会」が開催され、淡路でソフトボール系3競技が行われる
19	6	淡路障害者自立支援協議会が設立
20	4	老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に改正・改称（後期高齢者医療制度発足）
21	4	老人福祉計画及び第4期介護保険事業計画や第2期障害福祉計画スタート 南淡路健康福祉事務所と北淡路健康福祉事務所が洲本健康福祉事務所に再編統合 5 新型インフルエンザ対策本部設置
22	4	子ども手当制度がスタート
23	9	台風12・15号による豪雨災害が発生
24	4	老人福祉計画及び第5期介護保険事業計画や第3期障害福祉計画スタート 子ども手当から児童手当へ制度改正 10 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行 3市虐待防止センター設置
25	4	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）施行 「淡路島を震源とする地震」起こる 5 県立淡路病院が「県立淡路医療センター」として、移転、開院
26	10	台風19号による豪雨災害が発生 ひとり親家庭に対する支援施策の充実
27	4	生活困窮者自立支援法施行 子ども・子育て支援新制度がスタート 医療介護総合確保推進法の一部施行 老人福祉計画及び第6期介護保険事業計画や第4期障害福祉計画スタート
28	4	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）施行
29	4	改正社会福祉法施行（社会福祉法人制度改革）
30	4	老人福祉計画及び第7期介護保険事業計画や第5期障害福祉計画スタート
令和 2	4	新型コロナウィルス対策の特別措置法に基づき、兵庫県を含む8都府県を対象に緊急事態宣言が出され、翌月、対象地域が全国に拡大
3	1	新型コロナウィルス対策の特別措置法に基づき、首都圏4都県に追加する形で大阪府・京都府と共に兵庫県に2回目の緊急事態宣言
3	4	老人福祉計画及び第8期介護保険事業計画や第5期障害福祉計画スタート 改正社会福祉法施行（包括的な支援体制の構築支援等） 新型コロナウィルス対策の特別措置法に基づき、まん延防止等重点措置を実施 感染の急拡大が収まらない状況であるため、兵庫県に3回目の緊急事態宣言

年	月	記 事
	6	新型コロナウィルス対策の特別措置法に基づき、まん延防止等重点措置を実施
	8	新型コロナウィルス対策の特別措置法に基づき、3回目のまん延防止等重点措置実施となるが、感染の急拡大が収まらない状況であるため、兵庫県に4回目の緊急事態宣言
4	1	新型コロナウィルス対策の特別措置法に基づき、まん延防止等重点措置を実施
5	5	新型コロナウィルス感染症が5類感染症に移行

## 県民局・市福祉関係窓口所在地一覧

### 淡路県民局の所在地

所 属	課 名	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号
淡路県民局 洲本健康福祉事務所	監査・福祉課	洲本市塩屋二丁目4番5号	0799-26-2054	0799-22-3345

### 市 の 所 在 地

所 属	課 名	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号
洲 本 市	福 祉 課	洲本市本町三丁目4番10号	0799-22-3332	0799-22-1690
	子ども子育て課	同 上	0799-22-1333	
	介 護 福 祉 課	同 上	0799-22-9333	0799-26-0552
	健 康 増 進 課	洲本市港2番26号	0799-22-3337	0799-24-2210
	保 険 医 療 課	洲本市本町三丁目4番10号	0799-24-7608	0799-22-3377
	サービス事業所	洲本市五色町都志大日707番地	0799-33-0597	0799-33-0270
南 あ わ じ 市	福 祉 課	南あわじ市市善光寺22番地1	0799-43-5216	0799-43-5316
	子育てゆめるん課	同 上	0799-43-5219	0799-43-5319
	長寿・保険課	同 上	0799-43-5217	0799-43-5317
	地域包括支援室	同 上	0799-43-5237	0799-43-5317
	健 康 課	同 上	0799-43-5218	0799-43-5318
淡 路 市	福 祉 総 務 課	淡路市生穂新島8番地	0799-64-2509	0799-64-2561
	子 育 て 応 援 課	同 上	0799-64-2134	
	地 域 福 祉 課	同 上	0799-64-2510 0799-64-2145 0799-64-2127	0799-64-2564
	長 寿 介 護 課	同 上	0799-64-2511	0799-64-2529
	健 康 増 進 課	同 上	0799-64-2541	

### 「淡路の福祉2024」

2025(令和7)年3月発行

兵庫県洲本健康福祉事務所(監査・福祉課)

洲本市福祉事務所(福祉課)

南あわじ市福祉事務所(福祉課)【編集幹事】

淡路市福祉事務所(福祉総務課)